

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の教育・研究誌

経済科学通信

第22号

1978年6月

特集 * 労働問題研究の基礎視角

- | | |
|--|------------|
| 労働問題研究の課題によせて | 戸木田 嘉久 (1) |
| 労働運動と財政民主主義 | 二宮 厚美 (3) |
| 労働者階級状態論に関する覚書 | 光岡 博美 (13) |
| ——F. エンゲルス『イギリスにおける
労働者階級の状態』を素材として—— | |
| 労働力流動化政策と教育・訓練・生活手段（中） | 松田 和男 (24) |

イギリス貴族の大土地所有と都市開発

島 浩二 (30)

職場からの研究報告

- | | |
|--|-----------|
| 公的扶助労働論 | 武元 獻 (44) |
| ——仲田論文「生活保護ケースワーカーの
『シラケ』の考察」の批判的検討—— | |

座談会

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 日本経済分析と統計学の課題 | 野川 沢正徳史 (55) |
| ——『統計日本経済分析』の刊行によせて—— | |

書評

- | | |
|----------------------------|------------|
| 野村秀和『現代の企業分析』 | 田井 修司 (63) |
| 政治経済研究所編『転換期の中小企業問題』 | 岩井 浩三 (67) |

産業調査雑感

- | | |
|------------------------|------------|
| 岡山県の被服縫製業の調査を終えて | 下野 克己 (71) |
|------------------------|------------|

基礎研だより

- | | |
|-------------------------|------|
| 夜間通信研究科78年春期合宿の報告 | (80) |
|-------------------------|------|

基礎経済科学研究所

このことは、労働問題の研究者に、二つの基本的な視点を提供する。第一は、今日の国家独占資本主義にたいする経済学的理解と分析をぬきに、今日の労働問題、労働運動の科学的分析はありえないこと、第二は、だが、資本主義国の経済制度が、労働問題、労働運動を規定する「根本原因」であっても、経済制度にすべては解消できず、労働運動はそれとしての独自的な発展の合法則性をもつこと。

つまり、この二つの課題をどう統一的にあつかうか、これが、労働問題、労働運動研究のもっともむつかしい根本問題である、といってよいであろう。

4

レーニンの一句から引き出される第三の問題は、彼は、労働運動における諸潮流を、すべての「文明国」、つまり現代資本主義に固有の「根本原因」を有するものとみながら、他方に、夫々の国の発展の具体的・歴史的条件の解明を重視していることである。私たちは、彼が、「民族的特殊性または伝統の影響からきえも説明するわけにはいかない」というとき、現代資本主義の経済的諸法則の貫徹とあわせて、副次的にせ

よ、「民族的特殊性」、「伝統の影響」をいかに重視していたかを、銘記する必要があろう。

私じしんの問題关心からすれば、今日ほど、戦後日本資本主義の特質、戦後日本労働者階級の特質が明らかにされねばならない時期はない、と思っている。私のヨーロッパ留学の最大の収穫は、この点の問題意識をいやというほど、鮮明にさせられたことであった。発達した資本主義国の今日の革命が、先進国革命として包括される普遍的な性格をもつとしても、やはり日本は日本であり、フランスはフランスであるというほかはない。

かつて、戦前の日本資本主義と労働者階級の特質として、「半封建性」が刻印されたが、対米従属のもとで、異常な高蓄積を持続してきた戦後日本資本主義の特質はどこにあるのか、そのなかで形成されてきた戦後日本の労働者階級の特質はどこにあるのか。そこでは、戦前との連続・断絶の問題をふくめて、新たな「民族的特殊性」と「伝統」とが問われねばならないのではないか。そして、そのためには、私たちは、発達した資本主義諸国の現状と労働者階級の状態についても、もっと具体的な事実を知る努力を必要とするのではないだろうか。

労働運動と財政民主主義

二 宮 厚 美

恒例の夜間通信研究科研交流集会（合宿）はこの春で通算5回目をむかえ、そのテーマも古典と現代を架橋する努力の中で今回は「戦後日本資本主義と労働者階級の発達の現段階」という、今日待望のものへと具体化されるにいたった。当日、テーマにとりくんだ湯浅良雄氏の報告と「構造的危機下の中小企業労働組合の視点」と題した菊地組子氏の報告は、広い視野と古典および現実に裏づけられた高い説得力をもって参加者一同を魅きつけ、熱のこもった共同討論をよびおこさずにはいなかった。報告者の問題提起と参加者からの討論点はそのまま放つておくには惜しい豊富な内容のこもったものであり、今後本誌であらためて掲載されるはずであるが、合宿の雰囲気が冷えきらぬうちに、とり急ぎまとめておくのも意味あることであろう。本稿はこの合宿のテーマをめぐる討論を念頭において、さらにさかのぼって言えば、テーマ設定過程における研究科研究教育委員会での討議、報告づくりに数回のゼミナールを費して検討をすすめてきた労農運動学科での議論などの紹介をこめて、現代日本資本主義と労働運動をめぐる論点についてのいくつかの素材提供をおこなってみようと思う。すでにこれまでになされた討論の予告編というのは順序がさかさまになって恐縮であるが、この小論がうち続く本誌での活発な討論の予告編というか、半熟の味を提供できれば幸いである。

I. 企業主義とその基盤

先の合宿において議論が沸騰した論点の1つは労働運動における「企業主義的傾向」についてであった。言うまでもなく企業主義とは労働者を企業の枠でしばり、労働運動の利益を企業

の支払い能力その他の蓄積条件につなぎとめてしまう傾向に他ならない。この傾向が現代日本の労働運動に深刻な影をおとしていることは恐らく誰しも否定しえない事実であろうが、合宿ではとりわけ菊地氏より、組合書記の体験を生かした迫力をもって、中小企業労働運動のかかえる最大の弱点とさえ言いうる問題として力説された。今少し説明を加えれば、高度成長期の中小企業労働運動、とりわけ「中堅」に属する企業での労働運動は、これまで春闘において賃上げ相場形成に無視しえぬ力を示したり¹⁾、社会保障等の制度要求を国民春闘の形でおしすすめる中で、階級的民主的労働運動の影響力を強めていくなど、相当の成果をあげてきた。ところがその反面、未組織労働者の組織化における弱さ、「合理化」に対する闘いの弱点等、重大な諸課題を後に残したまま74年以降の構造的危機に突入し、そこで企業主義的弱点が明白にあらわれてきた。つまり、企業の営業・業績に枠づけられた運動では不況の深刻化とともに運動の大きな原動力であった賃上げ闘争にも限界が始まれば、運動全体も重く鈍くなってしまいかざるをえない傾向がみえる、というわけである。

このような経験は75年以後の「春闘連敗」のなかでしばしば指摘されてきたことであり、それほど珍らしい経験とは言えないかもしれない。事実、合宿での報告および討論は企業主義的傾向があるかないかという点をめぐって行なわれたのではなく、主になぜ企業主義が発生し再生・維持されているのか、その基盤は何なのか、とりわけ戦後日本の企業主義の物質的基盤はどこにあるのか²⁾、という点に主眼があったのであって、企業主義克服の前提であるその物質的基盤の解明を通じて克服の方向を明らかに

する、という形で活発な討論が行なわれたのである。したがってわれわれもここで直截に企業主義の基盤という問題に入つてみることにしたい。

企業主義が企業の枠に労働者を緊縛していくことにもとづいているとすれば、その状態における労働者は企業ごとに分断ないし分裂させられているわけであって、これが労働運動にあらわれる時は、労働運動が企業ごとに分断されてしまうことを意味する。企業ごとに分断された労働運動は直接には各企業の労働組合によって支えられている、ということから、企業主義と労働組合との関係が問われ、日本の企業別組合と企業主義の関係が問題にされよう。この捉え方は日本の労働運動の特質、ここでは企業主義的傾向を日本「固有」の企業別組合という組織形態から問題にしようとするものであって、いわば常識的に流布している考え方であると言つてよい。企業別組合と企業主義との対応関係については、たとえば次のような評価を参考されたい。

「企業別組合は、ある企業に長期勤続を予定された正規従業員のみが結成する組合でありし、組合員の雇用・労働条件は所属企業の安定と繁栄にかかっているのだから、企業の利益と組合員=従業員の利益は一致する側面が多いことはいなめない。そのため、労使の利害の対立面があいまいにされ、組合員の利益を企業の利益に従属させてしまうか、企業の利益の枠内でのみ組合活動が行なわれることになってしまふ³⁾。」

企業別組合の制約なり問題点はこの企業主義との関係以外にも触れるべき点はあるが、ここではそのことよりも、企業主義の基盤を企業別組合という組織形態との関係で問題にした場合には逆に企業別組合の基盤は何なのかという問題につきあたる、ということに目を向けてみよう。言いかえれば、企業主義と企業別組合の弱点の結びつきが明らかになったとしても、次にその結びつきそのものを支える基盤は何か、この点を検討しなければならない。実はこの課題

に迫る研究史もこれまで多くの成果を残してきた⁴⁾。いわゆる「企業別組合論」がそれである。

「企業別組合論」は大河内一男氏等の見地であって、戸木田嘉久氏の整理によれば次のような内容に要約される。それは戦後日本の企業別組合の形成の基盤を、「賃労働の日本型=出稼型賃労働、企業毎の封鎖的労働市場、年功的労使関係、年功的熟練などに一元化してしまう見解、さらにはこのような一元化された要因を承認したうえで、戦前における企業・事務所を単位とした組合組織の存在を検証するといった所論など⁵⁾」をさしている。要するに日本の労使関係とか日本の労務管理、その背後にある日本の労働市場等、これらが企業別組合の基盤である、との認識である。終身雇用制や年功賃金制などが戦後日本に長く命脈を保ち、それが労働者の企業意識や労働運動の方向に一定の影響を与えたことは、確かに事態的一面をつく指摘であって、それ相応の評価が与えられよう。「企業別組合論」もその限りで評価すべき側面をもっていたと言わなければならない⁶⁾。とは言え、戸木田氏によれば、この理論は「企業別組合」という組織形態を「多かれ少なかれ宿命化する傾向におちいっていた」と評価される⁷⁾。なぜかと言えば、「企業別組合論」は労働組合の組織形態や内容を「階級闘争の全条件」から検討する見地にたたず、したがってまた資本蓄積の発展、生産過程の技術的変化およびそれに伴う労働管理の変化、階級結集の諸条件の変化など、企業別組合の基盤の変化を軽視する結果になっていくからである。

そこでわれわれには先に提起した企業主義と企業別組合の制約の結びつきをささえる基盤の検討を、「企業別組合論」とは別の角度からすすめていくことが必要となった。その糸口を今度は戸木田氏の所説を検討しつつ発見してみることにしよう。

戸木田氏は労働組合の組織形態を「階級闘争の全条件と必要そのものに規定され発展せられ」るという見地にたち、「その運動内容のいかんを問はず、結局は資本の集積、集中、資本

の社会的結合を土台とした資本主義の発展段階によって規定される⁸⁾」と主張する。この見地から、企業別組合の階級的・民主的強化が産業別組合の確立、労働戦線の階級的統一につながっていくという、いわゆる「企業別組合の再評価」の問題意識を伏在させた見とおしを成立させる諸契機として、主要な二点を主張されている。今この契機を企業別組合の限界を克服する契機としておけば、その1つは、「国家独占資本主義下の労働組合組織としては、労働者階級の立場を堅持した側からも、また資本の意志を反映する右翼的潮流の側からも、何らかの形で産業別結集、全国的結集を要求せざるをえない」ということである。⁹⁾ その第2の契機は、「日本の労使関係」つまり終身雇用や年功賃金制が資本蓄積過程で内的矛盾をかかえ拡大し、全国的制度要求闘争等の発展をつうじてしか決着がつけられえなくなることである¹⁰⁾。

ここで指摘されている企業別組合の限界を克服する契機とは、あえて要約すれば、国家独占資本主義のもとでの階級配置と労働者の要求との双方の面での全国的性格の発展のことである。この指摘自体はきわめて正当であって、国家独占資本主義的蓄積が労働運動の全国的・階級的統一をおしそすめざるをえない側面を周到に指摘したものである。この見地をおしそすめてゆけば、今述べたこととは逆の側面、つまり国家独占資本主義が労働運動の全国的統一の障害をつくりだし、われわれの初めの問題提起であった企業主義と企業別組合の制約の結びつきを不斷に強化しうち固めようとする側面、この側面の発展の中で結局のところ戸木田氏が指摘するような労働運動の産業別・全国的統一、発展をよびおこさざるをえない、という見地にいきつくことになろう。とすれば、先の「企業別組合論」の弱点の1つは、国家独占資本主義の行財政、官僚機構と「日本の労使関係」との結びつきを正面にすえて検討しなかった、という点に求められることになろう。企業別組合の評価やその基盤について詳しい検討はおくとしても、企業主義やそれと結びつきやすい労働組合

の組織形態の基盤を考える場合、国家、行財政、官僚機構がその基盤に有力な力を発揮していることを把みだし、そこに同時に企業主義克服の手がかりも見いだしていく必要があること、さしあたりこの点を確認しておきたい。あわせて、合宿においてもこのことが一つの論点であったことを指摘して、議論をここから今一步先にすすめてみよう。

〔注〕

- 1) とりわけ68年から74年までの春斗では、「全国金属、合化労連、化学同盟、全国一般、全印総連などの中堅・中小製造業の労働組合と、新聞労連、民放労連、出版労連などマスコミ産業のうち、中小企業労働組合が先行して相対的高条件をかちとり、全体の賃金斗争をリードするというパターンがつくられた。」(渡辺睦他著『中小企業と労働組合』、労働旬報社、1977年、184頁)と評価されている。
- 2) この点は、合宿討論では森岡孝二氏より強く指摘された。
- 3) 白井泰四郎『企業別組合』、中央公論社、1977年、42頁。
- 4) その概観は、高梨 昌「労働組合の組織問題」(労働問題文献研究会編『文献研究増補 日本の労働問題』、総合労働研究所、1971年)で知ることができる。
- 5) 戸木田嘉久「日本における『企業別組合』の評価と展望」(『現代の労働組合運動』第7集、大月書店、1976年、47頁)。
- 6) 最近の企業意識と労務管理の関係についての事例は、『現代と思想』27号のシンポジウム「現代日本における労働者の状況」を参照。戦後日本の企業意識の希薄化過程を通観したものは、石川晃弘『社会変動と労働者意識』、日本労働協会、1975年、参照。
- 7) 戸木田、前掲書、48頁。
- 8) 同上、51頁。ここで「その運動の内容のいかんを問はず」とあるのは、企業別組合という組織形態であっても階級斗争の強化、つまり階級的・民主的潮流の影響力の強化によって企業別組合のおちいりがちな企業内組合主義をのりこえることができうる、という展望をこめた「企業別組合再評価」の問題関心あってのことと思

われる。「再評価」については今後の検討にまたれる問題である。

- 9) 同 上。
10) 同 上, 52頁。

Ⅱ. 一般的法律と財政民主主義

さて、労働運動の発展にとって1つの重大な障害が企業主義にあり、その企業主義は国家独占資本主義の行財政・官僚機構によって不斷に反作用をうけつつ発展し、結局のところは没落にむかわざるをえない傾向があるとすれば、現代日本の構造的危機がこの一般的傾向にどのような局面をつくりだしているか、この点の検討が次に必要となる。合宿のテーマ「戦後日本資本主義と労働者階級の発達の現段階」はまさにこの問題にかかわっており、企業主義克服の現段階の到達水準とその一層の前進にむかうための法則的手がかりを究明する課題を担ったテーマに他ならなかった。湯浅報告はこの課題にマルクスの遺した工場法への評価を武器に切りこむ、きわめて斬新な方法をとったものであった。そこでは工場法体系に対する『資本論』の評価から現代日本の労働者階級の発達とその展望を明らかにするとした場合、先の国家独占資本主義と企業主義の基盤との関係はどのように見通されてくるか、この点が問題となつた。

企業主義は既にみたように労働者個々人を分裂させて相互の競争関係を強化するテコとして、何より労働者を企業ごとに枠づけ相互に分断するくさびの役割をはたすものであったから、その本質は労働者相互の生存競争を企業間の区分・格差・階層関係を通じて強化、組織していくことにあると言つてよい。企業間の格差・階層関係が明確に確立するのは、言うまでもなく資本主義の独占段階においてであつて、レーニンは、『資本論』で分析された機械と労働者との競争の組織化、工場制度における産業下士官と兵卒との競争、就業者と未就業者との生存競争等の視点を継承しつつ、独占と非独占との対立・階層関係の成立によってマルクスが分析した労働者相互の生存競争、自由競争の枠

がさらに一段と強化されていくことを解明した¹⁾。その最たる現象が独占段階の労働貴族・官僚の発生に他ならない。

私的所有と自由競争の枠を生かした独占段階の資本蓄積が国際的にも独占・非独占の階層・系列支配を生みだし、産業諸部門間や地域経済の不均等発展を強め、企業・産業・地域の間に労働者・住民の分断と階層制を生みだしていくことは、あらためて多言を要しない。企業主義や「地域主義」といった傾向が生まれる基礎の1つはここにあった。これに対し労働者・住民の分断と階層関係をくいとめ、労働者階級の利害を統一して団結を強化していく役割を担つて登場したのが周知の工場法であった。この場合工場法の意義は、労働者の物質的・精神的保護という直接的利益ないし改良の成果に加えて、労働者階級全体に一般的利益を与えるかどうか、つまり一般的法律として確立しているかどうか、をめぐって問われることになる。マルクスが児童・婦人労働の制限や標準労働日の確立等の工場法のもつ内容に即してその画期的意義を明らかにしたことは疑いえないと、それと同時に次のような指摘で明らかなどおり、一般的法律としての形式を備えた工場法を主張し、高く評価したことにも注目すべきである。

「工場法については——労働者階級がよってもってその発展と運動のための余地を獲得する第一条件として——工場主のみならず労働者自身にたいしても強制すべき法として、ほかならぬ國家の立場から、それを要求する²⁾。」（傍点は原文）

このようにマルクスが工場法に代表される労働者階級の改良の成果をその一般化、強制法の形態で評価したことは明らかであつて、さらによれば、マルクスはこの文章につづけて「個々の工場主は（立法にはたらきかけないかぎり）この件についてはたいしたことはできない」とダメをおし、改良がブルジョアジーの手になる時の限界に対比して、労働者階級の団結こそが改良の成果を一般化して一般的法律にまで高める原動力たることを示唆している。この見地

を発展させれば、今度は逆に改良の成果が一般性をもたない場合の結果も明らかになるはずである。

すなわち、改良の成果に一般性が欠如している場合には、その反作用によって労働者相互の間に権利や労働時間等の労働条件の不均等性が生まれ、それが企業・産業間の格差を温存・強化していく媒介となって、一国の再生産構造にも反作用していくという一連の相互関係が生まれてくる。たとえば労働時間や賃金に対する国家の一般的規制（最賃法等）が欠如しているか不充分である場合、企業や産業ごとの労働条件の格差が独占の中小企業系列、下請支配を強化する作用を及ぼしていく。現代日本の労働条件の国際的劣位、低水準及びその階層制が日本の貿易構造や産業構造を強力に規定していることは、低賃金長時間労働、下請支配と結びついた一部輸出産業の急伸、重化学工業優先、輸出第一主義的産業構造という点に明瞭にあらわれている³⁾。あるいはまた、日本の低賃金等の劣悪な労働条件、労働者の権利のたちおくれや教育制度、研究開発体制と技術の後進性との関係についても、合衆国との技術支配と結びつけてすでに多くの指摘のあるところである。

このように労働者の権利や労働条件の水準が一国の産業構造や独占的支配関係の構造に不斷の反作用を及ぼすものであれば、労働者を企業の枠で分断し階層化していく企業主義の物質的基盤も労働者の権利の水準や構造、とりわけ労働者の権利や改良の成果が一般化、普遍化しているかどうかの問題に深くかかわっていることである。つまり、労働者の改良の成果を担うはずの一般的法律が欠如している場合には、労働者の労働条件は無政府性の波に洗われ、そこに企業ごとの格差・分断が生まれることは必至になる。あるいはまた労働者階級内部に権利や改良が不均等な影をおとし、権利の階層構造が生まれた場合にも、企業ごとの分断と企業主義発生の基盤は強化されることになろう。この論点を合宿での湯浅報告は「企業主義発生の物質的基盤としての一般的法律の欠如と権利の分断

化」と要約した。また、菊地報告はその重要な内容として「国家独占資本主義のもとでの労働者の無権利・低福祉——企業に従属せざるをえない労働者の生活構造と企業主義的『福祉』の作用——企業間格差・階層性の創出→個別資本の統制力の強化と企業間分断」という一連の関係を指摘し、企業主義と階層性を克服する方向として一般的・全体的な福祉の権利・制度の確立を主張した。

前節でわれわれは企業主義の国家独占資本主義的基盤を問題にし、国家、行財政、官僚機構が労働者相互の企業主義的分断をどのように生みだし組織しているか、との問題をたてたが、この問題に対する工場法体系を手がかりとした一つの解答は、労働者の権利と改良の成果が一般的・全国的権利および制度に高められずに、國家の手で官治主義的に分断されるところに企業主義発生の重要な要因がある、ということである。言いかえれば労働者の官治主義的分断、行財政機構による住民相互の階層制の創出、これが企業主義の強力な基盤をかたちづくっているわけである⁴⁾。その適切な事例は、菊地報告の指摘でもあったように、福祉・社会保障制度における一般的低水準、その土台のうえでの福祉行財政による労働者の階層制、とりわけ企業間格差構造にみられるのであって、たとえば年金制度の低い水準と分断がいかに中・高年齢層の労働者に深刻な影響を与え、企業年金制度の活用などによる企業主義強化に力をかしているかを、想起するとよい。その他にも独占段階の資本蓄積が特にこの日本で官僚機構に補強され、独占・非独占の階層関係とそれに規定された労働者の無権利状態、分断を生みだしていることを示す実例は多い。

その一例を最近の身近な事件からひいてみよう。トヨタの下請いびり、いわゆる“かんばん方式”に関する不破議員（共）の国会質疑がそれである。現代日本の下請中小企業を保護する法律には主として「下請振興法」と「下請代金支払遅延等防止法」の二つがあり、いくつかの不備があるとは言え、これまで民主的な商工団

体の運動などに活用されてきた。とは言えこれらの法律の積極面を生かすとなると、下請企業自体では親会社に対する弱い立場から現実には不可能な場合が多く、行政サイドによる法の遵守を強制する体制が必ず必要となってくる。当然に法の番人、検査官が保証されなければザル法におちいる可能性が強いわけである。ところが不破議員によれば公正取引委員会下請課に配属されている公務員はわずか16人、しかもその内検査官として現実に働いているのは6人にはすぎない。地方事務所で下請専門の公務員がいるのは名古屋・大阪・福岡だけであり、そこでは何とたった一人だけで動いているという。その他では中小企業庁、通産局で下請関係事務官が13人、要するに合計しても30名たらずの検査官しかいないというわけである。不破議員はこの調査にもとづいて、トヨタ「かんばん方式」のような下請体制こそが日本の貿易・産業構造をささえ、円高を招く大きな原因になっていること、円高のもとで再び下請いびりを許す条件をつくりだしていることなどを指摘すると同時に、下請保護の法律を絵にかいたもちにしてしまう行政の不備、検査体制の整備の必要を鋭くついている⁵⁾。

つまりここでとりあげられた問題を工場法体系に即して言えば工場監督官の保障の問題であって、トヨタの例にみるピラミッド的支配系列関係の強化から労働者を幾分でも保護しようと思えば、立法とあわせて必ずしも監督官なり検査官なりの法の番人が必要になる、ということである。先の一般的法律の意義とあわせて再言すれば、企業間の階層制や企業主義の基盤をつきくずしていく条件として、労働者の利益と権利を守る一般的法律にプラスしてその公的制度化に必要な行財政と公務労働の拡充ということが決定的に重要なわけである。すなわち端的に言って、企業主義の基盤克服の重要な鍵は労働者のための一般的法律と財政民主主義である。そうするとここで1つの循環論にみえる問題があらわれてくる。つまり、一般的法律の獲得や財政民主主義のためには企業主義を克服した労働

運動が必要であるのに、企業主義を突破するには一般的法律と財政民主主義によってその前提をつくっておかなければならぬ、という悪循環にみえる問題である。この困難な問題からの出口を先に紹介した戸木田氏は、国家独占資本主義的蓄積が階級配置と労働者の要求との両面において全国的性格を発展させずにはおかぬ、という点から求めようとした。この展望に対し今日の経済危機と財政危機はどのような条件をつくりだし、いかなる運動と政策の必要をよびおこしているであろうか。ここでは財政民主主義のサイドから「悪循環」の出口を考えてみたい。

〔注〕

- 1) 二宮厚美「生存競争・階級斗争・全面発達」『経済科学通信』第19号、参照。
- 2) カール・マルクス『クーゲルマンへの手紙』、国民文庫、78頁。
- 3) 南 克己氏がかの「冷戦」帝国主義論に立脚して、「冷戦」構造と日本の再生産構造をいわば直結させる時、民族の枠内での階級斗争と国家の再生産構造への反作用に対する過少評価がある、というべきであって、この点合宿でも世界経済と一国資本主義分析の媒介に位置する階級斗争と国家の役割の評価をめぐる論点として討論された。南氏が本文で述べた工場法体系視点から再生産構造を分析する観角を遮断していることは、次の文章からもうかがえる。「この『冷戦』と『科学革命』が、いまや民族国家の枠を破ってグローバルに展開する階級斗争と生産諸力の発展の現段階的な集約軸としてあらわれ、それをめぐって世界が編成される。そうした未曾有の世界史的現実——それこそが現代世界の基本構造ではないのか。」(島恭彦他編『新マルクス経済学講座』第5巻「戦後日本資本主義の構造」、有斐閣、1976年、14頁)
- 4) このことは国家独占資本主義分析の基本視角「資本蓄積と官僚機構の相互作用」(池上惇『国家独占資本主義論争』、青木書店、1977年)という点から企業主義の基盤をつかむということに他ならず、別言すれば官治主義と営利主義による労働者・住民支配の適用であると言っても

よい（島恭彦監修『経済学入門』、青木書店、
1978年、参照）。

- 5) 「赤旗」1978年2月5日付参照。

Ⅲ. 財政危機と改革をめぐって

財政民主主義を労働運動の課題としてとりあげ、財政と行政手段の民主主義的活用によって労働者の生活・権利水準のひきあげをはからうとした国際的先例に、労働プランとしてしられているイタリア労働運動の経験がある。周知のとおり戦後間もないイタリアの労働プランは、電力開発・国有化、土地改良・開発、住宅等公共建設を大きな柱として、南・北間の地域格差、農・工間を中心とした産業諸部門間の不均等発展を是正する産業政策に雇用保障を結びつけるという、国際的に注目すべき先駆的構想であった¹⁾。とりわけここで注目したいのは、財政・行政手段の活用によって、言いかえれば公務部門と公務労働の拡充によって、労働者間の生存競争の中軸に位置する現役軍と予備軍の対立、競争にはどめをかける、つまり労働権保障をおしすすめて競争を制限しようとする思想である²⁾。この思想が労働プランに骨組みを与え、その後のイタリア労働運動の前進に不可欠の土台を提供したことは、60年代末のかの“暑い秋”が実証したところであった。すなわち、イタリア労働総同盟は50年代労働プランの基本思想を発展させつつ、67年には諸改革の諸目標を、投資規制、農業改革、地域再編・交通問題・社会保障・都市問題・教育問題等の諸改革、の三点に集約し、67年“暑い秋”的住宅・税制・保健・雇用保障の大闘争へと飛躍していくのであるが、われわれがそこに国民的規模での一般的権利、生活水準の確保と不可分の財政改革思想を読みとることは容易であろう³⁾。日本の組合との組織形態の違いもさるところながら、前節でみた一般的法律・権利と財政民主主义によって企業主義的基盤の根を絶ちつつ次の前進した全国的労働運動を準備していく、その歩みに学びとるべきことが多いように思われる。

さて、イタリアの労働プランについてふれたのは、現代日本の経済危機、失業問題の深刻化が労働運動の最大の課題の一つとして労働権の確立を日程にのぼせているからに他ならない。しかも、現代日本は未曾有の財政危機の時代であり、労働権の確立と財政危機克服の課題とが、すなわち言いかえれば、労働者の基本的人権である労働権という一般的権利の確立と財政民主主義の課題とが二つながら結びついて提起されている時期である。ある意味では失業問題の解決と財政危機突破とが一種のナショナル・コンセンサスの形をとってあらわれ、国政・地方自治体、労働運動に巨大な「状況の力」をつくりだしている、と言ってよいであろう。

周知のとおり政府は78年度予算で景気対策に雇用・生活問題を従属させ、不況対策と銘うつ大型公共投資主軸の大規模財政・大量国債発行にふみきった。財政危機の深化、国債依存度、国債費負担の高まりにもかかわらず、合衆国の外圧を受けたインフレ型予算が不況対策の必要な名でまかりとおり、一部に失業対策への期待感すら抱かせるにいたっているのは、それだけ雇用問題が深刻化していることを逆に物語っているものである。ところが、不況打開——雇用問題解決に財政を活用するというケインズ的舞台を国民の前に繰りひろげ、財政危機おしすすめればおしすすめるほど、労働権の確立と財政民主主義のあり方を一大争点としてますます前面におしださざるをえず、現代日本の金融資本的蓄積と財政構造が労働権の保障にはほど遠い「歪み」を持っていることをいよいよ明らかにせずににはおかない。これは現在の行財政のもつ最大の“弱み”的である。

すなわち、現代日本の経済危機は不況・雇用問題、円高問題等を契機として財政危機をおしすすめはするが、財政の活用が国債膨張を媒介とする有価証券市場の拡大、公共投資と結びついた土地投機の拡大、建設関係等資材の価格上昇、為替投機の保証等を招き、財政インフレーションとこれらの総じて独占価格ともキャピタル・ゲイン取得機会の拡大につらなっていくと

しても、国民の労働権や生活保障にはつながっていないか、という問題である。最近の研究が明らかにするところによれば、不況・雇用対策とされる公共投資の拡大は過剰生産・過剰設備のもとで独占的大企業や金融機関等の投機的利得の拡大、独占的価格つりあげをますますおし進める傾向にあり、財政危機と結びついたインフレーションとキャピタル・ゲイン取得の「悪循環」を強める方向にあるのであって、そのもとで産業再編成と失業問題の深刻化が進行する形をとっている、と言ってよい⁴⁾。しかも、国債膨張、公共投資、インフレ、キャピタル・ゲインと金融資本的蓄積等の結合は、そのもとで創出された国民生活上の困難、失業、倒産等へ財政危機の帳尻をしわよせし、国民の一般的権利にお攻撃の牙を向けつつさえある。その意味では先にみた階級配置と国民要求の全国的性格は今日の財政危機によって絶えず発展させられつつ、他方で一般的権利への攻撃によって同時に揺ぶりを受けつつある、と言えるであろう。しかも留意すべきことは、事態が行財政手段の活用をめぐって争われ進展するだけに、つまりあえて短縮した表現をいえば、金融資本的蓄積とキャピタル・ゲインを保障する赤字国債・公共投資の財政か、それとも国民の労働権と生活本位の財政か、が鋭く問われているだけに、公務部門、公務労働に1つの焦点がおかれてくることである。それを次にみてみよう。

二つの例をあげれば充分である。政府および財界は78年春闘を前に異常なほど公務員攻撃を強めてきたが、それを今、日本経済調査協議会「財政危機克服のために」(78年2月)、日本経営者団体連盟「賃金問題研究委員会報告書」で確かめておこう。前者は何より財政危機克服の道を「行政整理を断行するとともに、行政サービスの効率化をはかる必要がある」との基本認識にたち、行政機関と公務員のスクラップ・アンド・ビルトを提言する。その手段の第1は「ゼロベース予算方式」の活用と中期財政計画の採用であり、民間の経営・財務管理の財政への移植である。その第2は、効率化視点からの

地方行財政の「合理化」であって、補助金の整理・統合、民間委託、受益者負担と財源強化、「総合的独立採算制」にもとづく公営企業の再編等、があげられる。第3は、効率化に結びつけた「政府、個人責任の明確化、負担の適正化」、つまり「行政サービスの過剰化のみおし」、そのための間接税増徴、受益者負担意識の組織化、である。第4は、社会保障、福祉見なおしであって、ここにもスクラップ・アンド・ビルトを導入する。そして最後に、定年制等による公務員合理化があげられ、「人員の利用ができるだけ効率化し、その実績は人件費の圧縮となって現われるべきである」とされる。ここにみる政策を当面の課題から読みとるとすれば、財政「合理化」を国民生活の負担増と権利への攻撃に向けるにあたって公務労働者の「合理化」が最大限活用されている、ということが注目される。公務労働者への攻撃をつうじて国民生活の権利を解体しようとする構想、と言いかえてもよい。労働運動の観点からみればこれは、民間の労働運動から公務労働運動を切りはなし、さしあたり公務労働運動を孤立させてそこへ集中的な「合理化」攻勢をかけ、民間労働運動が公務部門の拡充を手がかりにして自らの権利の前進を果たしていこうとする道にあらかじめ遮断機をかけておくこと、このことを意味する。イタリア的労働運動へのストップ宣言である。

日経連「賃金問題委員会報告書」のネライの一つもここにあった。周知のとおり「報告書」は従来の「ガイドライン方式」の放棄から例の「支払い能力論」をかかげて官・民総ぐるみの運動の分断をはかり、労働運動の国民春闘、官民一体化構想に水をあびせようとした。とりわけ、先の問題との関係で注目すべきは、「報告書」が「公共企業体および官公庁従業員の賃金について」の一項をもうけ、支払能力論の広い土台のうえで公務労働運動と民間労働運動の分裂を組織し、運動の統一を妨害する企業主義基盤の再編成に行財政の役割を強く期待したことである。

いずれにせよここで確認できることは、経済危機と財政危機の結びつきのなかで労働運動が公務部門、財政の活用によって自分たちの基本的権利を確立し、国民的運動の基礎をうちかためるべき客観的諸条件が高まっているのに対し、政府・財界がいちはやく公務労働の切りはなしとそこへの攻撃を強めていることである。この動向が企業主義的基盤の再編成と関係があることはもはや再言をまたない。民間労働運動の眼からすれば、この動きに対決するには公務部門の労働者の諸権利・賃金等を守り、ひきあげていくこととあわせて、公務部門と財政の活用によって自分たちの一般的権利をかちとっていくことの必要性、を物語っている。しかもこの不況と財政危機は「行財政によって雇用保障を行なうこと」を一大争点にしたて、しかも「雇用保障につながらない財政危機」をおしそすめることによって、労働運動と財政民主主義とを急速に接近させつつある。その意味では、一般の労働運動と公務労働とか、労働運動と住民運動という区別がとり払われていきつつあることを示している、と言えよう。

これまでともすれば公務労働の重要性を強調した議論に対し、公務労働運動や住民運動、財政民主化としての話なら了解できるが、労働運動の課題は少し別だ、といった理解がしばしばみられたが、今日の経済危機と財政危機は労働運動が公務労働の問題を正面からとりあげていくことの重要性を物語っているものではあるまい。事実先の合宿では、大阪の中小企業労働運動が自分たちの権利のための公務員（中小企業を守るパトロール官）をふやし、公務労働者の労働と権利の確立をとうして、中小企業に働く者の労働と生活を守っていく運動にむかいつつあることが、報告された⁵⁾。この運動は下請中小企業部門を中心として、先の不破質問で紹介した下請業者を保護する検査官の増員の問題と関連するものであるが、自治体や公務労働を活用していく労働運動として、きわめて注目すべき動きである、と言えよう。この運動が自治体や公務労働を媒介とし、そこを結節点として

いる限り、企業主義的傾向を克服しつつあることは指摘するまでもない。中小企業が不況のしわよせを集中的にこうむり、金融機関や親会社等のいわゆる「背景資本」に向けた運動の必要性を高め、「使用者概念の拡大」にもとづく運動の緊急性を高めている以上、公務を活用した労働運動にますますむかわざるをえない、とは中小企業に働く合宿参加者の実感であった。この経験が検査官や「パトロール官」の増員にとどまらず、労働者のより広い諸権利（労働権、発達権、生存権等）の確立のための一般的法律と財政民主主義にむけて生かされる時、日本の労働運動は飛躍的に発展するにちがいない、と思われる。

合宿での議論をがかりとして企業主義と行財政、労働運動と財政民主主義との関係を中心に簡単な考察をしてきたこの小論は、最初にも述べたように報告者湯浅、菊地両氏を中心とする人々によって、今後より本格的に論じられるはずである。読者の期待をまつとともに、労農運動学科に属する者の一人として労働運動と発達をめぐる多くの議論を待望したい。

[注]

- 1) 尾上久雄『経済計画と構造的諸改革』、岩波書店、1968年。フランス、イタリアの労働運動の位置づけは、小野秀生「労働運動と福祉要求」（向井・池上・成瀬編『現代福祉経済論』、青木書店、1977年）参照。
- 2) 労働権の思想とその意義は向井他編、同上書を参照。
- 3) さしあたり、竹村英輔「現代市民社会の危機と労働運動」『現代と思想』第4号、同「民主的諸改革と組織統一への展望」『現代の労働組合運動』第1集、大月書店、1971年、等を参照。
- 4) 問題の本格的論点は、島恭彦『インフレーション』、青木書店、1977年、池上惇『アメリカ資本主義の経済と財政』、大月書店、1978年、参照。キャピタル・ゲインと税制の関係は、河合信雄編『現代企業税制批判』、ミネルヴァ書房、1971年、有価証券と資本蓄積との関係については、野村秀和『現代の企業分析』、青木書店、1977年、

を参照。

- 5) 猿橋真・吉井清文編『新しい労働組合運動をめざして』、学習の友社、1978年、とりわけ、第2章「中小企業の危機打開をめざす『大運動』」（小林康二）を参照。合宿では湯浅、菊地両氏とも理論的かつ具体的に（宣伝ビラ等を配布のうえ）この経験に注目された。この運動の前史

をなす民主商工会の運動は「大商連資料」を参照。中小企業労働における業者ぐるみの運動の意義と評価、行政の活用についての総括的問題点は、前掲『中小企業と労働組合』、及び政治経済研究所編『地方自治体と中小企業』、新評論、1973年、を参照されたい。

読書案内

島崎 稔 編『現代日本の都市と農村』

都市と農村との対立とその止揚の合法則性を今日の日本の諸条件のもとで明らかにすることは極めて重要であるが故に魅力的なテーマである。だが、そのテーマの『壮大さ』（？）は今まで経済学においても社会学においてもそれを正面からとり扱うこと避けさせてきた。本書の編者島崎氏は、「これらの限界をつきやぶるべく、戦後日本資本主義の現実に立脚しながら、〈都市と農村〉論から『地域』論への展開として社会科学の立場から新たな理論構築をめざした」と言う。統計資料や図表をたんねんに駆使した本書はその意味でも迫力を感じさせてくれる。それは、都市と農村との総合的把握の必要性を地域論としてうちたてることを求める実践的要請を正面から受けとめようとするエネルギーに依存している。

本書の構成は、総論、戦後日本の都市と農村を島崎氏が担当し、以下、I 資本と土地所有（戦後重化学工業の構築と労働力編成=島崎美代子、土地所有と農業生産力構造=保志裕）II 階級編成と社会関係としての「地域」（戦後階級対抗と都市・農村の編成=安原茂、農村の危機的状況と農民生活=井上和衛）III 支配形態（現代国家の地域支配と地方自治=古城利明）の三部構成をとり、補論として、戦後アメリカ（矢沢修次郎、矢沢澄子）とソヴェト（二瓶剛男）における問題が分析されている。

編者によれば、本書が基礎にしている理論的成果は、経済学においては、農業と工業の不均等発展を再生産表式と地代範疇の問題として分析する山田盛太郎氏の『日本資本主義分析』以来のいわ

ば伝統的講座派理論である。その点では、戦前における、綿業と絹業と軍需工廠に支えられた重化学工業の地帯形成、農業における東北型、近畿等の地域類型が戦後においてはどうなるのか甚々興味深い分析がある。但し、共同研究は地帯設定を一致させるまでに至っていない。またもう一方では、地方行財政論としては島恭彦氏の成果とりわけ「国家論としての民主的自治体論」の見地を重視しようとしている。この両成果を基礎とした「社会関係としての〈都市と農村〉論は、……その基底から階級編成・内部社会関係の基調・支配の形態を、資本主義の形成—確立—展開—危機にそってトータルにつかみながら、都市的市場関係の展開と農村（村落）的共同社会の解体のうちにすすむ矛盾の蓄積と展望を明らかにすることになる」とされている。本書はこうした努力としては、地方行財政や國家の問題関連の追求の弱さを感じつつも、興味ある視界を広げさせてくれている。

しかしながら、本書の実践的な問題意識からしては不満足に感じさせることは、現代の危機のあらわれとしての寄生性や腐朽を「人間的解体」においてまで指摘が及んでいるにもかかわらず、都市と農村との対立を止揚する条件とりわけ精神労働と肉体労働との分離・対立の止揚=人間の全面発達への志向の合法則性とかかわった分析が欠落していることである。それは経済理論そのものまでさかのぼった検討が必要なように思われる。

（大月書店 1978年）（K.Y）

労働者階級状態論に関する覚書

——F・エンゲルス『イギリスにおける労働者
階級の状態』を素材として——

光 岡 博 美

はじめに

小論は労働者階級状態論（以下『状態論』と略す）とは如何なる研究領域であるのか、また、その分析方法はどのようなものであるのかという問題について、いくつかの論点を提示することを目的としている。今日、日本の労働運動は資本主義の相対的安定と高度成長を前提とした体制内での賃上げと労働諸条件の改善を目標とした運動から、体制危機と低成長の時代における運動の模索の渦中にあると言ってよい。そのような事態にいかに対処すべきであるかという観点から、ナショナルセンターや政党の提出した報告や方針書も、既に相当の分量に達している。しかし、その場合、そうしたレポートに盛り込まれた内容が、ランクアンドファイルの側のどのような事情のもとで受容され実践され得るか否かという問題の検討こそ、運動の理念や組織・戦術の吟味とともに、必要とされるのではないだろうか。

ところで、労働者階級が労働運動のリーダーシップにたいしてどのように反応し、リーダー達の行動提起を運動の指針とするに至るか、あるいはそうでないかという問題を考察する場合に重要な事柄は、労働者階級の行動の軌跡は彼等のおかれている物質的・経済的諸条件に即時的に対応するということのみによって決定されるものではない、ということを確認することが必要である。労働運動の歴史には、労働者が賃金や労働条件の改善のためだけではなく、彼等の政治的信条のために、また、他の労働者集団との連帯のために、社会革命のために行動した無数の事例が存在している。こうした運動のプロセスを描き出すためには、労働者集団の内

部に存在して彼等の行動を規定している様々な諸要因に注目すると同時に、一連の闘争を通じて労働者集団がどのような社会的資質を獲得してきたのかといった問題に広く目をむけることが重要である。このような検討を抜きにしては、労働運動の比較的長期に及ぶ闘争の原動力を運動の主体の側からその根源にまで遡って究明することはおよそ不可能であろう。従って、この様な問題に取り組む際には、労働者階級が日々の労働と生活を通じて体得してきた自生的なモラルや文化・思想形成のあり方に分析のメスを加え、労働者集団が形成するところのソリダリティの質にこそ関心を寄せねばならない。われわれは、そのような問題領域を『状態論』の主要な研究領域であると考えている。そこで、この小論では、以上述べた様な問題関心に従って、『状態論』に関する社会科学の古典であるF・エンゲルス『イギリスにおける労働者階級の状態』（以下『状態』と略す）を討論の素材として、『状態論』の問題領域と方法について若干の議論を試みることにしたい¹⁾²⁾。

〔注〕

- 1) 以下『状態』からの引用は、「国民文庫」①②（大月書店1974年）から行い、本文中にその箇所を記すこととする。
- 2) なお、『状態』について論評した文献としては、さしあたり次のものを参照されたい。戸塚秀夫「エンゲルス労働者調査の意義と限界」（『経済評論』1968年4月号）。村串仁三郎「労働者階級の実証的歴史分析の方法論」（村串著『賃労働理論の根本問題』時潮社1973年に所収）。両氏の『状態』に関する評価については、ここは紙数の関係もあって直接に言及することはな

いが、若干の論点が重複している個所もある。勿論、その場合にも『状態』の読み方の相異によって評価は異なる。

I. 「競争」の結果としての労働者状態

まず『状態』を叙述するにあたって、エンゲルスは、その目的をイギリス労働者階級の「生活条件」「苦しみと闘争」「希望と将来の見通しの忠実な画像」を描くことであるとし、そのためには文献研究とならんで、「抽象的知識以上のもの」を求めて労働者の「住宅をたずね」「日常生活を観察し」、彼等と「生活条件や苦悩について……語りあい」、「闘争」を目撃することが必要であると述べている（①51頁、傍点は筆者、以下同様）。ここではエンゲルスがおよそ労働者状態をどのようなものとしてイメージしていたか、ということが一般的に語られているのであるが、その場合、注意すべきは彼が労働者状態という言葉で含意している内容が単に労働者の「生活条件」に限定されず、後ほど述べるように、労働者階級の精神的・道徳的状態や資本家階級にたいする態度、労働者の気質や性格についての驚くほど豊富なイメージでもって示されていることである。

そこで、エンゲルスが如何なる事実を提示することによって労働者状態を描き出そうとしたかについて検討してみよう。第一に、彼は「大都市」の個所においては主として労働者の生活状態を取り上げ、「個々の労働部門」「その他の労働部門」「鉱山プロレタリアート」「農業プロレタリアート」についての分析では、それぞれの労働部門における特殊な生活環境とそれを規定している生産点を中心とした労働者状態を描いている。こうして当時のイギリスの主要な産業に雇傭されている労働者の生活と労働の実態が示されるのであるが、そこでは貧民街の人口密度・住宅事情（生活調度品・木賃宿・収容所）から生活環境（下水・排水溝・共同便所・工場廃棄物・煤煙），そして労働者の食生活や健康状態についての諸事実が詳細に検討され

ていると同時に、労働現場における労働者生活についても、失業と賃金の切下げ・賃金形態・婦人労働・労働強度・労働時間・職業病・作業衛生環境・労働災害等々の問題が追跡されている。

この場合、留意すべきは、彼にとってこうした労働者状態を示す個々の諸指標について更に詳細な吟味を加えていくことよりも、むしろこうした諸指標が労働者生活のなかでどのような関連をもって存在しているか、という点に主要な関心が向けられていることである。ここには検討すべき二つの問題がある。まず、こうした諸指標を取り出すうえでの理論的仮説とは何かという問題、そして、取り出された諸指標に整合性を与える、それらを整序していく方法、という問題である。前者については、既に指摘されているように、それは「競争論」であった。エンゲルスは述べている。「競争は、近代ブルジョア社会において支配的な万人の万人にたいするたたかいの最も完全な表現である。……ブルジョアがたがいに競争するように、労働者もたがいに競争する……この労働者相互間の競争こそ、現在労働者がおかれている状態のなかで最も悪い面であり、ブルジョアジーのプロレタリアートにたいする最も鋭い武器なのである。」（①170～171頁）そして、このような「競争」こそ近代工業の本性に他ならないのであるから「プロレタリアートを創出し、拡大していくさまざまな方法と手段」も、結局のところ、この原理に帰着する。それ故に、「すでに存在しているプロレタリアートにたいしておよぼす競争の影響を考察し」「個々の労働者のあいだにおこなわれる競争の結果をたどらなければならない。」と。（①170頁）*

* ここで注意すべきは、労働者状態を分析する場合に、その理論仮説として競争論が前提とされたことの意義である。エンゲルス自身は『状態』執筆の時点では、後に『資本論』に集成されていくような価値論や剩余価値論はもたなかつたけれども、近代産業の本性を「競争」と把握することによって、資本主義社会の経済現象の最表面のレベ

ルでくり広げられる「生存のための…たたかい」（①171頁）がこの社会で受けとる特殊なあり方にについての原因を鋭く認識していたのである。しかも労働者状態という、現実の労働者階級の行動の軌跡を描こうとする場合には、そこで前提とされる理論仮説が、そのような現象を整序し得るようないなければならない。『状態』における分析が、労働者状態に関する多くの事実を提示しつつも、そうした事実が単なる個別の現象の記述に終らず、労働者状態に関して社会科学的な分析を加えることが出来たのは、この理由によるものである。

さて、それでは、「競争論」を理論的仮説として取り出された労働者状態に関する諸指標はどのような内的関連性をもって整序されていたであろうか。結論的に言えば、それは「競争論」によって直接的に導き出されるいくつかの主要な諸指標を起点として、そうした主要な諸指標でもって表示される現実から、更に次の指標を因果関連的にとり出し、次から次へとより具体的で日常的な労働者状態の現実に接近するという方法である。例えば、エンゲルスは「大都市」について「人類を、それぞれ独自な生活原理と独自な目的とをもつ輩子〔モナド〕へ解消すること、すなわち原子の世界は、ここではその頂点にまで達して」おり、「社会戦争、すなわち万人の万人にたいする戦争が、ここでは公然と宣言されている。」（①88頁）と述べているのであるが、それはこの大都市ほど「今日の社会の根本原理」（＝競争のこと……筆者）が「露骨に、意識的にあらわれるところはどこにもない」からに他ならなかった。こうして「競争」から「大都市」を導き出した彼は、この大都市において「社会戦争」「言語に絶する貧困」「利己的な残忍」から生じる「不利益がすべて貧民のうえにかぶさってくる」のであるから、大都市のなかでも特にこの「貧民街」を「詳細に検討」するとして、研究の対象をつきだしている。そして貧民街を貧民街たらしめているところの諸条件（密集した人口や汚れた街路・粗末な住宅）を取り上げ、そうした諸指標

から経験的に導き出されるより具体的な問題を、住宅→生活調度品の状態→木賃宿→収容所→慈善施設→共同便所→屋根裏部屋→社宅、街路→下水→排水溝→廃物→工場の煤煙というように順を追って説明し、そうした事実の結果として、汚染された空気→慢性の病気（結核・猩紅熱・チフス・熱病・くる病）→いかさま薬品→死亡率をとりあげ、このような因果関係のなかで、労働者階級の肉体的状態を支配階級の「プロレタリアートにたいする社会的殺人」と総括しているのである。

また、「個々の労働部門」については、資本間競争の結果としての紡績業におけるジェニー紡績機やスロスル紡績機・機械紡績機・自動ミューール機・力織機の導入によって賃金の低下と失業が不可避的となり、成年男子はますます多く工業から駆逐されてしまい、彼等にかわって婦人や児童が雇用されるようになったという事実から、家族の解体→夜間労働→長時間労働→工場内での風紀の頽廃→早老と過度の成熟、労働災害→工場法→罰金制度→工場規制→職務規定→トラックシステムと小屋制度といった一連の労働者状態を規定する諸要因について説明を加えていくという方法が駆使されている。従って、以上述べたことから、エンゲルスは①「競争論」を労働者状態分析の理論仮説とし、②この仮説から直接導き出されるいくつかの指標に従って、③それに関連する副次的な指標を因果関連的に取り出しながら、理論仮説をより具体的な現象のなかで論証し、④主要な指標に照らして、その指標の問題領域における労働者状態について一般的定式を与えていた、と言うことが出来る。

第二に、彼は、このような労働者状態を規定する諸条件のもとで、労働者がどのような行動の軌跡を辿っていくか、に注目していることである。ここでは、主として、労働者階級の「精神的状態」や「道徳的特徴」に关心が向けられており、具体的な事実としては、泥棒・売春・ブルジョアジーにたいする「盗み・強盗・殺人」・暴動・飲酒・性的享楽などの行為が指摘

されているのであるが、それは「労働者の道徳的発達におよぼす大都市のいとわしい結果」でもあった。そして、絶対的な「雇い主」にたいして労働者は「奴隸」とならざるをえず、「労働者の妻や娘が、金持の御主人の気にいると…自分の魅力を御主人にさしだすければならない」かったし、工場主が「選挙権のある自分の工場の労働者達を、列をつくって投票所へ送りこむ…と、労働者達は、いやがおうでもブルジョアに投票しなければならない」（②77頁）のであった。

こうしてエンゲルスは、「競争」が労働者に及ぼす影響が、労働者の側での行動として、どのような形態で即時的に受容せられていったか、という問題に注意を払い、そうした労働者の行動をさまざまな側面から把握している。そして「きのうかせいだものはきょう食いつくし、ありとあらゆる偶然に従属し」（①234頁）「闘争はむだなことだとあきらめて、できるだけ好機を利用しようと」（①235頁）し、「自分の運命にしたがって『りっぱな労働者』となり「ブルジョアの利益を『忠実に』はかるか」それとも「なにもすることなく日をすごし、火酒を飲み、娘の尻を追いまわすかする」労働者は「動物であり、「畜生におちることはまちがない」（①239頁）とまで言いきっている。また彼は労働者状態のこのような側面だけでなく、教育制度や宗教が労働者階級に及ぼす影響についても言及し、労働者階級（の子弟）にとって教育施設や教育内容がいかに貧困であるかを指摘している。例えば、イギリス国教会の国民学校が子供達に「ちんぶんかんぶんな教義や神学上の分類を詰めこむことによって」「宗派的憎悪と狂信的な盲信」を呼びおこすことを強制し、「合理的・精神的・道徳的な教育がはなはだしくおろそかにされている」として、そのような「宗教教育と結びつけられている道徳教育が、宗教教育以上のすぐれた効果をあげることができないのは」当然であり、「幸運にも、この階級の生活状態は、この階級に実践的な教育をあたえるような性質をもっている」として

「労働者は、現世の政治的・社会的問題にはいっそよく精通している」（①229～230頁）と述べている。

このようにして、エンゲルスは労働者階級の経済的生活状態から彼等が選択を余儀なくされてくる行動の軌跡を追求していくのであるが、その際、こうした労働者の行動を規定するものとして、どのような問題に留意すべきであろうか。その場合、彼が注目している事柄は労働者が日々の労働と生活のなかでいかなる生活の習慣やメンタリティを形成してきたか、という問題であったように思われる。例えば、労働者の間に飲酒の影響が大きいのは、「疲れて、ふらふらとなって仕事からわが家に帰って」「悪い空気と粗末な食物のために衰弱した労働者の肉体は、無理やりに外部からの刺激を要求する」からであり、しかも「労働者の社交的な欲望は、ただ飲食店のなかだけでしか満たされない」し、「酔っぱらっていれば」「生活の窮乏や圧迫をまちがいなく忘れることや、またそのほか数百もの事情が強く作用している」（①213頁）ので、それらの結果として「飲酒癖は、一つの現象と」なった、と述べている。ここでは労働者の生活を通じて形成される生活の習慣とはおよそどのようなものであるかについての重要な示唆が与えられていると言ってよい。また彼は、労働者の「社会的地位が不安定であること」「ありとあらゆる偶然に従属し」でいることから生じてくる「意思を喪失した客体」としての労働者が「運命にもてあそばれ」「すでに外面向には失ってしまっている頼みの綱を内面的にも失」うことを直視し、「強制労働一般に見られる人間を動物化する作用」について言及し、このような「境遇」こそが、労働者のメンタリティの一側面を規定していることを指摘している。既に述べた労働者階級の様々な「堕落的な」社会的行為も、彼等のこのような精神状態から生み出されたものに他ならなかったのである。そして当時のイギリスにおける世論や良識とは根本的に異なって、また、労働者階級の不道徳をいたずらに嘆く人道主義者とも違つ

て、彼は労働者階級のこのような悲惨な実態こそ、資本主義の発展とこの社会の根本原理が生み出した必然的帰結にすぎないこと、だからこそ、その社会的責任をおわねばならないのはイギリスの支配階級自身であることを、怒りをこめて告発したのであった。

Ⅱ. 労働者階級の成立と労働者状態

だが、エンゲルスが『状態』において積極的に提示せんとしたものは、以上述べたような悲惨な状態におかれたプロレタリアートの姿を描くことだけではなかった。何故なら、彼は「プロレタリアート」が苦難する階級であるだけにとどまらないこと、「自己の終局的解放のために」たたかう階級であることを「最初に語った人であった¹⁾」からである。従って、われわれも、このような観点から、『状態』について更にたちいった吟味を加えていくことにしよう。

まず彼は、労働者が階級として形成され、ブルジョアジーから分離されるようになると、「労働者とその社会的地位に固有なもの見方や、観念の形成が促進され」「抑圧されている」という意識が生まれてくる」ことを指摘している。そして「自分の苦しい運命を経験している」労働者は「不運な人たちにたいして同情することができ」「ブルジョアよりもつきあいやすく、親切であること、また「有産者ほどにお金に執着」せず、「ブルジョアよりもはるかに偏見がなく、事実をはっきりと見る目をもち」、若干の人々を除いては「信仰をも」っていないとして、「この階級の性格に見られる有利な面」（①25頁）を指摘している。このようなエンゲルスの指摘は、労働者階級があるまとまりをもった社会集団として形成されることによって、この集団の内部に自生的なモラルや行動様式が形成されてくることを示すものである。それはまさに、資本主義の発展が労働者を大都市に集中させ、「労働者と雇い主とのあいだの家父長制的関係の最後の痕跡をも破壊してしまった」（①244頁）ことによって、資本と競争が支配する世界からは相対的に独立した世界

が労働者生活の内部に存在するようになること、そして、このような生活の領域を媒介することによって、「労働者は、社会的および政治的重要性を獲得」し得るものであることを意味していた。「労働者の団結や……社会主義」の出発がこの点と深くかかわるものであったのだ。だからこそエンゲルスは次の様に述べて、資本主義の発展そのものが労働者階級を「さからいがたい力でまえへおしすすめ²⁾」ることを強調したのであった。

「労働者が、自分の雇い主から遠ざかったときはじめて、彼が私的利益だけによって雇い主と結びついているにすぎないことが明らかになったとき……そのときはじめて労働者は、自分の地位と自分の利益とを認識はじめ、自主的な発展をはじめたのだ。そのときはじめて労働者は、自分たちの思想や感情や、意思表示の点においても、ブルジョアジーの奴隸であることをやめたのだ。そして以上のことについては、おもに大規模な工業と大都市とが貢献したのである。」（① 245頁）

ところで、このような労働者階級の階級としての形成のための前提条件とはどのようなものであろうか。それは国民人口の圧倒的多数を労働者階級が占めることがある。エンゲルスは「過去60年間におけるイギリス工業の歴史」を総括しつつ「労働者の群は農業地区から都市に移動し」「ほとんどすべての人口増加は、プロレタリア階級の増加によるものであった」（① 77頁）のだから、プロレタリアートは「いまやはじめて人口のなかの真実の、固定的な一階級となった」と述べている。労働者階級の数の多數という事実こそ、この階級がブルジョアジーから決定的に分離され、プロレタリアートの階級としての世界が形成されてくる歴史的前提条件であったと言わねばならない*。何故ならば、数の多數によって、労働者は資本の直接的な管理から相対的自由を獲得することによって、労働者相互間の交際や接触の機会をふやし、広い意味での人間的な連帯の糸を生み出していくからである。そこでは、プロレタリアートは、大工業が成立する以前の「社会の名望ある階級と

完全に融合し」（①58頁）「自分たちの小さな私的利害と……自分の小庭園のことだけを考えて生活し」てきた人々、また、「どんな新しいものにたいしても頑固に反抗し」た「習慣の奴隸」であり、「精神的には死んで」おり「人類世界のあいだで進行していた力強い運動については、なにも知らず」「もの静かな植物的生活が気に入っていた」（①58頁）人々ではなかった。彼等は生活の苦しさ、そこから生起する精神的苦痛、また仲間にたいする同情を知り、「支配階級にたいしてうらみをいだいて」（①232頁）おり、同時に、「刹那的な享楽を、将来の利益のために犠牲にすることができない」（①254頁）という「欠点」をもっている、「ことばの最も強い意味での人間」（①54頁）なのであった。

*ここで「労働者階級の数の多数」という思想について若干のコメントを加えておきたい。労働者階級が多数であるという事実が労働運動にとってどのような意義をもっているかという問題は、故堀江正規氏など若干の研究者を除いては、必らずしも充分に論議されてこなかったように思われるからである

（この点については『堀江正規著作集第三巻』（大月書店1977年）に収録されている諸論文を参照のこと）。

マルクスやエンゲルスは、彼等が労働運動について述べた文章のなかで、この問題の重要性について言及している。例えば、マルクスは「労働組合—その過去、現在、未来」という短い文章のなかで、「労働者がわのもちあわせる唯一の力は彼らが多数なことである」と述べているが、それは、この「数の多数」こそが「集積された社会的な力である」資本にたいして労働者階級が対抗し得るただひとつの力であるという意味であった。しかし、数の多数が社会的な力となるための条件は、労働者階級が国民人口中の多数派を形成することによって、資本からは相対的に自立した階級として存在しているという、これまで述べてきたような文脈のもとで、理解すべきものなのである。

しかし、それと同時に、われわれは次の諸点に注意する必要がある。すなわち、大工業の発展それ自身が、ただそれだけで、労働者階級を

固定した階級として、換言するならば、彼等を資本にたいして対目的な階級として形成することはあり得ない、という問題である。労働者階級がブルジョアジーから分離していくプロセスは、彼等が「自分がブルジョアになる可能性をまったく奪われ」「一生涯プロレソリアとしてとどまるほかになんらの見込みもなくなった」（①78頁）という状況のもとで、労働者が「ブルジョアになる」ことをあきらめ、そしてそこから生み出されてくる精神的葛藤を克服することによって、また労働者階級がこのような歴史を経過することによってはじめて可能なのである。つまり労働者がブルジョアの後にくっついて彼等の個人的利益を守り「できるだけうまく評判のよい私人として生活」（①237頁）するというような、そのような生き方を拒否することによって、そして「自分の人間性を守るためにできるだけたたかう」（①239頁）ことによって獲得される、階級としての、労働者がもっている社会的資質が形成されることによって、労働者は資本にたいして対目的な存在として自己を形成することができるのである。

従って、われわれは、資本の運動の単なる裏返しとしての労働者状態と、何らかの意味で資本の論理にたいして外在的な存在としての労働者状態を区別しなければならないであろう。そしてこの後者の労働者状態を構成している諸要因こそが自主的性格の強い労働者運動を支えていく究極的な根拠を示すものであり、労働者階級が<目的意識性>を獲得していくための前提条件にはかならないのである。かくして、エンゲルスは、イギリスのプロレタリアートにたいして、彼等の前にはブルジョアジーへの服従か、それとも、ブルジョアジーにたいする闘争かの二つの道が存在していることを示しながら、彼等が「動物」ではなく「人間」の道を歩むことを力強く呼びかけたのであった。

〔注〕

- 1), 2) レーニン「フリードリヒ・エンゲルス」
（『レーニン全集』第2巻、7頁）

III. 労働運動と労働者状態

しかし『状態』におけるエンゲルスの究極的な問題関心は、労働者階級の状態をつぶさに観察することを通して、彼等の内部からイギリス資本主義を揚棄する主体がどのように形成されてくるか、ということに他ならなかった。そして彼は、このような問題関心に従って、眼前に展開されている労働運動に強い関心を寄せたのである。『状態』では、この点についての叙述は「労働運動」の個所で与えられているので、ここではこの部分を中心として『状態論』に関する若干の論点を指摘しておきたい。

その場合、彼はイギリスにおける労働運動の発展をどのような文脈のうちに把握していたであろうか。まずプロレタリアートのブルジョアジーにたいする「反抗の最初の、最も未熟で、最も無益な形態は犯罪であった」(②130頁)。しかし「犯罪者は……ただばらばらに、ただ個人的に、現存の社会秩序にたいして抗議することができたにすぎない」のであって、「最も無知な、最も無自覚な抗議の形態は」「労働者の世論の一般的な表現ではなかった」(②131頁)のである。第二の形態は「機械の導入にたいして暴力的に反抗」することであったが、「この種の反対もまた、散発的なものにすぎず、一定の地方だけにかぎられていて」「当面の目的が達せられると、社会的な力の全重圧が、またもや抵抗を失った犯罪者たちのうちにおそいかかり、彼らを思うぞんぶんこらしめた」(②133頁)のである。このような一時代を通過することによって労働者は自分達の利益を守るために恒常的な組織を結成するに至った*。

*この時期に結成された労働者団体は、団結禁止法のもとで国家権力の直接的な弾圧下に置かれたために、「秘密の団体」「秘密の組合」としての性格を保持していた。そして構成員は組織にたいする「忠誠と秘密を守る誓い」をたてた。『状態』においてエンゲルスが紹介している事例、すなわち、このような秘密の組合が指導した1822年のゼネラル・ストライキの時に、「組合に参加しなかった二人の労働者」が「労働者階級にたいする裏切者とみなされ、

顔に硫酸をあびせかけられ」「視力を失ってしまった」という事実は、初期の労働者組織がどのような性格をもっていたかを示すものであると言つてよい。そこでは労働者は彼等の生活心情の全体をこの組織に融合させていたのであった。

ところで1824年になって「労働者相互間の団結を禁止していた法令」が廃止されたことによって労働者は「結社の自由の権利を手に入れた」のであるが、エンゲルスによれば、これを契機として「ひとりひとりの労働者をブルジョアジーの暴虐と無視とからまもる、というはつきりとした意図をもって」(②133頁)労働組合が「たちまちのうちに全イギリスにひろが」ったのである。しかし、同時に「これらの組合の歴史は、労働者のながい一連の敗北の連続であって、ところどころ少数の勝利によって中断されているにすぎない」(②35頁)のである。このように労働運動の発展を描き出した彼は、次いで、この労働組合が工場主とどのように抗争してきたかに注目するのであるが、そこでは労働組合の機能が簡潔に説明されるとともに、労資紛争の具体的な形態が吟味されているので、われわれもこの点について問題を掘り下げ、そうした一連の闘争が労働者にどのようなインパクトを与え、彼等がいかなる社会的資質をもった労働者集団として形成されていったのかについて考察することにしよう。

エンゲルスはストライキや暴動について言及しつつ、これらの闘争のなかで、「組合が、有産階級にたいする労働者の憎悪や憤怒をやしなううえに、非常に貢献する」(②139頁)として、労働者の「激情」はまず工場主にむかったことを指摘し、労働者による「放火や爆破の企て」「労働者の復讐行為」が紹介されている。そしてまた、この「激情」は労働者内部の「ストライキやぶり」にもむけられたものであった。さらに、労働争議を発端とした暴動や軍隊の出動するような「文字通りの戦闘」について述べた箇所では、彼はイギリスの労働者階級の「崇高な勇気」と「大胆でかたい決意」にふれて、次のように述べている。

「あとでわれわれは、あらゆる抵抗が無用になり、無意味になったときにはじめて権力に屈伏するイギリスの労働者のこうした執拗で、不屈な勇気の一例を見るであろう。そして、この冷静な忍耐、毎日いく百もの試練に耐えねばならないこの永続的な決意こそ、まさにこの点にこそイギリスの労働者は、彼らの性格のうちで最も威厳のある面を示しているのである。」(②148頁)

だが同時に、彼はこのようなストライキや暴動がそれ自体としてイギリス資本主義の揚棄につながるものとは考えなかった。何故ならば、ストライキは「競争を廃止してしまおうとする労働者の最初の試みである」が「この抗議はまた、ブルジョアジーの支配をうるやぶるには、労働組合やストライキ以上のなにかが必要であることを、労働者にいやおうなしに承認させる」(②138頁)からである。従って、「ストライキ以上のなにか」、すなわち労働者階級の直接的な政治闘争が提起されることになる。エンゲルスは、そのような労働者階級の政治闘争として、チャーリズムと当時のイギリス社会主義に言及しつつ、前者の運動にプロレタリアートの政治的要求を反映させることによって、「あらゆるブルジョアジーの要素から解放された」「労働者の事業」(②161~162頁)とすることによって、この運動を「社会主義へ接近」(②164頁)させ、また後者にたいしては「社会秩序の……分解のなかにある進歩的要素」(②165頁)を重要視し、「労働者を前進させるただ一つの手段である……憤激をむだなもの」と考えず「自分の体内にふくむブルジョアジーの要素を一掃した真にプロレタリア的な社会主義」となることを期待し、要請していたのである。そして彼はイギリスのプロレタリアートが「自主的な教養を習得するのに、どんなにすばらしい成功をおさめているか」(②169頁)を説明し、労働者階級がその知識を社会変革の事業と結合し得ることを強調したのであった。

以上述べたように、エンゲルスは労働者階級が一連の闘争を通じて、彼等の集団の内部に、そして個々の労働者のうちに形成されてくるソ

リダリティの性格や、また、彼等が社会革命を担い得るためににはそこにどのような能力や資質がつけ加えられねばならないかという問題に注目し、そのような問題領域を労働者状態という概念が含意すべき重要な内容とみなしていたことは既に明らかであろう。従って、われわれが『状態論』という場合には、このような内容を包摂した概念として、労働者階級の ①物質的生活状態 ②精神的道徳的状態 ③資本と闘争する階級としての状態という、労働者状態の総体をこの概念に盛り込まねばならないと考えられる。

ところで、状態概念をこのようなものとして理解した場合、先に述べた①②の状態概念が資本の運動を前提とし、資本の運動の結果として、その運動が即ち的に労働者階級にいかなる影響を及ぼすかという観点から、労働者状態を比較的容易に描き出し得るものであるのにたいして、③の状態概念、すなわち、「資本と闘争する階級としての状態」を描く場合には、その方法上のニュアンスをいささか異にしていると言わねばならない。その理由は、そもそもこの状態概念が資本の運動を所与の前提としつつも、資本の論理に抵抗しそれを止揚せんとする主体が、あるいは、止揚することを目標として行動しつつある労働者集団の運動が保持しているところの、そのような労働者運動に固有の内在的な論理によって説明されねばならないからである。この点については改めて議論するとして、まず、エンゲルス自身の方法について、いくつかの論点を指摘しておこう。

第一に、彼は、労働者状態を描く場合には、労働者階級にたいするブルジョアジーの行動*が、具体的な闘争の過程において、いかなるものであるかを跡づけることによって、そのような対応が労働運動の側にどのようなインパクトを与え、波紋をなげかけたか、またその逆に、労働運動の反撃がブルジョアジーの側にどのような衝撃を与え彼等の行動を規定していったかに注目している。そして、労資関係の当事者達が一連の抗争を通じて、闘争の相手をどのよう

に認識し、その認識にもとづいて自らをいかに形成していったかという観点から問題に迫っているように思われる**。

*ここでは直接紹介できないが、「プロレタリアートにたいするブルジョアジーの態度」の個所を参照されたい。そこではブルジョアジーのプロレタリアートにたいする物の見方についての叙述だけではなく、支配階級の制定する法律や慈善事業、貧民救済の社会改良的施策がおよそどのようなものであるかを示す、興味深い事実と評価が与えられている。

**この点については、例えばエンゲルスがマンチエスター滞在中（1843年）に発生した一連の闘争事例や、チャーチィスト運動について言及している場合のエンゲルスの叙述を検討されたい（②148～164）。そこでは階級闘争の構成要素として、賃労働と資本だけでなく、軍隊・法律・警察・議会・世論・支配階級のイデオロギー・大衆団体等々が登場していることも注目すべきであろう。

第二に、労資対立を形成し、それを社会的な規模での階級闘争に押し上げてくる要因として、ブルジョアジーとプロレタリアートの階級間に形成されるインフォーマルな対立の契機が現実の労資関係の運動を規定していく比重の重要性に着目することによって、階級闘争が含んでいるリアリティをヴィヴィッドに描き出すという方法が『状態』のいたるところで駆使されていることである。そしてこの点にこそ『状態』が労働者状態に関する社会科学の古典として不朽の生命力をもっている最大の根拠が存在すると言ってよいであろう。それはこの資本主義社会を永遠の社会体制と考え、またグラジュアルに進化していく社会として把握した様々の社会理論が階級闘争のもつてゐるこのような側面にいかに無関心であったかを考える時、『状態』の有するすぐれた有効性として、今日改めて、再確認すべきものなのである。

第三に、このような『状態』の保持している卓越した分析視角にもかかわらず、『状態論』の方法という観点からするならば、そこには検討を要する問題がはらまれていることも事実である。それは『状態論』の問題領域として提起しておいた③の問題、すなわち「労働者階級が

運動を通していかなる質のソリダリティを形成したか」という点とかかわっている。既に述べたように、エンゲルスは労働運動の内部から形成られる労働者集団の性格について、それを労資の具体的対応との関連において把握していた。そこには「平時の状態」とは異なって、行動を開始した労働者がいかに「勇気」と「永続的な決意」を發揮するものであるかが感激的に語られていた。しかし、先にも指摘しておいたように、イギリス資本主義の揚棄という体制変革の課題に照らして、そのような課題を担い得る主体の形成という問題を考察の視野に收める場合には、その主体に担われる運動の質を第一義的に決定していくのは運動のリーダーシップの性格如何にかかっていると言つてよいであろう。確かにエンゲルスは、イギリス社会主義の抽象性にふれて、「彼等（社会主義者）の原理をいまのままのかたちにしておくならば、公然と説得するという目的は、けっして達成できないであろうことを」（②165頁）予測していた。が、その場合でも、そのようなリーダーシップと労働者階級が獲得してきた戦闘的精神がどのようなヴェクトルの質をもったものとして交差していたか、またこの両者がいかなる意味で共鳴しあっていたか否かを吟味するという観点は著しく稀薄であったと言わざるを得ない。そして、「人民が恐慌をもう一回以上もだまつてしまふ」ことはあり得ないし、「革命はやってくるにちがいない」（②256頁）として、社会革命の客觀的根拠について論点を移行させた時、革命運動のリーダーシップが労働者を変革主体として形成していくという問題が孕むところの社会革命にとっての決定的意義とその問題点は、十分に吟味されることはなかった、と言わねばならない*。

第四に、『状態』が描き出した労働者状態が、当時のイギリス資本主義の運動といかなる関連をもっていたかという問題である。その場合、われわれは、当時のイギリス資本主義が成長期の資本主義であり、旺盛な生産力の上昇とヴァイタリティを誇った発展期の資本主義であった

ことに留意すべきであろう。エンゲルスが『状態』のなかで指摘していたような労働者階級を包み込んでいた「社会的困窮」のさまざまな形態は、少くとも、その後のイギリス資本主義の発展それ自身によって、処理されてきた。そのような特定の歴史段階において形成される労働者状態の性格は、一方では社会的貧困の新しい形態を生み出しながらも、他方では、労働者階級の内部に相対的に生活水準の恵まれた集団を不斷に生み出してゆくことによって、必ずしも固定的な階級構造を形成し得なかったのではないかといふ。イギリス資本主義のその後の歴史的推移の渦中において、そのもとで形成されてきた階級構造の固定性こそが、労働者階級の内部から生起してくる自生的な思想や行動様式を規定したこと、またそれはこの国の長期におよぶ資本主義の停滞と密接に関連しているに違いないと、筆者は秘かに考えている。そしてこのように考えるならば、資本主義の体質そのものが、そのもとで形成されてくる労働者状態にいかなる性格を刻みつけるものであるかという問題こそ、『状態論』を論議する場合の大前提なのである。『状態』において提示されたところのイギリスプロレタリアートが、確かにエンゲルスの指摘するような「物の見方」や「観念」を形成しながらも、ストライキや暴動の扱い手として登場する労働者の行動が、そのような「物の見方」や「観念」に支えられた社会を形成している多数派の運動とは多分に異質な要素をはらんでいたことの意味も、イギリス資本主義の発達史における既に述べたような歴史的位置を考察の視野に収めることによって理解され得るのではないだろうか。このような資本主義の各時期における労働者状態を、歴史的な観点から再検討することによって、またそのような検討を通じてはじめてわれわれは、『状態』の有する現代的意義と同時に、その限界を確定することができるのである。

* なお、第三の論点とも関連して『状態』を論ずる場合には、そこには更に根本的な問題が含まれているように思われる。それは、唐突な表現を許される

ならば、資本主義社会の労働者とは何か？という問題であろう。エンゲルスの分析がこの問題にたいしてなんらかの解答を与えていることは疑いないが、この点の評価についてはにわかに断定しがたい。ただ、そこでは資本の運動にたいして、経営内の秩序にたいして、また革命理論にたいして労働者はいかなる意味で内在的であり、また外在的であるのかという点についての吟味が必要であろう。そしてこの問題に接近するためには、レーニン『何をなすべきか』S. & B. Webb『産業民主制論』S. パールマン『労働運動の理論』の再検討が要請されている。この点に関しては、萩原進「コモンズ=パールマン理論に関する覚書」(『経済志林』第43巻第1号)が問題の一端を指摘している。

IV. 結 語

以上述べたように、われわれは、『状態』を手がかりとして『状態論』についていくつかの問題を提起したつもりである。エンゲルスが『状態』を書いた時代と現代日本の現実は、時代と歴史の相異によって大きく違っていることは事実である。それは何よりも日本の労働者階級の当面する社会変革への道筋と、『状態』に示されていたイメージとの間に存在する歴史の重みを考えただけでも明らかであろう。また現代日本の支配構造が、国家独占資本主義の政治経済機構を動員することによって、労働者階級を体制内に取り込むことに、ひとまず、成功しているかにみえ、彼等を独占資本の支配・抑圧機構に従属させていること、そして、このような動きを補完する政治潮流が労働運動内にかなりの影響力をもち、労働者階級を政治的思想的にも体制側に動員せんとしている状況は、『状態』が描いたような資本主義の発展期に創出されてくるプロレタリアートが身につけているフォームレス (formless) な性格が生み出す階級関係とは、その質的性格を決定的に異なったものとしているように思われる。

しかし、われわれは、現代日本の労働者状態が『状態』を通して描き出されたそれと比較して、ある種の近似性をもっていることも強調しなければならない。それは恐らく次のような事

柄と無関係ではないであろう。すなわち戦後の日本資本主義が驚くべき高成長を実現したこと、またそれに伴って農業人口の急激な減少がもたらされ人口の大都市への集中が進行し、労働者階級が国民人口の多数派として形成されたことである。このプロセスは労働者の社会が存在しないと言われた日本の労働者階級の内部に、一定の変化を及ぼさずにはおかないのである。そして日本資本主義の高成長が終焉し、労働者階級を相対的高賃金でもって高能率の生産体制に動員した時代は過去のものとなりつつある。この事実こそ日本の労働者階級が真に労働的な生き方と連帯を生みだしていく条件であることは、『状態』の検討を通じて示唆され得るところである。既にそのようなきざしは公労協や若干の民間単産の労働運動の内部に、また、地域共闘や争議団共闘の運動の内部に芽ばえて

きつつあるように思われる。

しかし、エンゲルスも強調したように、この過程は決して自然成長的な性格のものではない。そこでは労働者が生存のための闘争に追いかけられながら生活しているこの現実を直視して、ブルジョアの味方となり彼等の「利益を『忠実』にはかる」か、あるいは、「なにもすることなく日をすごす」か、それとも「自分の人間性を守るために……たたかう」のか、と労働者としての生き方を提起し労働運動の先頭で苦闘を続いている活動家集団の献身的な努力なくしては、労働者階級の連帯を生み出すことはできないであろう。そして、そのようなソリダリティがいかなる質のものとして形成されるかに、今後の日本の労働運動の帰趨は、深くかかわっているのである。

(筆者東京支部・所員)

読書案内

井上清・儀我壯一郎編著「転換期の『多国籍企業』」

「多国籍企業」と現代帝国主義をめぐる諸問題は、現代の経済学と変革の論理展開にとって、避けて通ることのできない中心課題の一つとなっている。しかし、一方では「多国籍企業」とその展開の実態を分析する作業が、資料の制約等もあって現実に必要とされる十分な展開を示していないこと、他方では、この限られた現実分析の成果を十分理論的に総括しきれない現代資本主義研究の一見混沌とした状態等によって、この問題に関する議論の現状はまさに「百家争鳴」の感がある。

こうした中で、10人の著者の共同執筆になる本書は、この分野で数少ないまとまりのある書物となっている。その最大の根拠は、執筆者各々が必ずしも研究方法で共通しているとは言い難いにもかかわらず、第一に米系「多国籍企業」の国際的展開の実態をいくつかの中核的産業部門（自動車、

航空機、コンピューター、石油）で析出し、他方で時宜にかなった理論問題を実証作業と並行させて鋭く提起しており、両面合織り重って読者の要望に答えるものとなっていることである。とりわけ、多国籍企業の資金調達と「多国籍銀行」の世界的展開（第3章）、多国籍企業と国家主権問題に関する理論的解明（第4章）、航空・宇宙産業の再編プロセスとアメリカ軍事政策の最新の局面の分析（第5章のB）などは鋭い理論的提起を含む本書の中心をなす好論文というべきであろう。

すでにわれわれは、所員共有の研究成果として『現代世界恐慌と資本輸出』（1973年、青木書店）を世に問うた。本誌読者のみなさんに是非その併読をおすすめしたいゆえんである。（ミネルヴァ書房、1977年、1900円）

(MN)

労働力流動化政策と教育・訓練・生活手段（中）

——炭鉱離職者援護会と雇用促進事業団に着目して——

松 田 和 男

第3章 60年代における労働力政策の展開と雇用対策法の制定

はじめに

本稿の課題は戦後日本の労働政策のなかで重要な位置を占めた労働力流動化政策と、積極的労働力政策を検討することにあった。前章¹⁾では、59年に制定された炭鉱離職者臨時措置法の発生史と同法の役割を中心に検討した。同法こそは従来の労働力政策研究史において、労働力流動化政策の「原型」として一致した評価が下されてきたものであった。

前章の検討からするならば、同法の新しさは、従来の失業対策事業中心の失業対策を転換させ、「労働力の産業間・地域間の流動化」を政策の中心にすえたことにあった。労働力の流動化を図るための政策として、一方において、職業紹介機関と職業訓練機関による「広域職業紹介」が、他方において、炭鉱離職者援護会による資金と住宅などの生活手段の提供が提起されたのである。こうした内容を持った炭鉱離職者臨時措置法を科学的に究明するためには、資本蓄積による労働・家族・地域の激変が総体として把握されねばならなかった。

かかる問題領域を生み出した石炭産業のスクランプ化は、戦前からの石炭産業の停滞性がドッジ・ライン以後の国家的保護の撤廃によって顕在化するとともに、日本のエネルギー市場が国際石油独占に開放された、という事情にもとづくものであった。この場合、注意しなければならないのは、まず最初に石油資源に見合った技術が導入され、いわゆる「石炭から石油へのエネルギー転換」への道が掃き清められていたことである²⁾。

アメリカから技術を導入し、それにみあった原材料を低賃金で加工するという方式こそが、戦後日本での資本蓄積軌道の特色であり、従来から「低賃金にもとづく従属的加工貿易方式」として定式化してきた³⁾。60年に策定された「国民所得倍増計画⁴⁾」のねらいは、「所得倍増」なる幻想を与えることで、この資本蓄積様式への国民的合意をとりつけようとしたものであった。したがって、60年代になると、技術発展を素材的基盤とした、独占体による労働力の編成替えが、産業の地域的不均等発展と結びつきながら、労働者の労働と生活を一変するという過程が一層ドラマチックに進行せざるをえなかった。「倍増計画」は、炭鉱離職者臨時措置法の経験を生かしつつ、加工貿易方式に適応する労働力政策を定式化したのである。

そこで、本章では、「倍増計画」の下で展開された労働力政策の役割を、雇用促進事業団に焦点をあわせて検討してみよう。

——目 次——

はじめに——生活手段と労働政策

第1章 研究課題と分析視角

第2章 炭鉱離職者対策と労働力流動化政策の形成

- (1)石炭産業再編成の背景
- (2)炭鉱離職者臨時措置法発生史
- (3)三井・三池斗争とその帰結、炭鉱離職者臨時措置法の評価（以上、第19号）

第3章 60年代における労働力政策の展開と雇用対策法の制定

はじめに

1. 「国民所得倍増計画」と労働力政策の展開（以上、本号）

2. 雇用促進事業団と雇用対策法の制定

終章——おわりに（以上、続号）

〔注〕

- 1) 「労働力流動化政策と教育・訓練・生活手段（上）」（『経済科学通信』第19号），参照。
- 2) 中村静治「戦後日本のエネルギー政策」（同氏著『現代日本の技術と技術論』青木書店，1975年，所収），参照。
- 3) この点につき，具体的には池上ほか編著『現代日本資本主義の政治経済機構』労働経済社，1975年，第1章，第2章，参照。
- 4) 以下では「倍増計画」と略記する。

1. 「国民所得倍増計画」と労働力政策の展開

「国民所得倍増計画」¹⁾は，アメリカからの技術の導入と，大型公共投資＝社会資本建設によって，産業の重化学工業化をめざすものであった。他方，同『計画』は，この高蓄積に対応した労働力政策を人的能力開発政策と労働力流動化政策として提示した。

まず，人的能力開発政策では「科学技術の進歩，産業構造の高度化」に対応した「労働力の質的向上」が，高蓄積のための不可欠の課題とされ，そのため，一方で大学・大学院などの理工科系の拡充が，他方で高校での職業教育の拡充と職業訓練機関の整備，およびそれに立脚した学校教育の職業訓練との連繋が，政策的課題とされた²⁾。次に，労働力流動化政策では，「産業構造の高度化，工業生産の規模の拡大」に対応して「労働力の産業間移動」と，「同一産業内部における低い生産性部門から高い生産性部門への移動」とが課題とされた。このための政策方向として，「広域職業紹介の機能をもつ職業安定機構の確立」と，「労働力の可動性の障害となっている住宅問題の解決」が，また，中高年層を対象とした転職訓練の整備や失業保険制度・失業対策事業の再編成などが，提起された³⁾。

この定式化にも見られるように，労働力政策は，重化学工業化路線の中での産業再編成と技術革新にもとづく「合理化」とに対応して登場したものであるが，この場合，高蓄積の推進者としての重化学工業の独占的大企業における労

働の質的变化と，労働力の編成替えが政策推進の決定的契機となった。

55年頃から重化学工業の独占的大企業においては，アメリカの技術とアメリカ的労務管理方式にもとづいた「生産性向上運動」が本格化した。とはいって，この段階では，本工の新規採用制限による初任給の抑制ならびに臨時工・社外工といった相対的過剰人口の活用がはかられていた⁴⁾。こうした「労働力編成がとられたのは，なお年功的熟練が存続していたことを意味していた。

しかしながら，急速化した技術革新は，かかる労働体系・労働の質的内容・労働力編成を一変していったのである。すなわち，重化学工業全体にオートメーション化が進行し，装置産業においては大型化・自動化・計装化が，機械工業では自動化と流れ作業にもとづく大量生産が各々進行していった。このため，旧来の年功的熟練が解体され，労働の質的内容も監視労働に変化していった。そうすると，日本の賃金決定基準からすれば極度に安価でしかも適応性の高い労働力保持者としての新規学卒労働者がクローズ・アップされざるをえず，同時に彼らが技術革新に適応しうる基礎知識を持ち合わせていることが必要とされていった。他方，従来の労働力編成の下で相対的高賃金を得ていた中高年労働者が累積していたことは，年功的熟練が解体された局面に至っては，「合理化」を一層推進する上であらゆる面で桎梏となつた。

こうして，技術革新の下での労働の質的变化に規定されながら，59年頃から，新たな低賃金追求のために，独占的大企業は一方で新規学卒労働者を大量に採用するとともに，他方で中高年労働者を排除するようになっていった。この場合，新規学卒者のうちでも，とりわけ必要な技能をより早く習得しうる高校卒業者が全体として重視されていったのである⁵⁾。こうした方向は，労働能力の解体・再編と結びついた「労働者世代の急速な交替」が，この頃から強行され出したことを意味していた⁶⁾。

それとともに見落してはならないことは，技

術革新といつても、ほぼ基幹工程に限定されており、間接工程においては社外工・臨時工などの活用が維持され、下請関係の再編・維持がなされていったことである⁷⁾。これは、低賃金追求という点からも不可欠の契機であった。

以上の動向からすれば、独占的大企業において技術革新にもとづく「合理化」投資が推進されていく上で、新規学卒労働者の技能育成が重要とならざるをえないし、他方で中高年労働者の排除と再配置が課題とならざるをえなかつた。

若年労働者を大量に独占した独占企業の対極には、農業や中小企業の再編成が展開され、過剰な労働者や農民が大量に排出された。以下、「近代化」政策として展開された、農業と中小企業の再編成を簡単に考察しておこう。

農業「近代化」政策は、60年代には、「基本法農政」として展開されていったのであるが、この政策のための立法が、61年に制定された農業基本法であった。同法は、「農業生産の選択的拡大」・農業「近代化」にたえうる「自立經營」の選別的育成と農業から流出する労働力に対する他産業での雇用機会の開拓を方向づけた。これを実現するために、同法では「農業構造改善事業」すなわち土地基盤整備ならびに機械や化学肥料などの「近代化施設」の導入が規定づけられた。この政策方向は補助金や融資を通じておし進められたのであるが、「基本法農政」が進められるにつれて、大多数の農民は、生産と生活双方からの「近代化」圧力によって兼業・離農に追いこまれ、プロ化・半プロ化していく。なかでも若年層の場合、農村での営業と生活の見通しが欠如すればそれだけ、農村から流出していき、重化学工業やサービス業などに就業していったのである⁸⁾。こうしてみると「基本法農政」は一部富農を育成しつつ大多数の農民を「近代化貧乏」に追いやって農民のプロ化・半プロ化をおしすすめた上で、彼らの高蓄積分野への配置を位置づけたもの、といえよう。

他方、農業とともに「近代化」の対象とされ

た中小企業は、いかなる動向を示していったのであろうか。

中小企業の「近代化」政策が本格化してきたのは、63年に中小企業基本法と中小企業近代化促進法が制定されてからのことであった。それは、産業の重化学工業化に対応した中小企業の再編成をめざしたものである。この場合、政策介入の特徴は、「育成」すべき中小企業の「業種指定」・「規模指定」を行ない、指定された「業種」・「規模」の中小企業に対しては税制・金融の上で優遇措置をあたえることにあった。中小企業「近代化」政策は、こうした方式を通じて、税制・金融上の優遇措置の獲得をめぐる中小企業相互の競争を組織化し、次のように中小企業を再編成したのである。すなわち、それは、一方で上層部分を中心とした中小企業の生産力水準を高め独占的大企業の系列支配と資本蓄積を促進し、他方で「近代化」の目標に耐ええない大多数の中小・零細企業を転廃業に追いこむことによって相対的過剰人口を創出し、低賃金基盤を拡大した⁹⁾。

こうして、中小企業は全体として産業の重化学工業路線に対応して再編成され、労働者の排除と吸引が進行した。しかし、その中で、小・零細企業が存立分野の変化を伴いつつ、たえず再生産されていったことに、注意が払われるべきであろう¹⁰⁾。なぜならば、二重構造と特徴づけられる日本の中小企業問題は、技術の従属に規定された激しい産業の不均等発展と農村部の相対的過剰人口とが結びついたことによるものであり、「倍増計画」はこれを一層強めるものであったからである¹¹⁾。

以上で述べてきた経過を、労働力の「吸引」と「反撥」、再配置という観点から要約するならば、次のようになる。

まず、独占的大企業や上層下請企業には、新規学卒者を中心に若年労働者が、基幹工程要員として独占されていった。これは、すでに見たように、彼らが低賃金でしかも技術革新に適応力をもつ、という事情によるものであった。

次に、上記の企業における直接工程の一部や

間接・補助工程などには、社外工・臨時工¹²⁾として、中高年層を中心とした労働者が吸引されていった。彼らは、すでに見たように、技術革新によって年功的熟練を解体された労働者や、農業・中小企業などから排出されていった労働者からなっていた。中高年層の雇用は、独占的大企業によって若年労働者が独占されていったがゆえに、中小・零細企業においても増大していった。

このような製造業とともに、公共投資によって急速に膨張していった建設業は、大量の出稼ぎ農民を吸収していった。農業「近代化」政策の下で営業と生活を不安定化させていった農民の兼業先の多くが建設業の不安定雇用分野だったのである¹³⁾。

高蓄積にともなう労働力の吸引は、こうした層にとどまるものではなかった。独占的大企業や下請企業は、新たな低賃金労働力の給源として家庭主婦に着目し、パート・タイム雇用を拡大した。婦人労働者は、結婚・出産退職によって一たん離職させられ、世帯主の低賃金を補うために、家事労働を背負ったまま再び不安定雇用層として吸引されていったのである¹⁴⁾。

しかも、重化学工業の独占的大企業に吸引された若年労働者も、「合理化」と労働強化・長時間労働でそのエネルギーを急速に消耗し、大量に転職をくり返していく。

かくして、高蓄積に対応しての労働力配置の特徴は、一方で独占的大企業などに若年労働者を調達しつつ、他方で相対的過剰人口の隊列となしていった中高年層、出稼ぎ農民、家庭主婦、さらに離職した若年層を不安定雇用層に再編成していくことになったのである¹⁵⁾。

こうした労働力配置の中にたたきこまれた労働者や農民は、その過程で労働の場で熟練から自由になり、営業諸条件の不安定化を強められたのみならず、家族・地域生活においても再編成を蒙っていったのである。

家族や地域生活の激しい変動は、「国民所得倍増計画」で方向づけられた太平洋岸ベルト地帯への産業の重点配置¹⁶⁾に対応していた。「倍

増計画」での地域開発戦略をより具体化した「全国総合開発計画」では「拠点開発方式」が定式化された。そこで最も重要な課題は、海岸部埋め立てと道路建設のための公共投資に支えられた臨海コンビナートの建設であった。こうした地域の編成替えが進行するにつれて、太平洋岸ベルト地帯への産業の集積が進行し、その対極には、基幹産業の解体にもとづく広大な「過疎地域」が生み出されたのである。

このため、「過疎地域」に典型的に見られたように、労働者や農民は、土地と住宅から引きはなされ、家族関係を引きさかれながら、全体として太平洋岸ベルト地帯に集積されていった。その場合、彼らは、生活手段からの自由を強めつつ都市的生活様式を強制され、とりわけ甚だしい住宅難にみまわれた¹⁷⁾。

他方、従来からこの地域に居住していた独占的大企業の中高年労働者は、「労働力の流動化」にみあった福利厚生の「合理化」によって、漸次社宅から排除されていった¹⁸⁾。その上、中高年労働者家族においては、多就業化が進行し、彼らの家族機能が大巾に奪い去られていったのである¹⁹⁾。

かくして、労働・家族・地域の再編成にみまわれつつ、労働者や農民は、高蓄積の従属変数として流動化を強めていった。これに対応して、教育・訓練制度や失業対策制度が再編成されていったのである。

まず教育・訓練制度の再編成を簡単に考察しておこう。第1に、熟練からの「自由」を強めていった労働者は一面的な技能を付与され、彼らはたえず再訓練を強制された。第2に、教育・訓練機関の格差構造を維持した「後期中等教育の多様化²⁰⁾」は労働者子弟の選別と競争のテスト体制を強制するものであった。こうして、教育・訓練機関は、労働者とその子弟に相互の競争を強制し、低賃金の技能労働力を調達する機関に転換していくのである²¹⁾。

失業対策制度は、失業救済制度の後退と財政誘導措置の導入を基軸に再編成された。いわゆる「職安三法²²⁾」の改悪である。失業救済原則

の後退過程は、次のように進行した。まず、60年には居住地紹介原則を放棄した「広域職業紹介」が職業安定法にもりこまれ、63年には中高年失業者を対象とした「就職促進の措置²³⁾」と、「失対打切り」が、強行された。さらに、64年には、行政通達によって、失業保険金給付から出稼ぎ農民と婦人退職者がしめ出された。このような失業者からの安全弁の剥奪と同時に、財政誘導措置が進行した。60年には、「広域職業紹介」にみあって就職支度金と、「広域職業紹介」の対象者に限定した「給付日数の延長」が失業保険法にもりこまれた。63年には、「就職促進の措置」にみあって各種手当の支給が職業安定法にもりこまれた²⁴⁾。かくして失業者は、失業対策制度から失業救済原則が決定的に後退したために、わずかばかりの財政誘導にしがみついて流動化を強めざるをえなくなったのである。このように全国的に流動化する労働者を「効率的に」掌握・統括するために、労働者職業安定局に「労働市場センター業務室」が64年に設置された。これによってコンピューター・システムで武装された雇用行政が推進されていった²⁵⁾。

以上のような教育・訓練制度と失業対策制度の再編成の中で、財政誘導とともに重要な一翼を担ったのが、雇用促進事業団であった。（以下続巻）

〔注〕

- 1) 「国民所得倍増計画」の全文は、大来佐武郎『所得倍増計画の解説』日本経済新聞社、1960年、165ページ以下、参照。
- 2) 同上、203～207ページ、参照。
- 3) 同上、237～239ページ、参照。
- 4) 黒川俊雄『日本の低賃金構造』大月書店、1964年、280～282ページ、参照。
- 5) 鉄鋼業での事例についての立ち入った検討は、深見謙介「職業技術教育と賃金決定」（『現代の労働組合運動(6)』大月書店、1976年、所収）、参照。なお、全体的動向の概略については『産業訓練100年史』日本産業訓練協会、1971年、384～392ページ、参照。
- 6) マルクス『資本論』第1巻、第23章での流動的過剰人口の分析、参照。なお、そこにおいて、マルクスが労働能力と関連づけて検討している点は、今日の動向から極めて興味深いものがある。
- 7) この点を外国技術依存から生じた技術発展の跛行・不均等性として指摘されたのは中村静治氏である。同氏著『戦後日本経済と技術発展』日本評論社、1968年、302～304ページ、参照。
- 8) 梅川ほか編著『農業問題の基礎理論』ミネルヴァ書房、1974年、など参照。
- 9) 以上の政策については、市川弘勝編著『現代日本の中小企業』新評論、1968年、第2章、参照。
- 10) この点を労働力との関連で言及したものとして、永山利和「中小企業の労働（力）問題」（市川弘勝・岩尾裕純編著『70年代の日本中小企業』新評論、1972年、所収）、参照。
- 11) 中村、前掲書、198ページ。
- 12) これには、産業部門によって差異が認められる。すなわち、装置産業においては社外工が、自動車産業を典型として、機械工業においては臨時工が主に活用されていったようである。この点は、山本潔「臨時工・社外工の配置」（大河内ほか編『現代労働問題講座、1雇用と雇用政策』有斐閣、1966年、所収）など、参照。
- 13) こうした動向を具体的に追求したものとして、美土路達雄「農村在住労働者の諸問題」（『労働組合運動の理論(4)』大月書店、1970年、所収）、参照。
- 14) この点について、具体的には、藤井治枝「女子労働者の人事管理」（長谷川広編著『人事管理論、経営会計全書7』日本評論社、1974年、所収）、参照。なお、既婚婦人の場合、私的労役としての家事労働が重圧とならざるをえない。エンゲルス『家族・私有財産および國家の起源』国民文庫版、94ページ、参照。
- 15) 以上の概略については、大橋隆憲『日本の階級構成』岩波書店、1971年、など参照。
- 16) 現実に進行した過程を具体的に見れば、次のような地域的配置となっていた。すなわち、一方で大都市には製造業本社・大金融機関といった中枢管理機関や「第3次産業」が立地した。また、そこにおいては零細下請工場群が集中して

- いた。他方で大都市近郊には、都心部での零細下請工場群を支配する大規模機械工業が立地した。さらに、総じて臨海部においては、巨大装置産業が立地したのである。
- 17) 例えば、島恭彦「『過密』と『過疎』の意味するもの」（同氏著『戦後民主主義の検証』筑摩書房、1970年、所収）や同「地域生活の破壊と国土開発政策の転換」（『国民教育』No.9、1971年10月1日号）など、参照。
- 18) 高橋洸「福利厚生」（『講座、日本の労働問題、II労務管理』弘文堂、1961年、所収）や長谷川広「福利厚生の『合理化』」（同氏著『現代労務管理制度論』青木書店、1971年、所収）など、参照。
- 19) 労働と生活の場総体にわたっての貧困化を分析した典型的労作として、島恭彦「現代日本の貧困化」（『新マルクス経済学講座、6 戦後日本資本主義の階級構成』有斐閣、1976年、所収）、参照。
- 20) この方向は、「国民所得倍増計画」で定式化された人的能力開発政策をより具体化したものとして提出された、63年1月の経済審議会答申
- 『経済発展における人的能力開発の課題と対策』で明確化されている。同答申、2章、3章、参照。
- 21) 具体的には、森田俊男『現代日本の教育政策』労働旬報社、1975年、序章、参照。
- 22) これは、47年11月の職業安定法、47年12月の失業保険法、49年5月の緊急失業対策法の3法をさしている。
- 23) これは、彼らに「職業指導」「広域職業紹介」、公共職業訓練、職業適応訓練などを義務づけたものである。同時に、この措置を強力に推進するための専門官として、公共職業安定所に就職促進指導官が新設された。
- 24) 以上の経過について、具体的には『労働行政要覧』60年度版、労働省職業安定局失業対策部編『失業対策事業20年史』労働法令協会、1970年、339~420ページ、さらに三宅四郎「失業保険制度の改善のねらいとその方向」（『賃金と社会保障』、第327号）など、参照。
- 25) より具体的には、労働省職業安定局労働市場センター業務室編『労働市場センター10年史』、1975年、12~25ページ、参照。

基礎研東京支部機関誌

労 働 と 研 究

—東京基礎研創立五周年記念—

卷頭言

池上 淳

講演 「共同研究について」

島恭彦

報告 経済理論と「社会資本」研究

京極高宣

学科活動紹介

- (1) 自治体論学科の現状と課題
- (2) 産業金融機構研究学科の性格と目標
- (3) 労働問題研究学科での若干の論点

運動論

東京基礎研の現段階

東京支部事務局

活動日誌 '75 ~ '76

（価格 300円、入手希望者は基礎研事務所まで）

イギリス貴族的大土地所有と都市開発

島 浩二

I. はじめに

(1) 貴族的大土地所有と非農業事業

農地を中心とする広大な土地を独占的に所有して、18・19世紀を通じて農業の資本主義化に強いインパクトを与えていたイギリスの大土地所有貴族は、他方で地表の排他的所有から不可避的に生ずる諸利益を農業以外からも引き出していた。地下鉱物資源の所有と採掘、交通運輸手段・諸施設の建設にともなう利権、あるいは都市の所領 estate を宅地として開発することなど、こうした非農業事業 non-agricultural enterprise は、はやくも16・17世紀ごろから資本主義発展に地主をひきこみ、とりわけ19世紀後半の農業不況・農業地代の低下という状況のもとで、地主の重要な収入源泉となった。同時に、このような非農業事業との関わりを通して、イギリスの大土地所有者階級は資本主義発展に対して大きな影響を与えたのである¹⁾。

地主と非農業事業とのこうした関わりあい、あるいは地主の家計や資本主義発展に対して、それが有する意味について、近年イギリスの学界で徐々に研究が行われつつあるが、わが国のイギリス経済史研究では、こうした課題には従来ほとんど手がつけられていない²⁾。このような状況をまねいた原因として、資料上の制約もさることながら、資本主義発展や土地所有の理論的分析にかかわるある種の抽象性を指摘することができるであろう。というのは、イギリス資本主義発達史をいわゆる「小生産者の経路」においてとらえる通説的見解では、主に移行期に研究対象を集中させてきたことと恐らく深く関連して、「土地所有」がもっぱら「農業における土地所有」として取り扱われてきたこと、そして、16世紀における農民層分解から資本制借地農の広汎な形成という事実を見て、すでに17世紀の市民革命以前の時点で、土地所有は資本による質的

規定性を事實上うけとり、それ以後はその量的拡延の過程にすぎないかのようにみなされてきたという事情である³⁾。土地所有に関するこのような抽象的取り扱いによって、先に述べた課題が有する重大な意味は、いわば論理必然的に見のがされざるをえなかつと思われる。

これに対して、資本主義的農業の確立をみた19世紀末葉のイギリス農業においてさえも、農業構造の近代化に対して土地所有が極めて大きなイニシアティヴを發揮し、またそれを通じて土地収益の極大化を保障する諸機会を手に入れたことを、私は以前の論稿で、ある限られた範囲においてではあるが明らかにした⁴⁾。本稿は、こうした問題意識の延長として、非農業事業、就中、都市所領の宅地開発にかかわる地主貴族の個別事例をイギリスでの研究成果に依拠して分析することにより、土地所有を一層具体的な姿においてとらえるための端緒的な試みにはかならない。これが本稿の第一の課題である。

(2) 都市所領の宅地開発

ところで、一般的に言って、いわゆる建築地地代では、その「所有者のまったくの受動性」がきわめて顕著であること、すなわち、その所有者が「なにも寄与せぬにも賭け」ずに「搾取する」「社会的発展の進歩」の大きさがはなはだしいこと⁵⁾が大きな特徴である⁶⁾が、都市所領の宅地開発が19世紀末葉のイギリス社会で有した意味合いは、こうした建築地地代一般にあてはまる問題をこえるはるかに特殊に重要なものであった。その理由は、まず第一に、ロンドンなどの大都市がイギリス資本主義のセンターとして、ますます多くの人と財とを集中する⁷⁾につれて、都市に所領を持つ地主貴族は、法外な借地・借家料収入をあらゆる手段（税制⁸⁾、土地・家屋賃貸借上の手続きなど）を

通じて一人じめしたこと、このような意味で、イギリスの支配構造そのものにかかわる問題として、それは同時代人に意識されたということである。第二に、さらに重要なことには、都市所領の宅地開発が一定のひろがりをもった地域を対象とし、そのトータルな性格が地主の意志によってある程度までつくりあげられたかぎりで、それは、19世紀のなかごろからイギリス人の広い関心をあつめた公衆衛生問題⁹⁾や住宅問題と密接な関係をもっていたからである。特に、都市計画・開発を行う種々のセクター（いまかりにそれを国家・地方自治体などの公共的なものと、民間を主体にしたものとにわけると）のうち、第一のセクター（国家）の主導権が圧倒的に強力であったフランス¹⁰⁾とは決定的に異なり、イギリスでは少なくとも19世紀末までのあいだ、都市計画・開発は地主の所領を単位として地主によってのみ行われ、第一のセクターはその部分的な補完物でしかなかった¹¹⁾から、地主が自らの都市所領を開発する際の理念は、そのまま都市計画・開発の理念となり、またその矛盾はそのまま、現実の都市がかかえる矛盾、いわゆる都市問題にならざるをえなかつたのである。

地主の都市所領開発が持っていたこうした独自の意義の故に、それはいわゆる「土地問題」Land Question の新しい局面として、1880年代以降イギリスの支配構造の根底をゆるがす火種になる¹²⁾。20世紀はじめの土地課税法¹³⁾、ならびに国会法 Parliamentary Act へと結果するこの新しい局面における階級斗争の分析に先だって、そのための準備作業として、都市所領の宅地開発がいかなる理念にもとづいて行われ、いかなる結果をまねいたかを、個別事例の分析によって明らかにすること、これが本稿の第2の課題である。先にあげた理由から、それは同時に「土地問題」をめぐる階級斗争で問われた、イギリスにおける都市計画・開発の諸矛盾をもある程度明らかにするはずである。

以下ではロンドン近郊（シティ City of London の北西部、いわゆるウエスト・エンド）に位置する3つのベドフォード公爵所領をケース・スタディの対象とす

る。

[注]

- 1) Cf., J. T. Ward and R.G. Wilson, ed., *Land and Industry*.
- 2) 最近の研究では、藤田哲雄、19世紀末ロンドンにおける「土地問題」、「史学雑誌」41-4 がある。
- 3) 通説が依拠するこうした理論的枠組を鋭く解明したものとして、尾崎芳治、イギリス革命における農業・土地問題分析の視角、「経済論叢」第86巻第2号を参照されたい。
- 4) 掲稿、イギリス農業構造と土地所有の性格、1851～1871年、「経済論叢」第118巻第1・2号、同、穀物法廃止後の土地改良、「経済論叢」第120巻第1・2号。
- 5) K・マルクス、「資本論」第3巻、大月書店版991頁。
- 6) もっとも、こうした事情はある程度まで鉱山時代や鉄道などにも共通しているが、前者の場合には、産出される鉱物資源が諸外国との競争にさらされるなど、市場の動向によってそれにかかわる土地所有の意味を大幅に低がらしめることがまれではない。また後者についていえば、通行権の売却による収益はいかに巨大であっても一時的なものであって、鉄道の開通が与える影響は、長期的にみれば住宅地・産業用地として開発される周辺の土地の方が大きい。J. T. Ward, 'Landowners and Mining', J. T. Ward and R.G. Wilson, ed., *ibid.*
- 7) グレイター・ロンドンの人口は、1851年から1881年までのあいだに、2,680,935人から4,766,661人へと8割近く増加した。A. S. Wohl, *The Bitter Cry of Outcast London*, p. 237.
- 8) 19世紀のイギリスにおいては、土地そのものは課税の対象ではなく、ただそれが収入をもたらすかぎりで、原則として居住者に課税されたにすぎない。ただし、そのうちの一部はより上級の所有者に転嫁 shift されたが、その場合にも地主の負担はごくわずかであったようである。こうした点、および、租税が転嫁された後の実際の税負担者 incidence にかんする論争について、E. R. A. Seligman, *The Shifting and*

Incidence of Taxation を見よ。

- 9) 武居良明, イギリス産業革命期における公衆衛生問題, 「社会経済史学」40巻4号に詳しい。
- 10) オースマンによるパリのグラン・トラヴォーの大工事(1853~69年)がよく知られている。L. Benevolo, *The Origins of Modern Town Planning*, pp. 85~。横山訳「近代都市計画の起源」, 125頁以下。
- 11) リバプール市のように財源をもって再開発事業にとりくんだ地方自治体は例外であった(藤田, 前掲論文, 33頁)。ロンドンでも大規模な公共事業が19世紀中に行われなかつたわけではないが(トラファルガー・スクエア, ニュー・オックスフォード・ストリート, ヴィクトリア堤防など), そうした街路の改善などによって住居を奪われた労働者・貧民むけに代替住宅を確保することは, 20世紀はじめになるまで本格的に行われなかつたから, この点でこうした公共事業も基本的には地主貴族による所領開発と同様の原理にもとづいていたといふことがいえる。労働者向け住宅の建設は, 19世紀半ばに相次いで設立された慈善団体によって主に行われたが, その主体は地主貴族であつたり, 地主貴族の慈善行為に依拠しており, かつまた, それらは比較的所得水準の高い職人層向けに相対的にわずかの個数を供給したにすぎない。これらの点について, D.J. Olsen, *Town Planning in London*, pp. 191~195, W. Ashworth, *The Genesis of Modern British Town Planning*, pp. 83~95. A.S. Wohl, 'The Housing of the Working Classes in London, 1815~1914', S.D. Chapman, ed., *The History of Working-Class Housing*, pp. 15~40などを見られたい。
- 12) 国政レヴェルでの討論の一つの集約点が, 1886年から92年まで継続して行われた「都市保有地に関する特別委員会」Select Committee on Town Holdings (89年と92年に報告を出している)である。89年の報告は, いわゆる「リース地解消」論 Leasehold Enfranchisement について, また92年の報告は, 土地課税論についてそれぞれ詳しい。他に次の文献を参照されたい。D.A. Reeder, 'The Politics of Urban Leaseholds in late Victorian England', *International Review of History*, 6, 1961, H.J. Perkin,

- 'Land Reform and Class Conflict in Victorian Britain', I. Butt and I.F. Clarke, ed., *The Victorians and Social Protest*. 米川伸一, 「土地問題」とイギリス議会, 「歴史学研究」N.339。
- 13) Cf. E.R.A. Seligman, *Essays in Taxation*, pp. 490~

II. ベドフォード公爵所領の宅地開発

(1) 都市所領開発のモデル

具体的な分析に入る前に, ロンドンをはじめとする大都市の所領が宅地として開発される場合の典型的なあり方を, オルセンのいう三段階¹⁾に分けて, あらかじめモデル風に示しておこう。

まず, 牧草地や空閑地を宅地として開発する最初の「建築」段階では, 地主(A)が建築業者(B)に土地を貸し, (B)は家屋を立てそれを居住者(C)に貸す(または売る²⁾)。AがBに土地を貸す態様 tenure には, 19世紀末の調査によればおよそ5種類あった³⁾が, ロンドンなどの大都市⁴⁾では借地期間99年のリースホウルド制が最も一般的であった⁵⁾。したがって, 以下ではリース制以外のテニュアは捨象して議論を進める。

リースの認可に際して, (B)の支払う借地料(rent, 又はground rent)の嵩が定められるとともに, 建てられる家屋の等級・外装・内装に関する(A)のイメージを記した建築規制が(B)に提示されるのが普通で, (B)はこれに拘束される⁶⁾。この建築規制に従って, (A)又はその代理人が, 建築過程で(B)を監督する。(B)に対するこうした規制の見返りとして, (A)は(B)に直接・間接の融資を行うことが多い⁷⁾。建築規制と融資とは, (A)が(B)を支配し, (A)の都市計画プランを(B)に忠実に実現させるための武器であつて, 建築規制の厳しさ・融資額の大きさは, おおむね地主の資金力や都市計画への関心の強さ, またそのプランで予定されている家屋の等級の高さなどに比例していた。

(B)が(C)に家屋を貸す条件 terms of occupation は様々であるが, 土地のリース期間よりはるかに短いのが普通で, 1週間や1カ月を単位とするものまであつ

た⁸⁾。(B)と(C)とのあいだに、家屋の賃貸借だけを取り扱う仲介業者 (house-farmer, house-jobber などと呼ばれた) が介在することもまれではなかった。

家屋の建設が完了した後の「保守」段階では、公告 nuisances⁹⁾ の発生を防止し、地域全体のアミニティを守るために、(A)は家屋や公衆衛生施設の修理を(B)又は(C)に義務付け、庭などに許可なく家屋を立てること、家屋の使用目的を変更すること（たとえば個人住宅を商店や集合住宅として使用すること）、許可なく商業を行うことなどを(B)又は(C)に禁じた。先に述べたように、(A)と(C)とのあいだに多くの人手が介在すればするほど、(A)の規制や監督はいきとどかず、このような不法行為が発生しがちであった。こうしたリース契約に違反した(B)又は(C)に対して、(A)は契約の解除・追放という非常手段をとることも法的には可能であった。

最後にリース期間が終了した「再建」段階では、土地はもちろん(A)に復帰し（復帰権 reversionary right）、さらに地上の固定物（家屋・排水溝など）はすべて(A)の所有物になる。この際、(A)には3つの選択肢があったが、最も一般的には、[(B)ではなく¹⁰⁾] (C)にリースを更改することが行われた。これはリペアリング・リース repairing lease と呼ばれ、その期間は通常21年間、また家屋の「修理」（老朽・破損箇所の修理——現状の回復——だけでなく、地主が指定する付属設備のつけ足しなど、改築に近いものまで含む）を前もって行うこと¹¹⁾が条件とされた。同時に（土地と家屋との）賃借料もかなり引き上げられたから、これは同時代人の言う「(地価の) 不労増加分」 unearned increment を(A)が榨取する絶好の機会とみなされた¹²⁾。その他に、家屋が使用に耐えないほど老朽化しているような場合には、それを全部打ちこわして、土地だけを(B)に貸し、新たに「建築」段階をはじめることがあった（スラムなどの場合）。また、リペアリング・リースでは(C)が行う「修理」をすべて(A)が行った上で、主に労働者や貧民に直接(A)が家屋を貸すこともまれに行われた¹³⁾。

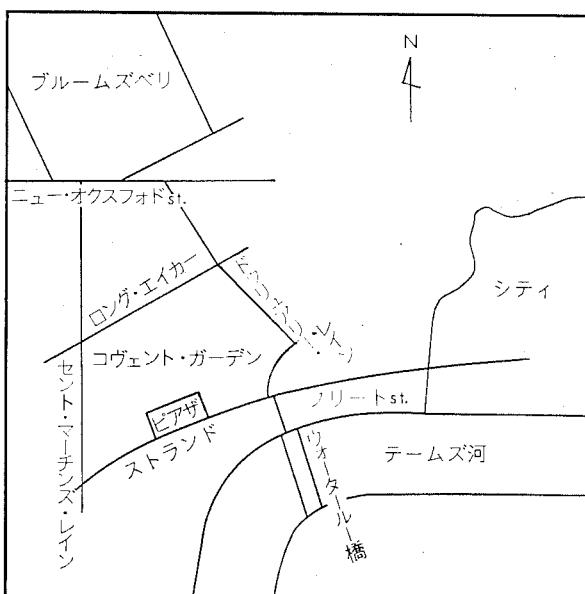
以上が、都市所領がリース・ホウルド制にもとづいて宅地として開発される場合の一般的なあり方である。

(2) ロンドンにおけるベドフォード公爵所領

ラッセル家 the Russells のベドフォード公爵 Duke of Bedford はイギリス屈指の巨大土地所有貴族の一人で、19世紀末にその一族が私的に所有する土地は、ベドフォード、リンカン、ケインブリッジなどの主に農村諸県で80,000エーカー以上にのぼり¹⁴⁾、それ以外にロンドンのウエスト・エンドに約120エーカーの土地を所有していた¹⁵⁾。シティの西端から約1kmほどはなれた所にあるコヴェント・ガーデン Covent Garden (約17エーカー)、そのすぐ北2~300mに位置し、北西にのびる矩形をしたブルームズベリー Bloomsbury (約80エーカー)、さらにその北に2~300mはなれた不規則な形をしたフィグズ・ミード Figs Mead (約20エーカー) がそれである。これらの所領でベドフォード公爵が行った開発は、都市に所領を持つ他の地主貴族が宅地開発を行う際の一つの模範・典型となった。

(i) コヴェント・ガーデン¹⁶⁾

コヴェント・ガーデンは、その名が示す通り、もとウエストミンスター修道院の庭園の一部であった（コヴェント・ガーデン¹⁷⁾）が、1536年国家に没収された後、1553年にエドワード6世から初代ベドフォード伯爵が譲渡をうけ、ラッセル家の所領になった。この地は、修道院に属していた時から牧草地としてリースされており、それはベドフォード伯が取得してからもほぼ一世紀のあいだかわらなかった。17世紀のはじめから無計画的に建てられたいくつかの家屋が老朽化したために、第4代のベドフォード伯爵が国王の認可状を得て、全面的な建て直しと再建を行うことになる（1630年）。これはベドフォードのロンドン所領が宅地として開発される最初の試みであった。再建計画の核心は、アーケイドを前面に備えた高級住宅群とセント・ポール教会、及びそれらで四辺をかこまれた広場とからなるピアザ Piazza であった。オープン・スペースと広



1図 コヴェント・ガーデン所領

い街路とで構成された全体の構想、およびそこに建てられた住宅が上流階級向けの第1級のものである点、この2点で、ピアザは時には採算を度外視しても貴族趣味を追求した地主貴族の都市計画理念の端緒形態であって（その頂点は19世紀にブルームズベリでみられた、上流人士向け個人住宅gentlemen's private residencesだけで構成され、他の一切の階級を排除した市街である）、2世紀以上にわたってロンドンの所領開発の一つの規準として機能したのである。

しかし同時に、開発技術上の混乱あるいは未熟さがコヴェント・ガーデンのもう一つの特徴でもあった。というのは、都市計画がピアザ周辺に限られていて一定の地域全体をいまだ対象としえなかつたこと、またリース制とならんでフィー・ファーム制も同時に採用されたため、建築に対するベドフォードの規制はゆきどなかかったこと、最後に、個人住宅の店舗への改造が特別に禁じられていなかつたばかりでなく、ピアザの中心に青物市場がベドフォード自身によって設置されたこと¹⁸⁾などである。こうした事情は、個人住宅を店舗にしたり、あるいは仕切りをつけてアパートにするこことによって、家賃収入の増加をはかる家屋仲介業者

に機会を与えた。なかでもピアザの青物市場は、ロンドンの発展とともにますます増加する人口に対する食糧供給基地として急成長し、またたく間にオープン・スペースの全体をおおい尽した。労働者・貧民向けのアパートの増加・青物市場の拡大による居住階層の低下は、もとから住んでいた上流階級の西への移動¹⁹⁾をひきおこし、それはそれでまた個人住宅の店舗化・アパート化と治安・風紀・生活環境の低下をまねくという悪循環の結果、18世紀のコヴェント・ガーデンは、17世紀はじめにピアザがつくられた時とは無惨にもかけはなれたものになっていた²⁰⁾。

こうした事態を前にしたベドフォード・オフィスは、るべき道を決めかねているよう、しばらくのあいだ街路の部分的な拡張や排水溝の

整備などでお茶をいごしているが、やがて19世紀はじめにいたり、「上流人士向け個人住宅街」という都市計画上の理念をはっきりと捨て去り、コヴェント・ガーデンをイギリス全土にとっての商業中心地へと発展させる道を公然と押し進めることになる。その重大な画期は、コヴェント・ガーデン・マーケットの建物の全面的な再建と市場管理権の直接的掌握である。

17世紀以来、コヴェント・ガーデン・マーケットの管理は仲介者middlemenにまかされていたから、ベドフォードの統制は必然的に弱まり市場建物の老朽化と周辺の環境の悪化を招いた。ベドフォード・オフィスは1813年に市場周辺の環境の向上をめざす法を得るが効果なく、ついに1828年にコヴェント・ガーデン・マーケット法を得て全面的な再建に着手した。建築業者はチャールズ・ファウラー、総計費61,000ポンド（うち3万ポンド弱は、首都工務局²¹⁾の前身、Office of Woods and Forestsへの土地売却によって調達）にのぼる大事業であって、ベドフォード所領における最も徹底的な再建計画の一つとされている。同時に、それ以後、ベドフォード・オフィスが直接に市場を管理することになった。これにより、青果物を中心とする大食

糧市場がベドフォード公爵の統制下におかれ、管理費用もかなり増加した²²⁾とはいふものの、地代・市場税などからなる収益も着実に増加し、ベドフォード公爵にとって貴重な収入源泉の一つになったのである。

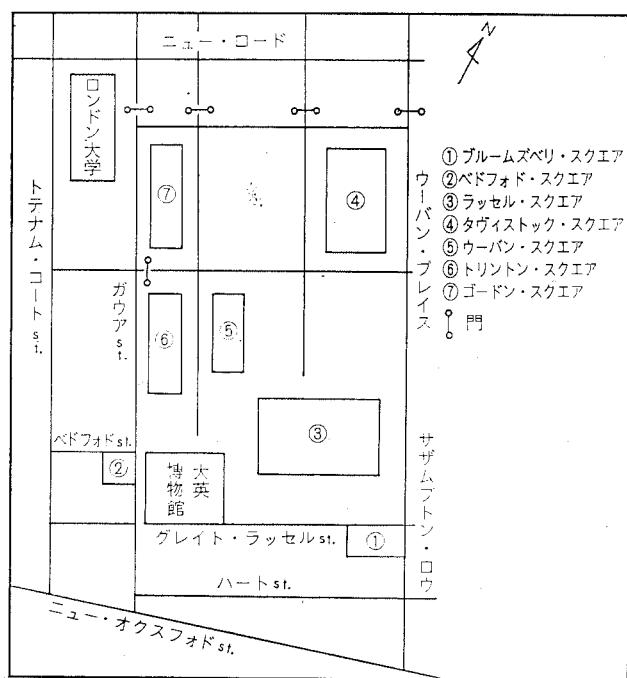
コヴェント・ガーデン・マーケットの再建以後、コヴェント・ガーデン所領の開発理念は、資本主義商業中心地としてのそれへと明確に移行したのであって、その後の街路整備等も基本的にそうした理念に従つて行われた。たとえば、1870年代初期に行われたメイドゥン・レインの拡張は、商業用の運搬等を容易にするためのものであった。こうして19世紀末までにコヴェント・ガーデンは、商店や事務所などが軒をならべる商業街に変貌していた。ただしいくらかの例外もある。たとえば、コヴェント・ガーデンにおける最悪のスラム地域イーグ

ル・コートは、1857年にストランド建築協会²³⁾に貸され(30ポンド)労働者向け標準家屋 model lodging houseが大量に建てられた。

以上にみたコヴェント・ガーデンの開発の特徴を簡単に次のようにまとめることができよう。すなわち、都市計画上の基本理念として、高級住宅街の排他的な建設がきわめて端緒的に追求されたこと、しかしその実現が不可能になった時点で、資本主義発展とともに利益を最大限にとりこむ方向へとその理念は大胆かつ徹底的に改められたこと、である。

(ii) ブルームズベリ

ブルームズベリは、1545年に初代サザムpton伯爵が国王から購入したマナであったが、第5代ベドフォード伯爵(後の初代ベドフォード公爵)の次男ウイリアム・ラッセルと第4代サザムpton伯爵の娘との婚姻に際して持参金の一部としてラッセル家にもたらされた(1669年)。この地はすでに1661年頃から、主にグレイト・ラッセル・ストリートの南を中心に建築計画



2図 ブルームズベリ所領

が進行していたが、ベドフォード・オフィスはそれを引きつぎ更に北部へ発展させた。ブルームズベリ全体の開発が完了するのは1860年ごろである。それは1776年、1800年、1820年ごろをそれぞれ画期として4つの段階に分けることができる。

1776年以前の段階では、グレイト・ラッセル・ストリートとそれ以南にいくつかの街路と記念碑的建物が建築された。代表的なものは、ブルームズベリ・スクエア(その北端には以前のサザムpton邸、いまのベドフォード邸がある)、モンタギュ・ハウス(後の大英博物館)、ハート・ストリート(今のブルームズベリ・ウェイ)とセント・ジョージ教会、ブルームズベリ・マーケット、サザムpton・ロウなどである。この地域(南ブルームズベリ)では、もともとサザムpton伯爵のもとで41年リース(当時の平均)だけが行われていたのをベドフォードが引き継ぐことができたために、コヴェント・ガーデンでのようにテニュアー上の混乱を免れ、所領管理上それだけ前進することができた。しかし、南ブルームズベリが進歩していたのはベ

ドフォード自身に帰因しないこの点のみに限り、ちょうどブルームズベリー・スクエアがピアザを踏襲したものであったのと同じく、全体としてもコヴェント・ガーデンの模倣にとどまった。とりわけ特徴的なことは、コヴェント・ガーデンと同様、ここでも家屋の使用目的変更が特に禁じられていなかったことである。そのため店舗と貧民の席捲に、もちろんコヴェント・ガーデンほどではなかったが、南ブルームズベリーにおいてもベドフォード・オフィスは悩まされた。

これに対して、1776年以降、地域的にはグレイト・ラッセル・ストリート以北（北ブルームズベリー）の開発は技術的に格段の進歩を示しており、いくつかの街路とオープン・スペースなどで構成される一定の地域全体に排他的な「上流人士向け個人住宅街」を建設するプランが、これ以後本格的に追求された。

第2段階の開発は北ブルームズベリーの西側を中心にして行われた。その核心はベドフォード・スクエアとその東側のガウア・ストリートである。ベドフォード・スクエアはウイリアム・スコットなどの建築業者に対して、1776年に99年の建築リースが与えられ²⁴⁾、ほぼ10年間で完成された。家屋の正面図から資材の種類²⁵⁾までベドフォード公爵が指定し、建築業者はそれに従わなければならなかつた。家屋以外の諸設備、たとえば広場のかこいこみ、歩道・車道の敷設、排水溝の設置などもそのほとんどは建築業者が行うべく定められた²⁶⁾。ベドフォード公爵の代理人は、工事中の家屋につでも立ち入り、こうした規制を遵守するよう建築業者を監督した。家屋完成後の使用・維持にかんしては、公害の禁止、あらゆる種類の営業 business and trade の禁止（従って、一家族の居住以外の目的で家屋を使用することの禁止）がリース契約で明確にうたわれると同時に、「ベドフォード・スクエアと呼ばれる当該スクエア及びその鉄柵・内部を良好な状態に保つための維持・保強・修理・街灯の設置・清掃・舗装などの経費のうち合理的な一部分を、賃借人 lessee は負担すべし」と定められた²⁷⁾。

こうした数々の規制は当然に家屋のコストを高め、

放置すると建築業者の資金的困難から工事の手抜き、零細業者への下請け²⁸⁾、あるいは建築業者の破産・建設の中止をまねきかねない。これは地主にとっても大きな損害をもたらす。このような事態を防止し、工事期間をできうるかぎり短縮することを目的として、ベドフォード公爵はかなりの融資を行つた。ベドフォード・スクエアとガウア・ストリートに関して、1782年末に建築業者に対し22,000ポンド余を貸しつけた（完成した家屋を抵当に、1年間無利子、その後4%の利子）ことが知られている。また金額は明らかでないが、道路舗装を促進するために、教区の舗装委員会に対しても融資している。

北ブルームズベリーのその他の地域、つまりガウア・ストリートの東側、ベドフォード邸の北側に位置する広大な矩形の湿地帯（ロング・フィールド）は、第2段階ではほとんど宅地開発が行われなかつた。その理由は、この地域がベドフォード邸からの広々とした眺望を与える庭園として保存され、系統的な開発の対象から除外されていたことによる。したがつて、自らの邸宅の周辺に貴族趣味的な環境を追求することに重きが置かれて、このように広大な地域を宅地として開発することの経済的な価値は、ベドフォード公爵によって未だ充分に理解されていなかつたといつてよい。しかし、18世紀末までにブルームズベリーのすぐ東側に境を接するファウンドリング・ホスピタル Foundling Hospital 所領で宅地開発が進展する（その家屋の質はベドフォードのそれにくらべて1～2級落ちる²⁹⁾が）につれて、ロング・フィールドの宅地としての潜在価値にベドフォードは着目はじめるようになった。その画期が、いくらかの妥協やためらい³⁰⁾のうちに決定された1800年の開発計画であつて、ベドフォード邸の移転・とりこわしをうけたこの計画によりロング・フィールドは全面的に宅地として開発される（第3段階）。

1800年の開発計画は、ラッセル、タヴィストックという2つのスクエアを中心にして広い街路から成つており、1810年頃までのあいだに、前者のスクエアの東側（サザムpton・テラスの一部として1800年以前に

建設済み), 及び後者の北・西・南側(第4段階で着手)を除いて, ジェイムズ・バートン James Burton という高名な建築業者にリースされ, 統一的な外観を備えた1~2級の家屋が建設された(契約面積は, 間口 frontage にしておよそ1,500フィート, 総地代1,500ポンド余)。ベドフォードが定める建築規制等は, ダヴィストック・スクエアをのぞいて³¹⁾, ベドフォード・スクエア同様厳しいものであった。また, その見返りとしての財政的援助——地代の減額・融資など——も同様に行われた³²⁾。

しかし, 19世紀のはじめに, ナポレオン戦争とともに建築資材の高騰・信用市場の逼迫によってイギリスの建築業は深刻な不況局面に入った。加えて, コヴェント・ガーデンで見られた, 高級家屋への需要の減退という現象が, ブルームズベリでもあらわされた。こうした事情によって, 1800年の計画は先に述べたように全部仕上げられずにやり残され, それとともに建築業者に対するベドフォードの監督が若干緩和されたようである³³⁾。

こうして10数年間の中止の後, 1820年代に北ブルームズベリの開発は再び開始される(第4段階)。その際, 高級家屋への需要減退を克服するために1800年の計画は主に2点の変更が加えられた。その1つは, 居住環境を更によくするためにオープン・スペースをふやすことであって, トリンントン, ウーバン, ゴードンと名付けられた3つのスクエアが付け加えられた。前者2つのスクエアは, 街路を広めにして中央に細長いガーデンをつけた程度のもので, 家屋もややレヴェルの落ちる2級のものが計画され, ジェイムズ・シム James Sim によって建設された。タヴィストック・スクエアの西側に面するゴードン・スクエアは, 高級家屋からなる第1級のスクエアとして計画され, 19世紀のきわめて高名な建築業者トマス・キューピット Thomas Cubitt³⁴⁾によって建設された。

1800年の計画に対するもう1つの変更は, 門 gate の設置である。これは, 大量輸送手段をはじめとした所領外の人・財が所領内を通行することを制限, または

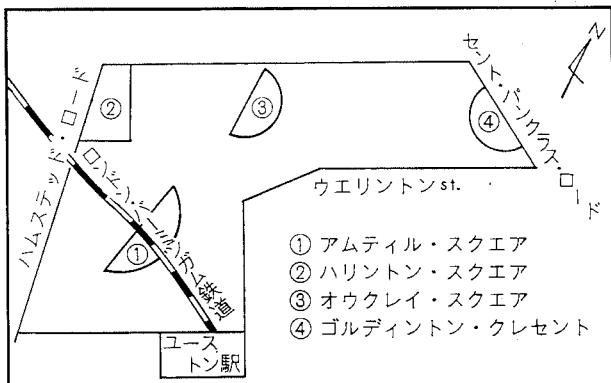
全面的に禁止することにより, 所領内の排他的なアミニティを守るためにきわめて特権的な手段であった。北ブルームズベリでは, 貧民街サマーズ・タウンやロンドン・バーミンガム鉄道のユーストン駅などがある北側への道に4つの門が設置され, シティへ通じる南側, 東側には設置されていないことに(2図参照), こうした門の機能と意味とを明瞭にみてとれる。しかし, 同時に「門によって保護された街路」に居住しない公衆にとって, それは単なる障害物以外の何ものでもなく, 19世紀半ばから大きな社会的攻撃を受けたが, 公権力をもってしてもそれを撤去することは長らくできなかった³⁵⁾。

このような措置にもかかわらず, 北ブルームズベリの高級家屋に対する需要の減退はたやすく克服されなかつた。キューピットが受け取ったゴードン・スクエアは, このような事情³⁶⁾から最終的完成が1860年まで延びた。これほどまでに建築の完成が遅延した理由としては, 需要が減退しているにもかかわらず, 家屋の等級をあくまで落とさずに当初の開発の理念が堅持されたことが大きい。この点で大建築資本家キューピットがベドフォードに与えた影響はきわめて重大であること³⁷⁾, またそうした遅延にもかかわらず, ブルームズベリからの地代収入は顕著に増加していること(後述)は, 注目に値する事実である。

さて, ほぼ全地域の建築が完了した1860年以後の北ブルームズベリでは, 上流人士の移動とともに多くの居住者の所得階層上の低下という現象に悩まされ続けるが, しかしながらこのような傾向はコヴェント・ガーデンなどとくらべてはるかに少なく, 北ブルームズベリの地域的性格は, ベドフォードがプランの段階で予期していた水準を比較的よく保ちえた。宅地開発の経験の蓄積のなかで生みだされた, 厳格で首尾一貫した建築規制にもとづくベドフォードの統制力が, 大建築資本の資本力・技術とあいまって, その大きな原因であったことは言うまでもない³⁸⁾。もっとも, 高級住宅への需要減退という圧力が非常に高まると, こうした管理政策も部分的に緩和されたことにも同時に注目し

ておく必要がある。たとえば、ガウア・ストリート、ブルームズベリ・スクエア、サザムpton・ロウなどで部分的にみられた個人住宅のアパート化という事態に対して、1880年のリース終了時に、リース更改を拒否することによってその根絶をベドフォードは期するが、高級家屋の供給過剰のために挫折し、結局アパート・下宿屋の公認へと方針転換を余儀なへされた。また同じく1880年代に行われたストア・ストリート等の改造計画においては、部分的に残されていた空閑地のほとんどを、宅地に適さぬとの理由で教育機関や工場に貸すことが提案された。

ブルームズベリ所領の以上のような開発の過程を簡単に特徴付けておこう。第1に、所領開発の基本理念は、最高級の個人住宅街の建設であって、広い街路、オープン・スペース、完備した下水溝などの通常の手段だけでなく、門の設置に典型的にみられるような排他的・特権的な手段によってそのアミニティが追求されたこと、しかも地主の権威・資金力・建築規制の技術などが、建築業者の経験・資金力とあいまって、こうした理念をほぼ実現させたこと、が指摘るべきである。第2の特徴は、こうした理念にもとづく宅地開発が、一つの街路や数個の家屋という範囲を越えて一定の地域のトータルな性格を規定する都市計画としての規模と体裁をとるために、地主が大建築資本と結びつくことが不可欠の条件になったこと、したがって、ゴードン・スクエアの例に端的にあらわれている如く、地主のプランとその実行には大建築資本が大きな影響力を与えたことである。地主の追求した理念が、貴族趣味とある種の特権意識とに裏うちされたもののように見えながら、当該地域の経済的環境のなかで、それは資本の要求を満たし、同時に最大の土地収益を地主に保障するものにほかならなかった。第3に、こうした所領開発とその単なる和としてのロンドンの都市計画・開発のあり様は、同時代人の口吻を借りると「ゴミをコーベットの下にかくす」ような政策



3図 フィグズ・ミード所領

にほかならなかつたのであって、個人住宅のアパート化・店舗化という現象を不斷にひきおこさざるをえない。すぐれた管理技術と資金力とでそうした傾向によく対抗し得たブルームズベリにおいてさえも、ロンドンの都市計画・開発が孕んでいたそのような矛盾から完全に逃がれることはできなかつたのである。

(iii) フィグズ・ミード

フィグズ・ミードはブルームズベリと同様の経過で、1669年にラッセル家の所領になった。しかし、その後ほぼ1世紀半のあいだ牧草地のままに放置され、周辺の所領が開発されるにつれて、1838年ごろからようやく宅地として開発されはじめた（建築業者J・シム）。牧草地としてのフィグズ・ミードを、ベドフォード・ニューエ・タウンに変貌させるこの都市計画は、次に述べるいくつかの理由によって、従来のベドフォード所領開発とは異なった理念にもとづいていた。その理由の一つは、フィグズ・ミードが有名な労働者・貧民街にとりかこまれていたこと（なかでも、フィグズ・ミードの北にあるキャムデン・タウン、フィグズ・ミードとブルームズベリとの間にあるサマーズ・タウンはよく知られている）、したがって、高級住宅街を目指しても居住者を得られないとの予測である。第2の、もっと重要な理由は、ロンドン・バーミンガム鉄道のユーストン駅がフィグズ・ミードの南端に設立され、北西にのびるその路線がフィグズ・ミードの西半

分を斜めに横切ること³⁹⁾であって、これにより閑静な高級住宅街の建設は一層不可能と考えられた。このような理由から、1834年の計画⁴⁰⁾によれば、ベドフォード・ニュー・タウンは4つのガーデン・スクエアを備え、比較的所得水準の高い労働者・事務員 lower and lower-middle classes 向け個人住宅（3～4級）で構成される標準的郊外住宅地 model suburb たることがめざされた。そして、主な街路以外には店舗を設置することも計画され、またエストン駅付近には鉄道関係の労働者用の住居がもっぱら予定された。

しかし、こうしたことはベドフォード・ニュー・タウンのスラム化や、建築規制の緩和を意味しない。むしろ周辺のスラムから貧民が侵入すること、つまりベドフォード・ニュー・タウンがサマーズ・タウン化することは絶対に避けるべき課題であったから、建築規制は従来の経験をふまえてさらに精致化・厳密化され、また代理人の立ち入り調査も一層頻繁に行われた。こうした規制にもかかわらず極端に遅延することなく工事を進行させるために、建築業者などに対してなされた融資も異例の額にのぼった⁴¹⁾。1847年から50年代はじめまでの景気後退のなかで工事が若干中断した後、1856年最終的に完成したベドフォード・ニュー・タウンは、ベドフォードの努力が効を奏してサマーズ・タウン化することを免れ、きわめて統一のとれた外観を備えた計画通りの市街になったという。もっとも、周辺地域のなかでベドフォード・ニュー・タウンがまったく超越していたわけではなくて、個人住宅のアパート化現象はベドフォードの他のロンドン所領のなかで、ここにもっとも顕著にあらわれていた⁴²⁾。

（3）ロンドン所領からの収益

ケース・スタディの最後に、ロンドンの3つの所領からの収益がベドフォード公爵の全収益のなかで、いかなる位置を占めたのかを明らかにしておこう。

コヴェント・ガーデンとブルームズベリで宅地開発がようやくはじまったばかりであった17世紀半ばには、両地域からの地代はたかだか3,000ポンド余りで、

未ださしたる重要性をもっていない。その後18世紀のはじめまでのあいだに、主としてコヴェント・ガーデンからの収益が急成長し、1733年には両地域からの土地収益は総額11,000ポンドに達した。うちコヴェント・ガーデンからの地代・市場税などの収益が7,099ポンド、ブルームズベリが4,517ポンドで、このなかには相当額にのぼる更改料 fine は恐らく含まれていない。18世紀には、北ブルームズベリの宅地開発の進展とともにブルームズベリからの収益がほぼ倍化し、それとともに1775年にはミドルセクス全体からの収益は2万ポンド台に達する（21,109ポンド）。うちブルームズベリからの地代収益は9,055ポンドであった。

これ以後ロンドン所領がもたらす収益はさらに急速な増加を続け、フィグズ・ミードで宅地開発がまったく行われていない1819年の時点ではやくも、面積ではごく僅かのロンドン所領が、それ以外の農業地域にある広大な所領とほぼ等しい収益をあげ（ロンドン48,413ポンド、それ以外48,605ポンド）、これ以後、前者が後者を圧倒するようになる。

1830年代以降、フィグズ・ミードの宅地開発がはじまり、またコヴェント・ガーデン・マーケットがベドフォード公爵によって直接に管理されるとともに、ロンドンからの収益は資本主義発展に即応してますます増大しはじめる。なかでもコヴェント・ガーデン・マーケットは、61,000ポンドをつぎこんだ再建直後で、すでに9,000ポンド余りの純収益をもたらしたが、19世紀末には粗収益55,000ポンド、純収益33,000ポンドをもたらす巨大な収入源となるまでに成長した（1897年）。マーケットの収益を除いたミドルセクス全体の収益は、1844年には75,837ポンド（うちブルームズベリが40,468ポンドで半分以上を占める）になった。

極めて重要なことは、農業所領からの収益が顕著な低落傾向を示はじめる19世紀末⁴³⁾にいたっても、ロンドンからの収益は一貫して増加し続けたことであって、1880年にはコヴェント・ガーデン・マーケットを除くミドルセクスからの全収益は10万ポンドを越え（104,880ポンド、うちベドフォード・ニュー・タウン：

3,958ポンド((3.8%)), ブルームズベリ：65,791ポンド((62.7%)), コヴェント・ガーデン：35,131ポンド((33.5%)), さらに1897年には115,593ポンドに、コヴェント・ガーデン・マーケットの収益を加えれば、17万ポンド余りに達するのである。

〔注〕

- 1) D.J. Olsen, *op. cit.*, pp. 10~11.
- 2) 家屋の所有権がその所有者にとって絶対的・無条件的であるのは、彼が同時に土地の絶対的所有権を持っている場合だけである。それ以外の場合、すべての家屋は他の地上の固定物とともに、土地の賃貸借期間が切れた時点で土地所有者の所有になる。
- 3) (i) フリー・ホールド制 freehold system, (ii) フィー・ファーム制 fee-farm system, (iii) ロング・リースホウルド制 long-leasehold system, (iv) リースホウルド制 leasehold system, (v) ライフ・リース制 life-lease system の5種類。
Report from the Select Committee on Town Holding (1889), pp. 6~9.
- 4) ロンドン以外では、ジャロウ, シェフィールド, サウスポート, バーミンガム, オクスフォードなど。*Ibid.*
- 5) 19世紀末の「土地問題」が、都市住宅地におけるリース制から生起する弊害をめぐる問題として、同時代人に受けとられていたという事実を想起されたい。See, Reeder, *op. cit.*
- 6) 時代が下がるにつれて規制の内容が詳細になり、書式も次第に一定のものが用いられる傾向がある。ただし、ロンドン以外の地方都市では、明確な書式をとらず口頭で行われたものもあり、地域の経済状態や建築業者の資力に応じて規制の内容と形式が異なったことが窺える。See, D.J. Olsen, 'House upon House : Estate development in London and Sheffield', H. Dyos and M. Wolf, ed., *The Victorian City*, pp. 340~345, 352~353.
- 7) 次の3つの形態があった。(i) 建築開始後、数年間の地代の減額(peppercorn rent), またその期間の延長。(ii) 建てられた家屋又は家賃収入を担保にした建築業者への直接の融資。(iii) 下水溝の敷設・道路の舗装等に対する資金の援助
- 助(これらはロンドンでは建築業者の義務であったが、教区の委員会が肩代りしていることもあった。その場合にはこの委員会に対する援助というかたちをとる)。
- 8) したがって、家屋の賃貸借と土地のそれとは(後に触れるリペアリング・リースの場合を除いて)まったく別問題である。この点藤田氏の叙述は不正確である(前掲論文, 26頁)。
- 9) 公害という言葉は、現代普通につかわれているような意味ばかりでなく、たとえばより広く治安の低下などという意味で、またより狭く、たとえば土地所有権に対する不法妨害といった意味で、用いられていることに注意したい。
- 10) その例外は、ノーサムpton所領(そこにはロンドン最大のスラムの一つクラーケンウェルがあった)で、そこでは居住者ではなく、家屋仲介業者 house-jobber に対して更新されることが多かった。D. J. Olsen, *Town Planning in London*, p. 164.
- 11) リース終了間際におこりがちな家屋の荒廃(なぜなら、間もなく地主のものになってしまう家屋に対して、居住者は出資したがらないから)を防ぐために、地主は更改を希望しない者も含めてすべての居住者に対して修理を要求した。このための出費額によって更改後のレント額、期間を決めたようである。*Ibid.*, pp. 160~163, 166~168.
- 12) ある同時代人は、ポートマン所領で、レントが7~8倍になったと述べている。F. Banfield, *The Great Landlords of London*, p. 34. オルセンはこれをやや感情的な非難とみなしているが、しかしリペアリング・リースに際してレントが増加しがちであったことについては一般的な事実として認めている。Olsen, *op. cit.*, pp. 169~170.
- 13) 特にスラム住宅の改善のために、O・ヒルによって19世紀半ばに提唱された方式で、先にあげた労働者住宅建設協会とともに、地主の慈善に依拠して労働者・貧民の住宅問題の解決をめざす方策の一つであった。もっともこの場合、地主はかなりの利益もあげたようである。See, *Ibid.*, pp. 178~179. オクティビア・ヒルは実際にそうしたスラム住宅の管理も自分で行った。R.J. ミッチャエル他著、松村赳訳「ロンドン

- 庶民生活史」198頁をみよ。
- 14) J. Bateman, *The Great Landowners of Great Britain and Ireland*, p. 34.
 - 15) J.T. Ward and R.G. Wilson, ed., *op. cit.*, p. 40.
 - 16) ベドフォード所領についての以下の記述は、特にことわらないかぎり、Olsen, *op. cit.*, pp. 39—73, 108—115, 137—143, 146—155, 174—177, 182—188, 219—223 に依拠している。
 - 17) 小池滋著「ロンドン」, 43頁。
 - 18) コヴェント・ガーデンの市場開設権は、17世紀後半にチャールズ2世がラッセル家に与えた。発展するロンドンへの食糧供給基地として急成長をとげ、他のいかなる地主の持つ市場権よりも高い収益をベドフォードにもたらした。J.T. Ward and R.G. Wilson, ed., *op. cit.*, p. 42.
 - 19) このこと自体は、ロンドンで一般的にみられた傾向である。
 - 20) 18世紀のロンドンの人々に、「コヴェント・ガーデン」という言葉が連想させたものを小池滋氏はいきいきと叙述しておられる。前掲書44—45頁。
 - 21) Metropolitan Board of Works (1855年設立)。
 - 22) 1861年時点の入件費のみを示せば次の通り。
市場税徴収人(3名) 800ポンド, 仕切人(Beadle) (2名) 144ポンド, 用心棒(Watchman) (3名) 約170ポンド, 火夫(1名)54ポンド, 合計1,168ポンド。これ自体は大した額ではないが、ミドルセクス全体の入件費2,945ポンド(全所領に関する会計士の年俸1,000ポンドは含まない)の1/3以上になることに注目したい。D. Spring, *The English Landed Estate in the Nineteenth Century*, pp. 184—186.
 - 23) Iの11)で触れた慈善団体の一つ。
 - 24) 彼らは全部の建築に責任を負ったが、すべてを自分で建てたわけではなく一部を下請けに出した。建築業者の資金不足から、こうした下請はロンドンにおいても19世紀半ごろまでごく普通に行われており(cf. W. Ashworth, *op. cit.*, pp. 89—90), これが地主の意志に反して不法建築等をまねく一つの原因であった。この点、後の第4段階に登場するキュービットはまったく異っている。
 - 25) 「家屋の基礎には硬いレンガを、また外壁は各個の色彩が同じになるように良いグレーの硬質レンガ stocks を用い、内壁は良質のモルタルで目塗りして平らにすること。床はよく乾燥された上質の黄色マツ材を、その他の木材はミメリ又はリガ産の最高級品を用いること。」
 - 26) これらが建築業者の義務になっていたことは、地方都市とちがってロンドンの特徴であった(D.J. Olsen, *House upon House*, pp. 344, 353)が、実際には教区の委員会が居住者からレイトをとって代行することが多かった。
 - 27) こうした維持についても、前注でみた建設の場合と同じく、教区委員会を媒介して居住者の負担に転嫁されることが多かった。ベドフォードはそのための個別法を1800年, 1806年に得ている。
 - 28) 注24) 参照。
 - 29) D.J. Olsen, *Town Planning in London*, pp. 74—93.
 - 30) 1795年の計画では、ベドフォード邸を残し、ロング・フィールドの大部分は広大なオープン・スペースとして放置されるはずであった。この計画は実行にうつされずに1800年の計画で置き換えられる。
 - 31) タヴィストック・スクエアは、ベドフォード・オフィスによってさしたる重要性を与えられていなかったようで、バートンとの契約書には家屋の正面図が含まれていない。
 - 32) バートンなどへの融資は1800～1810年のあいだに約15,000ポンドなされた。そのほかに、ペパコーン・レントの期間を、家屋が完成するままたは借り手がみつかるまで延長することも行われた。
 - 33) 恐らくそうした理由から、アベイ・プレイスにはバートン自身によって不法建築がたてられ、ブルームズベリにおける例外的なスラム地の一つとなった。
 - 34) この2人の建築業者の特徴は、零細業者への下請けをやめ、一切の工事を直接自らが雇用する労働者を行わせた点で、これは建築業における大資本の登場を示唆する事実である。このことにより、地主のプランははじめて十分に実現されるようになるとともに、そのプランに対する建築資本の影響もみのがせなくなる。W. Ashworth, *op. cit.*, p. 90. 特にキュービットは、

- ゴードン・スクエア以外にシムによって行われたものを除いたニュー・ロード以南の建てもののはほとんど全部、及びシムが建てた所も含めてロング・フィールド全体の基礎工事を行っており、ベドフォード所領の開発に与えた影響は非常に大きい。
- 35) 1826年5月21日号のサンデー・タイムズが「新しい街路の端に障害物を設置して公衆を国王の公道からしめ出すという貴族的特権を……大地主に行使させないこと」を議会に呼びかけて以来、門に対する社会的批判はきわめて強かったにもかかわらず、ロンドン市・県当局の反応はにぶく、いくつかの公共事業を行った首都工務局でさえ、それを撤去する権限を持っていなかった。1890年にいたってようやくロンドン県会 London County Council にその権限が与えられるが、ベドフォードの抵抗により教区当局が門の撤去とひきかえに「騒音の出ない舗装」を行うことがその条件とされた。こうした経過の中にも、都市計画・開発上、国家や地方自治体などの公的セクターがきわめて低い役割しか演じていないことが明瞭にあらわれている。
- 36) 1855年にキュービットが死んだ時、彼が建てながら借り手のみつからない家屋は、年価値にして1,000ポンドにものぼった。
- 37) 建築業者と地主との間で普通みられる対立と逆に、ここではベドフォード・オフィスの側が家屋の等級を落すことを提案したにもかかわらず、すでに建てられている家屋の価値が減少することを恐れたキュービットは、元の水準を維持することを主張し、結局ベドフォードはキュービットに押し切られた。
- 38) これに加えて、ロンドン大学・大英博物館などがこの地域に与える一種の知的雰囲気をあげてもよいであろう。
- 39) 鉄道会社が用地買収のために支払ったばく大切な資金は、地主に資本主義発展から生ずる利益をとりこむ術を学ばせるうえで、恰好の実物教育の機会を提供した。はじめは鉄道路線の通営に頑強に反対していたベドフォード公爵も、1845年には代理人ヘディ宛の手紙で次のように述べている。「今日鉄道はきわめて大きな国家的目的になっているから、それぞれの路線に地主が出資することは正しいと私は考えはじめている。」D. Spring, 'English Landowners and Nineteenth-Century Industrialism', J.T. Ward and R.G. Wilson, ed., *op. cit.*, pp. 21-25.
- フィグズ・ミードでは、ユーストン駅周辺のロンドン・バーミンガム鉄道会社のリース地の使用目的を制限する条件斗争にベドフォードはもちこみ、1887年に当会社がいくらかの家屋のフリーホウルドを買収(47,500ポンド)することで結着がつく。オルセンはこの過程を「買収額がかなりのものであったことをのぞけば……ある意味でベドフォードの側の全面降服である」と述べているが、これは正鶴を射ていないと思われる。
- 40) 1843年に一部手直しが加えられるが、本質的には変化ない。
- 41) 1845~1863年の総計77,278ポンド。1847年だけで12,325ポンドにのぼる。その他額は明らかでないが、下水溝の敷設や舗装のためにも援助が行われた。
- 42) 1886年にベドフォード・オフィスが行った調査によれば、ロンドン所領全体でアパートは395個あり、そのうち135個がベドフォード・ニュー・タウン、140個がブルームズベリー、120個がコヴェント・ガーデンにあった。
- 43) ベドフォードシャ、バッキンガムシャ、リンカンシャなどの所領から得たベドフォード公爵の農業地代は、1856~75年(年平均約79,000ポンド)にくらべて、1876~95年(同、約62,000ポンド)には21%余り減少した。Duke of Bedford, *The Story of A Great Agricultural Estate*, pp. 218-239.

III. 小括

ベドフォード公爵のロンドン所領にかんする以上のケース・スタディから、本稿の問題意識に即して大づかみに2点を確認して、本稿をしめくくりたい。

その第1点は、ロンドン所領を宅地として開発する各段階を通して、ベドフォード公爵やベドフォード・オフィスが追求した基本的理念は、労働者・貧民向けの集合住宅や店舗などを排除し、良好な居住環境を備えた「上流人士向け高級個人住宅街」の建設であったということ、また、ベドフォード公爵のように資金と社会的

威信とおもった地主貴族だけが行使しうる排他的・特權的手段によって、そうした理念はおおむね実現されたということである。もちろんそれはあくまでも基本的・原則的理念であって、時と場合によっては弾力的に適用されたが、その際にもこの理念の貫徹が決定的に不可能になった時点で、しかも土地収益を極大にする方向でのみ変更が行われたにすぎない。したがつて、商業用店舗が許容されることはあるものの、労働者・貧民向けの集合住宅などがそれ自体として、開発・再開発の目標とされることは決してなかった。他方で少なくとも19世紀末までのあいだ国や地方自治体などは、都市計画・開発の主なセクターとして機能しえず、所領毎に行われる宅地開発を上から指導したり、相互に調整したりするのではなく、わずかな例外をのぞいてただそれを部分的に補完したにすぎなかつた。したがつて、ロンドンをはじめとしたイギリスの大都市の都市計画・開発は、ただ地主所領を単位とし、その単なる和として、先に述べた理念にもとづいて地主によってのみ行われたのである。これはある皮肉なバラドクスを生みだす。すなわち、一定の地域にわたって極めて良好な居住環境をつくりあげる試み自体が、労働者・貧民から不斷に住居を奪い、いたる所で彼らの不法入居・不法建築をひきおこすことによって、高級住宅街として計画された地域ばかりではなく、ロンドンなどの都市全体の居住環境を悪化させる、ということである。こうして、19世紀末のイギリス大都市、就中ロンドンがかかえていた矛盾は、地主貴族の所領がさきの理念にもとづいて開発されたことから直接にひきおこされたものにはかならなかつたのである。

確認できるいま一つの点は、まさに所領の宅地開発を通して、ベドフォード公爵は大建築資本と結びつき、その実物教育の助けによって、資本主義発展が生みだす諸利益を手中に收める術を学びとったこと、その結果、農業地域の所領からの収益に倍する巨大な収益を実際に手に入れたことである。たとえば、先に述べた開発理念についてみると、当初は、ある程度収益を度外視しても支配階級としての社会的威信を守るために、あるいは自分の邸宅の周辺を貴族趣味的雰囲気で満たすためなど、経済外的動機に起因していたかもしれないが、後にロンドンのあらゆる市街が貧民や店舗の「侵入」とそれによる公害の発生に悩まされるようになればなるほど、上の理念をつらぬくことこそがまさに高地代・高家賃を収奪する方策であることを地主は理解はじめたはずである。資本主義の本拠地としての都市から得た巨大な利益が、ベドフォード公爵の場合についていえば、農業不況のさなかにウーバン Woburn やソーニー Thorny などの農村で高水準の慈善的支出を行うことを彼に許し、借地農や農業労働者に対する彼の支配を強固にさせたものにはかならない¹⁾。

以上の2重の意味で、19世紀のイギリス大土地所有貴族は、都市の資本主義発展にもう一方の支柱を置いていたこと、これが本稿の一応の結論である。

〔注〕

- 1) 拙稿、イギリス農業構造と土地所有の性格、1851～1871年「経済論叢」118巻1・2号、112～116頁。

公的扶助労働論

——仲田論文「生活保護ケースワーカーの『シラケ』の考察」の批判的検討——

武 元 熟

はじめに

公的扶助労働は、公務労働の一環を形成し、限界は一定程度ありながら、社会福祉労働固有の有用性を持っている。

社会福祉労働の二面性¹⁾から来る一面としての、住民にとっての有用性²⁾をどう発展させるかは、社会福祉労働者の課題である。

今日の「低成長」といわれる経済情勢は、一層住民の生活危機を深めており、公的扶助労働にかかる行政需要は増大している。

しかし、これらの問題をかかえている人達を受けとめる公的扶助労働者の中で、とりわけ大都市とその周辺の福祉事務所ではケースワーカーの「シラケ」³⁾と言うことが指摘され、仕事に情熱を感じていない人が多くなったと聞いている。

最近この現象に一種の危機感を持って、克服の方向を示唆する仲田征夫氏の論文が公表された。

この論文には、積極的な側面と、いくつかの問題点と思われる内容があったので、これらを論評しつつ「シラケ」を克服するすじみちを模索し、公的扶助労働の「住民にとっての有用性」を発展させる条件を私なりに明らかにしたい。

[注]

1) 社会福祉労働は、超歴史的な概念として捉えてはならない。資本主義社会によって必然的に打ち出された歴史的産物としての社会福祉政策を前提として成立するものなのである。

2) 成立史的に言って、社会福祉政策はことばが意味するような生活を守り福祉を向上させるというような理念にもとづいた固有の概念として成立したもの

ではなく、資本主義社会が必然的・構造的に生み落した社会問題に対する対策として自らの体制を維持発展させる限りにおいて、合目的的に打ち出した譲歩としての形式を持った政策の一つである。

従って、社会福祉政策は資本主義社会の合目的性の実現としての側面と、社会問題・社会運動への配慮=譲歩として資本主義社会の合目的性の否定としての側面が二重性をもって、自己同一的に働いているのである。

そして社会福祉労働は、その政策を政策対象に結合させる媒介物として形成されたものとして理解する。

2) 社会福祉政策の二面性のうち、資本主義社会の合目的性の否定としての側面を言うが、社会福祉労働のレベルでは、以下のように定義できる。

社会の構成員である一人ひとりの社会生活上の基本的最低限を、社会的責任において保障することによって、自らの人間としての全面発達をはかるようにするための組織的援助活動である（細川順正、「社会福祉労働者論」、有斐閣、『社会福祉論（新版）』）所収。

3) 私も仲田征夫氏が、「生活保護ケースワーカーのシラケの考察」でのべおられるように、「真剣・緊張・熱中・前進などに対する無関心的・反抗的状態」をシラケといいう表現で使う。

4) 仲田征夫「生活保護ケースワーカーの『シラケ』の考察」（『社会福祉研究』第17号、鉄道弘済会1975）。

I. 仲田論文の骨子

仲田氏は、「人の生命を左右する仕事をしているにしては、職場に意外と緊張感が乏しく、仕事に「シラケ」を感じている人が多い。そして、そのシラケの原因追求は私自身の問題でもある」との考え方のもとに、「ケースワーカーの自己変革」の必要を論じてお

られ、「このことがないかぎり、『血の通った生活保護行政』にはならない」とする問題意識でワーカーの「シラケ」の現象・原因・克服の途を述べている。

この論点は、積極的な侧面として評価すべきものと思われる。

仲田氏によれば、ケースワーカーをシラケさせる原因は、

- 「犯罪をくり返す者や、アル中患者、性格異常者、無氣力者など社会的常識から外れた『ワーカーが共感できる範囲』を越えた保護受給者の存在」が、ワーカーの精神的負担を増大させていること。

- 「ワーカーの『保護受給者観』が、一般的に言って働けないもの、社会に貢献出来ない者、社会に迷惑をかけるなどの『消費的存在』は、さげすみや怪我に値するものだ」と言う『生産性の論理・美德感』に貫ぬかれた見解になっていること」として把握し、これら2つの原因がケースワーカーの「シラケ」を構成する原因となっているとする。

そして、この「シラケ」の一番の問題点は「ワーカーがシラケることによって、職務怠慢となり、その結果『人間尊重の法の理念』が行政という運用の面で必ずしも十分な効果を發揮しえなくなる。又、シラケた福祉事務所の状況を放置しておくならば、保護受給者を人とみないおそるべきケースワーカーを温存・養成する結果となる」とする警鐘を打っている。この事実は、私も共感を覚えている。

仲田氏によれば、これらの「シラケ」を克服するためには、「社会福祉従事者が、社会的弱者に対して持つべき論理は、発達保障の論理であり、この発達保障の論理とは、「たとえ動物化・植物化した人間であっても、周囲の働きかけいかんによっては、その人なりに成長することが出来るし、またいかなる人間も成長の可能性を内蔵しているのだ」ということを執拗に信じ、その権利を保障する考え方である。」としている。そして「社会に貢献することだけが尊いのではなく、いかなる消費的存在であっても彼が彼なりに何らかの形で成長していくとすれば、それも実に尊いことなの

だ」という価値観の形成の必要を述べている。そして、仲田氏自身は発達保障の論理を自分のものにするために、2つことを試みておられるそうである。その1つは「なるべくマメに弱者宅を訪問して彼らの『生活の重さ・困難さ』を体で感じとること」。他の1つは「自分の職場において、お互いの生産性の論理、美德観的言動を『チェックし合う』こと」を実践しておられる。

以上が、仲田論文を貫ぬく考え方である。

以下、私は仲田論文を読んでの感想を述べ、私なりの考え方を展開してみたい。

私自身も社会福祉現場で仕事を通じ、「シラケ」の現象、処遇困難ケースに頭を悩ましている一人である。そして、生活保護行政がどうにかして、今以上の「住民にとっての有効性」を發揮すべきであると思っている。

従って、仲田論文が思いきって現状を告発し、その現状を克服する姿勢を示されていることには敬意を表したい。しかし、彼の「シラケの原因把握」について若干の疑問があることと、克服の道すじについても、私なりの考え方があるので、あえて「批判的検討」を試みた次第である。

Ⅱ. 仲田論文の「シラケ」の原因把握

——現代の生活問題をどう理解するか——

仲田氏によれば、ケースワーカーの「シラケ」は「ワーカーの待遇とか、ワーカーの学歴などを越えたところに、その原因がある」(P.21)と指摘している。いいかえるならば、ケースワーカーの主体の側の問題に「原因」をもとめている。

そして、ケースワーカーをシラケさせる原因を何に求めるか、というと、それは、「ワーカーの共感を越えた保護受給者の存在」(P.22)と、さらに「生活保護受給者『全体』に、つまり「自分の働きだけでは食えずに、国の援助を受けている存在」に「シラケ」を感じている」とのべている。

そして、今、「シラケたワーカーに一番問われているのは、生活保護受給者などの弱い立場の人間を、社会的に『どう捉えるか』という問題ではなく、『どう考えるか』という問題」(P.23)であるという。

つまり、ケースワーカーの「物の見方・考え方」に問題があるとするのである。

まず私が、この問題設定について考えてみたいのは、ケースワーカーという公務労働者の側の「物の見方・考え方」を問題にするならば、どうしても、氏の言葉でいうワーカーの「待遇」とか「学歴」とか、いわゆる労働主体の置かれている条件についても論及すべきではないか、とする疑問である。

次に、社会的に弱い立場の人間をどう考えるか、という問題であるが、仲田氏によれば、それは、「発達保障の論理」だという(P.23)。しかし、この文脈の中では、現代の生活問題、貧困といったものをどう考えるのか、という問題については読みとれない。氏の言葉でいう、社会的に弱い立場の人間とは、生活問題の体現者であると私は思うのだが――。

「シラケ」の現象が最近とくに問題になって来ているには、それなりの生活上の理由がある。

それは一言でいうならば、「対象者の変化」である。現代の生活問題の深刻化の中で生活主体自身が、生活問題によってスポイルされている現象が多くあらわれはじめた、と思うのである。

仲田氏によれば、「対象者の変化」に目をむけないで、労働主体の側の、しかも主体的条件を抜きにした「物の考え方」、ここに問題の焦点があると見ている。この考え方によれば、対象者の変化にかかわらず、労働主体の考え方さえ改めれば、「シラケ」は克服され、人間尊重の法の理念が發揮される、と言っているとも読める。

私は、ケースワーカーのシラケ現象と原因の究明などのように、福祉労働のあり方を問う以上、マルクスが『資本論』(第1部第3篇第5章)でのべたように、労働の合目的性・労働対象・労働手段¹⁾についての一定の考察はさけておるべきではないと思うのであ

る。

何故ならば、先にものべたように、社会福祉労働は、社会福祉政策を前提にして成立し規定されるものではあるが、具体的には社会福祉政策と、社会福祉運動との相互規定関係があり、その中で社会福祉労働は、被規定性ばかりでなく、社会福祉政策への反作用性をも持っているからである。

この場合、「労働の合目的性・働き」とは、「社会福祉労働そのもの」をさし、「労働対象」とは社会福祉政策で対象化された者、ある場合には社会福祉要求者をいい、「労働手段」とは、社会福祉労働者が使用する専門的知識・技術および法制・設備等すべての手段をさすと考える。

そこで私は、以下仲田論文からは読みとることの出来ない現代の生活問題・貧困の問題をどう理解すべきか、又公的扶助労働者の側の問題を、単に、「物の見方・考え方」だけではなく、その置かれている客観的な条件を含め、現場的感覚と経済問題、生活問題にかかわらせて私なりの意見を述べてみたい。

[注]

1) マルクスが労働過程でのべている3契機は、いわゆる生産労働にかんするものであって、公的扶助労働のように、不生産労働の場合、この3契機は適用可能かどうかについては、多くの意見があると思われる。

私は「労働は、まず第1に人間と自然との一過程である。この過程で人間は自分と自然との物質代謝を自分自身の行為によって媒介し、規制し、制御するのである。」(『資本論』第3篇第5章大月書店版 P.234)を労働概念の一般的規定であると読み、自然の概念については、無機的自然・有機的自然・人間的自然といわれるような広い概念をも含むものと解し、人間や社会に働きかける労働過程があることを考慮して、3契機の適用は可能である、と考えた。

(1) 「シラケ」の現象について

全国的に福祉事務所に勤務する労働者の数は、約10,000人といわれている。

最近、大都市とその周辺の福祉事務所労働者の中

第1表 被保護世帯人員の増加率の状況

順位	50年3月			51年3月			52年3月		
	府県名	世帯	人員	府県名	世帯	人員	府県名	世帯	人員
1	埼玉	111.8	113.3	埼玉	113.1	115.6	埼玉	106.5	106.8
2	大阪	107.3	108.3	大阪	110.0	112.4	大阪	106.0	106.4
3	千葉	104.9	105.0	千葉	108.2	109.6	滋賀	105.8	109.6
4	滋賀	104.7	106.6	神奈川	106.1	108.1	神奈川	105.0	106.2
5	神奈川	104.7	106.4	滋賀	104.0	107.0	沖縄	104.1	103.8

- 注) 1. 前年3月を100とし100以上、すなわち被保護世帯の数が増えているところ、上位5府県を並べてみた。
 2. これらの府県はいづれも大都市圏であり、地域的相互扶助機能、社会資本、人口流動などの観点から「地域の貧困化」の研究を要すると思われる。
 3. 第1表、第2表とも厚生省報告例統計速報より作成。

で、シラケムードが広がっていると言われている。

社会福祉労働そのものが持っている二重的性格のうち、住民にとってより有用な仕事としての公的扶助労働の発展を願うものにとって、不況とインフレが同時に進行するこの状況のもとで、生活問題がますます深刻化している現状は、自らの労働の有効性をすると聞くわれているという感じが否めない。

私達の労働実感からいって、生活保護行政はますますやりにくくなっている、という感じが強まっている。

それは、第1表が示すように、被保護世帯が増加している、ということも大きな理由ではあるが、単にそのことばかりではなく、個々のケースのかかえる生活問題の質が一層深刻、且つ複雑になってきている、ということによるやりにくさがふえているのである。

いくつかの例を挙げてみたい。

母子世帯の例をとると、第2表・世帯類型別被保護世帯数でみるとおり、老人・母子・障害傷病世帯が増加している。そして、大津における、私の現場実感では、最近夫との死別母子世帯より、生別母子世帯の方が圧倒的に多いのである。何らかの「事情」による生き別れなのである。

これらの事例には、共通する「事情」がある。その一つは、現母子家庭のもと夫達は、必ず1回以上の転職の経験を持っていることであり、他の1つは母子家庭になってからは、「実家」等からの援助はもはや望めない、という事情である。このような「事情」を貫ぬく一般的な傾向は一体何であろうか。

一般的に、日本の労働者の雇用形態は、終身雇用で

第2表 世帯類型別被保護世帯数の推移

	年月	高令者世帯	母子世帯	衛病障害者世帯	その他	計
実 数	49. 4	215,366	67,572	306,405	96,674	686,017
	50. 4	221,306	68,310	316,355	92,722	698,693
	52. 4	220,630	76,073	332,096	84,803	713,602
指 数	49. 4	100	100	100	100	100
	50. 4	102.8	101	103.2	95.9	101.8
	52. 4	102.4	112.6	108.3	87.7	104.0

あり、賃金形態は年功序列型賃金となっている。従つて「安定」という観点でみれば、学校を卒業して定年で退職するまで同一企業で働くことがベストである。

しかし、資本主義社会の成立条件である「私的所有と商品生産の土台のうえでの徹底して原子化され、バラバラにされた諸個人の『万人による万人に対する斗い』のうえに、階級内部の階層制をつうじた生存競争という問題」が法則的に貫ぬかれている（この点の詳細については、二宮厚美「生存競争・階級斗争・全面発達」『経済科学通信』第19号P.3参照）。「転職」ということは、この生存競争により一定の企業から排除され、他の企業に吸収されることを意味し、「失職」ということは、労働市場から一時的に排除されることにほかならない。

この転職、失職は必ず社会階層間の移動を伴うこともつくづくわえて理解しておく必要がある。

この場合、社会階層といふのは、厳密な定義は別として「階級内部での下位概念」というほどのものとして、大まかにいって、就業者と未就業者、就業者の中にあっても組織性と未組織性、労働による分配の量による区分、さらには、企業内における位階性というものを含む概念、というほどに理解しておきたい。

話をもとにもどして、その転職経験者は、社会階層の低位下向への転職が一般的にいって多い。高度成長時代は「脱サラ」といわれた「転職」が見られた。そして、それは目前の現象では、上向転職にみえたが、長い目でみれば下向転職であったようだ。

私は、被保護層への「落層」又は「自立」は、社会階層間の移動である。そしてこの階層間移動は「万人による万人の生存競争」として、常に法則的に働くものである、との仮説を持っている。

たとえば次のような例は、1つの典型例であろう。ある有名私立大学を卒業した有能な青年が、さる大企業の営業マンとして活躍していた。仕事を通じて彼は、自分で独立してやってみたい、と思い、又やって行ける自信も、他人からの信頼もあった。そして、自分の実家のみならず、妻の実家の全財産を担保にして

資本金を調達し、「事業」をはじめた。

高度経済成長時代は、事業も順調であり、彼も一族のはこりであったが、オイルショック以後のスタグフレーションのもとでは、ひとたまりもなく倒産。現在は、借金取りからのがれて「蒸発中」、そして、本人の実家、妻の実家、残された妻と子は生活保護世帯となる。親類からは、うらまれこそすれ援助を受けるすべもない、という例である。この「脱サラ」が、転職・失業であっても事情は大同小異である。

このように、一般的労働者世帯の生活基盤は、きわめてもろいものになって来ている。

さらに、老人医療をめぐる問題をとり上げてみよう。かつては、医療費の捻出が可能となれば、一応対象者から喜ばれた。あとは、家族がその老人を支えて治療に専念させてくれた例が大半であった。

しかし、昨今の状況のもとでは、医療費の調達（経済給付）をするだけでは、その対象者の生活条件を整備した、又は、その人の生活基盤を強化した、とは言えない。入院患者は、その後軽快し退院可能となった場合でも、引き取り手が難色を示す例がままあらわれる。まして、老人で脳卒中の例などは、別に珍らしいことではないが、退院後のリハビリテーションはどうしても必要であるにもかかわらず、必ずしもその条件が整っているとはいえない。さらに寝たきり老人ともなれば、家庭とのいざこぎはたえない。即ち、家庭における相互扶助機能が脆弱化しているのである。

これらの全てにかかわりを持たざるを得ない公的扶助労働者は、1日で「うんざり」という感想を持ったとしても、あながちそのワーカーをせめられないであろう。

冒頭にのべた生活保護行政にかかる需要の増大と、内容の多様化・複雑化は以上のような文脈のなかで把握する必要があるのではないだろうか？

(2) 貧困問題の把握

このような例は、枚挙にいとまがないが、このことは、地域と家族の貧困化がすすみ生活の相互扶助機能

が崩壊し、生活問題を深刻にしている、と理解する例を示してくれているのである。

従前は、地域と家族が住民生活の拠りどころであり、各種の人間の社会的な結びつきがあった。この結びつきは、地域の小土地所有や自然的環境とからみあった生産手段や生活手段をない手として成り立っているのであった。しかし、現代の国家独占資本主義は、国民経済を構成している具体的な地域住民生活を国民経済や世界経済の視野からみた利潤追求活動にまきこんでゆくのである。

レーニンは言う。「独占は、ひとたび形成されて幾十億の金を自由にするようになると絶対的な不可避性をもって、政治機構やその他どんな特殊性にもかかわりなく、社会生活のすべての側面に浸みこんでいく」と。(『資本主義の最高の段階としての帝国主義』大月書店、国民文庫P.75)

レーニンの指摘したように住民の生活は、たとえば「市町村段階の地域開発計画→都道府県のそれ→新企画」のように大企業本位の土地利用計画によって、住民のくらしの組織を解体再編する。このことが住民の生活を生産手段から切りはなす。そして地域の住民のために利用されていた資源が、独占資本に独占的に利用されることによって住民のくらしが地域内の産業と生活手段、自然環境などに依存する度合を低め、同時に地域外に中心地を持つ金融、交通、通信、文化、情報などに依存する度合を強めて來たのである。

さらに、このような地域住民の生活形態の変化、とりわけ「核家族化」と「ともばたらき」の普及は、かつて家庭内にあった「自由な労働」を社会の場にひきだし、それを社会の共同の事業に転化して來たのである。だが、資本主義のもとで、共同の事業は大企業の営利活動と官僚による住民支配の対象とされ、住民は「低福祉、高負担」、「生活基盤と住民の発達をいう公務労働の不足」という状態をつくりだした。住民のいのちとくらしを支える組織が欠落するなかで、低所得者、失業者、老人などの苦しみが増大し、家族も公務労働も自分自身の生活苦におわれて「援助」もむず

かしいというのが実態であろう。

このような内容をともなって地域住民の貧困化がすすみ、このことが福祉行政にかかる需要を増大させて來た。しかるに「福祉切りすて」が登場している、というおどろくべき状態に私たちはおかれているのだ。

先に述べたような生活問題の深刻化の深まりの中で、ケースワーカーは、自分の能力の限界を越えた現実の前に、ぼう然として見ていたわけではない。しかし、深刻化のテンポは従来の「待遇」や自分の「経験」から作り出して來た職務能力では、もはや対応しきれないはやさですんだ。その背景には現代の貧困化の実態があまりにも深刻かつ複雑であり、従来の公的扶助労働者の研修の水準と、労働条件のもとでは、解決が困難であるという事情がある。このことこそ、ケースワーカーをシラケさせている基本的原因である、と私は思うのである。

(3) ミシラケを克服するすじみち

——公的扶助労働の内容とかかわらせて——

仲田氏によれば、ミシラケの原因は、ケースワーカーの待遇や学歴を越えたところにある、と言う。しかし、私は前述したように、現代の生活問題の深刻さの中で、従来のケースワーカーの研修の水準と労働条件のもとでは対応が困難になっており、そのことがミシラケの原因となっている、とのべた。このように両者はミシラケの原因把握の観点が異っている。

ところで、私は先に労働論を論ずる場合、マルクスの規定を援用しながら、労働対象・内容・労働手段などにも言及すべきである、とのべた。労働対象については、生活問題の深刻化のなかの対象変化についてすでにのべた。従って、労働目的(内容)と、ケースワーカーの仕事の特徴について考えてみたい。

公的扶助労働を含めて、社会福祉労働の内容は、次のようなものを含んでいる。

- ① 生活問題の危機的場面における応急処置
- ② 生活基盤を強化する諸活動

生活保障制度の活用、就業援助など、生活を支える

物的条件の保障

③ 生活能力の発達のための諸活動

生活保障が、単に現在の平均水準を物的に保障するにとどまらず、発展する生活要求に根ざした権利の主体として、その内容を創造する人間の形式を含んでとらえる。

④ 社会福祉および関連一般施策への提言と協力

（社会福祉の方法・技術、窪田暁子『社会福祉論』、P.89～90、有斐閣）

ケースワーカーの仕事の特徴は、ワーカークライエント・リレーションシップを中心として成立する。したがって、一定程度、クライエントの処遇もワーカーの裁量にゆだねられて仕事がすすめられる。

一言でいって、ケースワーカーの仕事は、このような特徴を持っているが、先に述べたような労働対象の変化、すなわち地域と家族の貧困化、とりわけ相互扶助機能の崩壊が著しくすんでいるなかで、尚かつ生活保護行政が住民にとってより有効なものであるためには、ケースワーカーの集団性を確保する必要性を感じるのである。それは次に述べるような理由による。

先の事例でのべたように、現代の生活問題の多様化・複雑化のなかでは、単に生活保護法に精通したワーカーの個人的努力には、おのずと限界を感じざるを得ない状況が生れている。このことに対する対応は、1つは個人の職務能力をさらにたかめる努力をすることであり、同時にケースワーカー集団の英知をあつめて協力・共同して、共通の認識のもとに役割分担を決め、ケースに対応することである。

高度経済成長期に行われた福祉事務所の機構改革の多くは、ゼネラリック（地域総合担当制）体制から、スペシフィック（単法専門制）体制に切りかえたところが多い。

このことは、密度の濃いサービスを提供できる、という利点と同時に、運用をあやまれば住民の生活に制度が応じて行くのではなく、制度によって住民を分断するという危険をもはらんでいるのである。したがって、生活保護ケースワーカーは、対象ケースの生活

を、単に生活保護法のワク内で理解把握するのではなく、彼の生活問題をトータルに把握する努力とともに、他の五法担当ワーカーとの連絡を密にし、協力して処遇に当る。そのような集団性を確保する必要があるのである。

たとえば、この集団性の確保を否定し、あるワーカーが個人として、いかに献身的に努力をして、その処遇が当を得たものになっていたとしても、それだけでは、当該福祉事務所の保障水準をたかめたことにはならない、という意味でもこの集団性の確保は、大切なのである。

この集団性の確保のために、どうしても欠かせないものに「ケース会議」がある。仲田氏は「ケース研究会でみんなが討議しても具体的な処遇方針が出ないのが常である」（P.22）とのべておられるが、はたしてそうだろうか。私のささやかな経験によれば、ケース会議の意志統一はケース処遇の面にとどまらず、社会資源の分野にも論議が及ぼざるを得ない。ケース会議が民主的に運営されるならば、「ケース対策のための会議」から「職場の民主的運営に参加する会議」「地域の社会福祉を考える会議」へと論議が及び、職場の民主化に貢献することが出来る、と考えている。（第13回公的扶助研究全国セミナーレポート集、P II-80「職場の民主化と現業活動」大津市福祉事務所を参照されたい。）

ケースワーカーが、集団でケース処遇を考える習慣を身につけることは、職場の民主化と、労働者統制をすすめることであり、これが一定程度すすむと、従来の官僚主義的福祉事務所運営と衝突せざるを得ない。しかし、この衝突のなかでケースワーカーは、組織的にものを考え、処遇する訓練を受けることになるのであって、この中で「お役人」から「公務労働者」へと自己変革をすすめていくことになり、新しいケースワーカー像が作り出されるのである。

仲田氏がケース会議の有効性について、必ずしも肯定的な評価を下していないのは、会議の持ち方、とりわけ会議の民主的運営の工夫がたりないか、これらを

支える労働組合運動の弱さの反映ではないかと思うのである。

(4) 生活問題をトータルに把握するために

次に、日々の個別処遇の労働の場面では、「法律によってケースを分別」するのではなく、「ケースに合わせて法律を活用」する考え方を定着させる必要がある。私があえて定着というるのは、厚生省も基本的にはこの考え方を否定していないからである。

「ワーカーは、実施要領でこう決っているからこうするのだ、というのではなく、何故そのように定めているのか、歴史的にみるとどういう経過をたどってそうなったのか、対象者の要求に合法のワク内でより良く応えるためにはどうしたら良いのか、等の問題を自らに投げかけながら、憲法からさかのぼった処遇方法をとることが要求されている。」

（社会福祉主事通信教育テキスト、『社会事業方法論Ⅱ』第1章第4節公的扶助とケースワーク、P.9）

このくだりは、実施要領から人間をみるのではなく、人間の要求に応えるために憲法からさかのぼった処遇方法を探ることをケースワーカーにもとめている点で積極的に評価して良い部分であり、ケースワーカーのあり方を問うているのである。問題は、全国の福祉事務所におけるケースワーク実践が、そのようなものになっているかどうか、にあると見て良いのではないかだろうか。

結論からいえば「そのようなケースワーク実践になっていない」例の方が多いのではないかと思われる。その原因はいくつかあるが、ここではその詳しい究明をさせて、とりあえず次のことを指摘しておきたい。

1つは、生活保護ケースワーカーと他の分野のケースワーカーとの分業と協業の関係が未整理未成熟であること、である。第2表のように増加した被保護世帯の類型をみると、母子世帯・傷病障害者世帯が増えている。このようないわゆる要看護世帯のなかには、生活の重みに耐えかねて、生活主体自身が生活問題によって spoil されている状況が見受けられる。たとえ

ば、急増しつつあるアルコール中毒による人格崩壊ケースなどは、その一例であろう。

これらのケースへの対応は、第一義的には、経済的保障が要求されるが、問題はこれにとどまらず人格形成にかかわって対応を求められる。このような「問題を持った個人」に対応するうえで、「法律にもとづいて為し得ることは何か」を考えよりも、「彼にとつて必要な援助は何か」から出発する。すなわち、彼の持っている生活問題をトータルに把握するところから始めなければならないのである。そして、その生活問題解決に役立つ専門機関との協力のもとに、たくみな分業と協業の関係をとり結ばなければならない。

しかし、現実にはこの分業と協業の関係を考慮に入れることなく、「私の分野はこれまで」「他の分野は、他の機関に委せる」というように、「協業なき分業」が横行しているのではないだろうか。このような現実があるのでこそ、ケースワーカーの集団性の確保が必要なのである。

そして2つは、厚生省による研修内容に問題がある。前掲のテキストによれば、「ケースワーカーの取扱う処遇の内容」を4つに分類し、とりわけ非経済的な問題に取り組む場合の条件を示している（前掲書P.6）。

現実には、そのような条件があってもなくても必要なサービスは行わねばならないのである。

第3には、「自立」概念の検討が必要である。生活保護法第1条では、法の目的を2つ定めている。その1つは「最低生活の保障」であり、他の1つは「自立助長」である。

ケースワーカーのなかには自立助長を目的にうたうのが「けしからぬ」とする意見もあるが、私はかならずしもそうは思わない。しかし、幾人かのケースワーカーをして、そう思わせる「何か」があることも事実である。それは「自立」とは、「生活保護法による保護の廃止」をさして、そう言っていることが原因ではないだろうか。

私は眞の自立とは、「保護受給中に、再び生活保護

に落ちこまないよう、その人の生活基盤を強めることであり、生活条件を整えること」であると思っている。

生活保護法運用のマニュアルである「実施要領」では、最低生活保障の内容や、仕事のすすめ方については微に入り細を穿って運用基準が定められているが、法の他の1つの目的である自立助長の方法や自立基準は明記されていない。このことが、現場における自立概念を混乱させている原因であるが、私達自身もさらに検討を深める必要のある課題である。この課題に無関心であることは、ますます俗にいう「計数ワーカー」になりさがってしまう結果になるであろう。

(5) 労働条件概念についての新しい考え方

ところで、先の引用のように仲田氏は「待遇」ということばを「ケースワーカーの働く条件」として理解しておられるようなので、私もこの点から見解を述べる必要がある。

私は「労働条件」概念を論じる場合、2つの側面を統一して理解すべきであると考えている。2つの側面というのは、1つは賃金・労働時間・福利厚生などいわゆる労働する場合の条件であり、他の1つは例えば生活保護労働でいえば、基準及び実施要領であり、又社会福祉施策、施設などの労働そのものの内容を規定する「条件」というような概念である。

私は、従来労働条件概念が未整理、又は後者の概念については「別のもの」とする考え方方が支配的であったと思っている。その結果、ともすればこれを対立的にとらえられてしまい、誤った傾向を生む例もしばしばあった。

労働者の働く条件、という側面だけをとらえて、「ケースワーカーの労働条件にとって良くないことは、たとえ被保護者にとって必要なことでもしてはならない。もしくは、する必要がない」という考え方である。この論理は、私の経験からすると、仕事の上で対象者の生活の危機的場面での対応はするが、再び保護世帯に落ちこませないようにするための諸活動、たとえば生活基盤を強化する活動や生活能力の発達を援助

する諸活動には手を出さない等の消極的な処遇になってしまふ結果を生む。そしてこのような仕事ぶりを反映し、職場のふんいきもきわめて沈滞したものになり、ケースワーカーの積極的な活動力を引き出すことはならない。

私は、労働内容を規定する条件と労働の条件とは、相互に関り合いを持っていると思う。

1例をあげよう。たとえば、日常の介護を要する老人があり、客観的にみて老人ホームへ入った方が良いと思われる老人がおり、又その老人自身も入りたいと望んでいる場合を想定してみよう。

この場合、社会資源としての老人ホームがある場合とない場合とでは決定的にケースワーカーの、いわゆる「労働条件」は異ってくる。

老人ホームがない場合、おそらく担当ワーカーは、とりあえずホームヘルパーを派遣する段取りからはじまり、地域の民生委員や近隣の人々にも介護方協力要請に走り廻ることであろう。あるいは、主治医に特別の計らいを頼みに行くことも必要であろう。そして、それでも不安がつきまと、朝な夕な訪問を重ねるであろうことは、想像にかたくない。さらに事態の推移によっては、他府県へ老人ホーム探しに出向くこともあるかも知れない。

これらは、地域の事情や福祉事務所の条件によっては、いつれも困難のつきまとう仕事なのである。

このように、収容可能な老人ホームがある場合と比べて、きわめてきびしい条件に置かれることになるのである。

このような事例に遭遇して、ケースワーカーは自らの狭い意味の労働条件を高めるためにも、必要な社会資源を「要求」として求めることになる。その要求は、その地域の福祉水準の低さから出て来る要求であるから客觀性を持つ。従って社会福祉関係者の共通認識となつたならば、このことが有力な論拠となって社会福祉資源の創出機能をはたすことにつなげる契機となるのである。

ところが現実には、このような事例にあっても、目

前の処遇の困難さにとまどってしまい「そんなことは、俺の仕事外のことだ」として福祉事務所労働の分業と協業の関係を否定してしまうケースワーカーも多いことは否めない。それは、自らの労働条件概念を統一して把握しないことから始まるとみてさしつかえないと思われる。

ケースワーカーが、労働条件概念を改めて問い合わせし、分業と協業の関係を正しく把握したならば、福祉事務所の社会福祉資源の創出機能もたまり、「シラケ」の克服の条件は一層前進するのではないかだろうか。

Ⅲ. 仲田論文のシラケ克服論抜判

仲田氏は「シラケ」を克服するために必要なケースワーカーが持つべき下地としての価値観は、「発達保障」の論理である、という。私も発達保障の論理の有効性については否定するものではないが、氏の論理構成には必ずしも同調出来ない。

まず、氏は社会的弱者に対する社会科学的認識が「徹底した平等観・人間尊重を前提として成り立っており、それ故に（シラケた）「ワーカーにとっては、受け入れられない」（P.23）と述べている。そして、望ましい考え方は発達保障の論理であるとつなげて論理展開をしている。

さらに氏は後段で「発達保障の論理は正しい社会科学の理論を指針としてのみ、現実の社会に大きな影響を及ぼすことができる」（P.24）という結論にも到達している。

ここで疑問なのは、氏の社会科学的認識論の内容なのである。というのは、氏の論調では「社会科学的認識」とは「体制の問題」であり、「発達保障の論理」とは「体制を越えた人間の問題」という様に弁別しておられるようにみうけられる。

いうまでもなく公的扶助労働の労働対象は、資本主義社会における社会的弱者であって、社会構成体すべての貧困を論じるものではない。また、資本主義社会における経済法則が社会的弱者を生み出しており、今

日の不況とインフレが同時に進行するこの国家独占資本主義段階での生活問題を労働対象としているのである。資本主義社会では、貧困化法則に貫ぬかれて相対的過剰人口が創出され、その一定部分が社会福祉労働対象として確定されるのである。したがって、社会福祉労働を論ずる場合「体制」の問題はさけてとおるわけには行かないこともまた当然である。

しかし、社会福祉労働論における社会科学的認識とは、労働運動など体制変革の運動などによって政策主体が一定譲歩し、社会福祉政策が確定する。そしてその政策目的に添う形で社会福祉労働が規定されるのである。

したがって、氏のいうように社会体制だけを論じることが、社会科学的認識といふのではない。いいかえるならば、資本主義社会における社会問題の生成・発展・消滅のすじみちを明らかにし、労働主体と労働手段が有効に機能し得るための実践的政策・手段を確立することが、私のいう社会科学的認識なのである。仲田氏のように社会科学的認識と、発達保障の論理とを別のものとして取扱うことは適当でないと私は思う。

氏の発達保障論理の把握についてみると、仲田氏によれば、「たとえ動物化、植物化した人間であっても周囲の働きかけいかんでは、その人なりに成長する可能性を内蔵しているし、その権利を保障する考え方」であるとしている（P.23）。私に言わしめるならば、その考え方自体「徹底した平等観・人間尊重の考え方（氏はこの考え方ではシラケるというのであるが）なのであって、何故氏は「社会科学的認識」を拒否されているのか理解に苦しむ。これは論理矛盾ではないだろうか。

つづけて、氏は「社会に貢献することだけが尊いのではなく」（P.23）と、社会に貢献する尊さを否定しているのであるが、これを否定して社会的弱者自身の発達要求は何によってもたらされるのだろうか。

依然として不十分さはありながら、わが国の障害者の要求に即した福祉制度はそれなりに前進しつつある。このような前進をさえたのは障害者要求運動で

あったと思う。この運動のなかで、障害者が運動主体として参加はじめたことが、最近の特徴であるといわれている。およそ充実した人生とは程遠い人生を生きている重度障害者が障害者運動とのかかわりによって、そのために自分が何らかの役割をはたすことが出来るとすれば、生きる希望をとりもどすことが出来る、という例がある。（『みんなのねがい』臨時増刊号、全障研第10回大会報告集を参照されたい。）

これらの事例は、「社会に貢献することの尊さ」とかかわって出される生きる希望であり、生きる支えなのである。人間は社会的存在であることを考えてみても、社会に貢献する尊さを否定することは出来ないのではないだろうか。

IV. おわりに

公的扶助労働者のミシラケを克服するための実践課題として、仲田氏は「訪問活動を強めて生活の重さ、困難さを身体で感じこと、と職場ではお互いの生産性の論理をチェックすること」を試みておられる。

私は、前段の努力については、おおいに続けてゆきたいと思うが、後段の方についてはチェックし合うよりも、むしろ困難なケースを共同研究するところから始めてゆきたいと思う。

そのことは、すでにのべて来たように、かつてない貧困化の深まりのなかで、生活保護運用をもっと住民

のためになるものに変える出発点になることであり、今ケースワーカーに求められていることであるからである。

生活保護のあるべき姿を論じる人は多い。しかし、それが一部の人の指導と操作によって作られるのではなく、住民にとって真に役立つ生活保護行政に関わる全ての人々のコンセンサスによって作られるならば、これこそ本当の「血の通った」生活保護行政になるのではないだろうか。

そのために、当面次のことから始める必要があると考える。

- ① 処遇困難ケースの共同討議にもとづいて、専門性を生かした分業と協業のたくみな関係を樹立すること。
 - ② 法によって住民を分断するのではなく、住民のニードに合わせて法律や実施要領を活用すること。
 - ③ 保護の基準や実施要領の改正意見は、積極的に述べるとともに、改正のための基礎的データの蒐集に努力すること。
 - ④ 労働条件概念を統一して理解するとともに、自らの労働条件要求と住民の生活問題解決要求との関係を正しく把握し、その実現のために努力する。
- これらが仲田氏の提起された「シラケの克服」にむけての諸問題を解決する上で、さけて通ることのできない視点ではあるまいか。

（筆者 所員・自治体労働者）

日本經濟分析と統計学の課題

——『統計日本經濟分析』の刊行によせて——

野沢正徳（京都大学）

小野秀生（京都府立大学）

川口清史（立命館大学）

〔司会者〕 藤岡惇（編集局）

司会者 最近『統計日本經濟分析』という上下二巻の労作を完成された統計指標研究会の会員である野沢・川口両先生をお招きして、この書物をめぐる諸問題について討論したいと思います。御承知のようにこの書物は、雑誌『經濟』の1973年5月から1974年9月まで連載された「日本經濟の統計指標」の成果を一層発展させたものであり、現代日本の科学的統計学による最も体系的で先進的な現状分析の試みであると言っても過言ではないと思います。基礎研全体としても、『講座・現代経済学』第五巻・現代日本經濟論の執筆をひかえ、古典=基礎理論をふまえた現代日本經濟の現状分析の方法論を鍛えることが、焦眉の課題となっており、この労作の成果をあますところなく摂取する必要を痛感しています。その意味で今日は、御存分に討論していただけたらと思います。まずセンターの小野さんの方から、この書物の内容の簡単な紹介と深めるべき論点の提起をお願いします。

『統計日本經濟分析』の構成と内容

小野 まず全体の構成ですが、上巻では日本經濟の特に「高度成長」過程における富の蓄積という側面に焦点をあてて、その資本主義一般に固有の普遍性と日本的特殊性という両面からこれを把えようとされている。他方下巻では主としてその対極としての貧困の蓄積の諸問題をとり扱っておられる、そして最後にそれらの総括として、客観的な階級構成を明らかにし、その經濟的敵対関係の激化と変革主体の成熟の程度を選挙統計などによりながら測ろうとされて

いるわけです。

第一章では、「高度蓄積とその矛盾の展開」を全面的に明らかにしようとされ、剩余価値率の推定をはじめ、政府統計の批判的利用・改作が積極的に試みられ、他人の不払労働への支配権としての資本の本質をふまえた展開がなされています。第二章では、「日本經濟の对外經濟関係」ということで、アメリカを中心はずえた国際的連関の一環という視点で日本經濟を分析され、軍事的支配・資源エネルギー支配・技術的独占・世界企業の問題といった諸側面を重視した展開がおこなわれています。そこでは、中村静治さんの技術論や島恭彦さんの軍事費の国際的配分論などの成果も活用した分析となっています。第三章「金融資本の支配強化」も、従来の『系列の研究』などの成果が十分ふまえられていますし、経済軍事化（第四章）・財政（第五章）・金融（第六章）なども、これまでの日本の科学的経済学の共同の成果を十分摂取し、それを統計的に発展させたものになっていることが評価されます。そしてさらにそれらの諸現象が、インフレーションに帰結するという形で総括され、インフレという環境の下での他人の不払労働に対する支配としての資本の行動をインフレ利得の具体的算定という新しい試みを介して把えようとされたことは、注目すべき前進だと高く評価したいと思います。ところで第七・八章では、産業構造および地域經濟の不均等発展が問題にされている。この經濟の不均等発展をめぐる諸問題は講座派以来の長い伝統をもつ分野ですが、これらの過去の遺産を取捨選択しながら、この問題を正当に位置づけられるだけ

でなく、一歩進んで接続産業連関表分析などによりながら、いわゆるつりあいのとれた発展という経済民主主義の課題につらなる展望をも同時に示しておられる。この点はのちほど「50年代前期経済計画」と「経済再建5カ年計画」の発想のちがいとしてお聞かせいただきたいと思います。

さらに下巻では、労働者階級をはじめとする勤労諸階級の窮乏化傾向を除外しては、全面的な現状分析にならないことが力説され、いわゆる「都市型貧困」をはじめ現代的貧困の諸相についても、意欲的な統計的析出を試みておられる。この点でも従来の経済学研究の成果を十分ふまえ、これを統計的に反映しようとする斬新な工夫に満ちていると言って過言でないと思います。

このように本書は、日本経済にかんする基礎的統計を網羅するとともに、これまでの日本経済分析の成果を十分にふまえたうえで、これを理論的に意味づけ・総括されている。その意味で、今後日本経済の体系的分析の一層の前進の歩みを始めるうえで、本書は不可欠の基礎的素材=栄養分を大量に用意したいわばベース・キャンプ、母なる大地であるとともに、それ自身データの批判的組みかえの労苦にみちた作業のなかから、すでに前進の糸口をも同時に照しだす問題提起もなされると、このように言ってよかろうと思います。

ただ、従来の日本経済の現状分析理論の不十分さのため、そして恐らくは、総括的基礎的分野の統計分析を重視されたためだろうと思いますが、今日の実践的課題となりつつある先進国革命や経済民主主義への展望との関り、およびそのための変革主体がどう成熟しているのか、という本書のそもそも問題意識にてらして考える時、さらにこの線にそった日本経済分析の具体化がはかられ、この問題意識により直接に応えるような統計指標を開発できないのだろうかと、こう思うわけです。私はこの点を深めるために以下3つの論点をだして、問題提起したいと思います。

金融資本の寄生性の統計的把握

その第一の論点は、主として第一章と第三章に関わることですが、1970年から74年の狂乱物価の時代に生じたインフレ利得の問題です。本書では統計のくみかえ操作によって、この時期の大企業のインフレ利得が実に8.4兆円もの巨額にのぼり、他方労働者側の貯金の目減りなどによる損失が10.5兆円にものぼったという事実をえぐりだされ、インフレの反国民性を浮彫りにされています。私はこの当時、国民的な糾弾をうけた大企業の株価つり上げ・買占・土地投機などによるボロもうけ=不当利得ですね。このようなキャピタル・ゲインと総称される利得を獲得するための運動は、レーニンが『帝国主義論』で金融的術策・投機・利札切りと特徴づけ重視したように、今日の寄生的な・「生きながら腐朽しつつある」金融資本の典型的な行動様式であり、今日の独占利潤の主要な源泉の一つとして決して看過することができないものと考えています。また今日の経済的民主主義をめざす運動も、このキャピタル・ゲインの制限を重要な課題として前面におしだしつつあるようにも思います。従来の独占価格論や独占利潤論の研究はこの点を必ずしも正当に位置づけておらず、また統計的にこの問題を処理することは難しいとも思いますが、この金融資本の利潤のなかみ・配分の構造と支配の形式を企業レベル、産業レベル、一国と諸階級との関連で明らかにすることが重要だと思います。この点をどのように把え、どう統計的に表現したらよいのか、お聞きできたら幸いです。

川口 私は泉弘志さんや土居英二さんと一緒に、ある論文でインフレーションが諸階級にどのような敵対的な影響を与えていたかを追究し、この点は本書でもインフレ利得の具体的算定という形で反映しているのですが、必ずしも独占利潤の源泉全体にまで分析が及んでいるものではないことは、そのとおりだと思います。

野沢 ええ、本書の出発点は統計グループに

より日本経済研究の試みだったわけですね。これまでの統計グループは蜷川統計学の遺産をうけついでいるのですが、従来はどちらかといえば、抽象的な統計学研究、特に方法論争が多かったのです。そういう状態から脱却して現状分析に進出しよう、そのなかで統計学を鍛えていくという気運がでてきて、本書という形で結実したという歴史的な経過をとっています。ですから資本主義分析の舞台に出でていき、個々の実証なり統計利用の点では色々工夫しているのですが、日本資本主義の構造全体の統一的な把握とか、先進国革命における経済民主主義の条件と主体という点では、この作業を通じてその問題意識を持ちはじめてきたというのが率直な実情です。そこで今の独占利潤のことですが、最初から一つの課題として研究計画にあげられていながら、その全体的分析にまで至りませんでした。理論的にも独占利潤論・独占価格論といふのは非常に難しい問題で、独占内部・外部からの収奪・超過利潤という形での独占利潤の源泉論や独占価格の分析は、理論的に未だ、極めて未発達です。ですから統計学の方からその理論的分析を改めてやるというところまで至っていなくて、いわば「系列の研究」になりまして、従来の六大グループとか、新しい企業グループの連繋の形成とかという、いわば独占企業形態論に偏ってしまったという弱さをもっています。

司会者 狂乱物価の時代の5年間にあげた大企業のインフレ利得を計算されていますが、この総額はいわゆるキャピタル・ゲインと一致するところといふのでしょうか。

野沢ええ、そう言ってよいと思います。

小野 最近批判会計学の分野から、新たな企業分析についての成果がでていますね。内部留保をどう殖やしたか、また簿価としては不変であっても企業内においる債務者利得によって含み資産がどう殖えているか、という計算することによって労働運動を励ますという作業がおこなわれています。またその作業を通じて現代の独占企業の利得様式にも接近する。たとえば

野村秀和さんの『現代の企業分析』によれば、企業というものを単に生産の単位としてだけではなく、金融資本の、他人の労働を支配する所有の単位として把える必要が力説されています。だからそれはいつでも分割可能であり、その意味では中小企業のままで、独立した経営としてみれば到底支配能力がないようにみえても、背景資本を明確にすることによって中小企業の労働運動を励ますことができる。この意味では「法人資本主義」論などとちがってどこまでも金融資本の蓄積様式を中心とした分析が必要となっていますね。

司会者 現在おこなわれている「大阪の中小企業の経営と労働者を守る大運動」などは、今述べられた観点にたって随分高揚した闘いを開いているようですね。

小野ええ、そういう労働運動の側への影響とともに、この点は経済民主主義の観点でみれば大変重要だと思います。実は日本ほど、債務者利得、資産価値の変動に伴う利得つまりキャピタル・ゲインにもとづく利得が民主的規制をうけずにいわば税制など国の施策に助けられて野放しにされている国はないんですね。その面で金融資本の利得方法としてもっと問題にしなければならないと思います。

野沢 キャピタル・ゲインの方ではその配分を企業規模別でみ、ロス〔損失〕の方は、世帯別で計算したのは一つの成果だろうと思います。この算定にあたっては大変苦労したのですが、単に利得や損失の総額を算出するだけでなく、階層別・階級別に区分して推定したことの意味は大きいし、階級構成分析の一歩前進だろうと思います。

小野ええ。その点は大きな成果だと思います。ただ検討していただきたいのはキャピタル・ゲインなど独占利潤と企業集団分析の相互関係の問題の発明とともに労働者世帯のなかでも、財形制度が進むなかで意識のなかではインフレで債務が軽減されるという期待をもつ部分を生みだし、「小所有者」としてかれらをバラバラに再編成していく側面です。

野沢 確かに労働者階級のなかでも実物資産をもつ者ともたざる者の間では、また貨幣資産を所有する程度に応じてインフレの影響がみな違ってくる。だから統一した運動がなかなかしにくくなる（笑い）。

川口 また独占資本の方でも巨額の実物資産をかかえており、インフレ利得を得ていたとしても、いわゆるストックは自由にフローに貨幣に変えるわけにはいかないんですね。動いている機械を簡単にたたき売るわけにはいかない。だからキャピタル・ゲインを問題にするにしても、フローとストックの関連にかかわって難しい問題があるのではないか。

野沢 インフレ利得の問題ですが、国民経済計算System of National Accounts (S.N.A.) たとえば実物資産統計とか資金循環表とかの全体的統計の利用と、個別企業分析の成果との統合が、鍵だと思いますね。その点で現行の S.N.A. 計算は、この秋から新 S.N.A. に移行し、国民経済全体のフローとストックとの統一的把握が始めて可能になります。この新 S.N.A. を現実の経済分析に使いこなすことができれば、キャピタル・ゲインの全貌も一層明確にすることができるのではないかと思います。

司会者 この新 S.N.A. の内容について、もう少し教えてもらえませんか。

川口 今までの S.N.A. はシステムという名がついているが、国民所得勘定・産業連関表・国富統計・資金循環表・国際取支表などがそれぞれ別個に作られており、相互に整合性がないわけです。こんどの新 S.N.A. ではそれぞれが統合され、所得の発生、生産の段階から産業別に中間製品も含めてどう生産され、分配され、どうストックにまわされ、そして新たな生産に結びつくかといういわゆる経済循環が、フローとストックの流れも含め全体として把むことができるようになるのです。こういうシステムになるのですから、巨大な利用価値があると思っているのです。中味にたち入れば、枠組や推計方法などに疑問は残りますが、しかし利用価値は数倍になるのではないか。恐らく日本経済論

を専攻する人は、これを活用できなければお話をならなくなるのではないかとさえ思います。

小野 それでは統計基礎教室でも開いてもらって勉強しないと駄目ですね（笑い）。

産業構造の改革をめぐって

小野 そこで第2の論点に入りますが、日本経済の不均等発展ないし産業構造の理解のしかたの問題です。産業連関表の利用のしかた・その意義と限界とも関わるのですが、『新マル経講座』第5巻の南克巳さんの論文に典型的に現われている旧講座派の産業連関＝再生産表式の利用のしかたについて、どう評価されていますか。

野沢 これは大きな問題ですね。南さんを始め山田シューレの再生産構造論ですが、そこでは再生産表式が社会諸階級の階級対抗の総図式として適用できると考えられています。これは再生産表式という基礎的レベルの理論に現在の国独資の下での経済構造の総括という過大な要求を盛りこむことになると思いますが、詳しくは別の機会をまちたいと思います。しかし諸部門の間の——最も抽象的にはI部門とII部門の間になるのですが——関係と釣合い、それと需要との関連を一つの断面において把えるには、一面では有効な役割をもっていると思います。その場合、日本経済の全体像を抽象的なI部門とII部門との関係だけで割切ってしまうのではなく、諸産業部門の連関を具体的にとらえる、またそれを蓄積論や国家による干渉・介入の分析によって、基礎づけないと、産業連関分析は有効な武器にならないと思いますが、そのことをふまえた上でならI部門とII部門の関係と釣合いが、国民生活に対してどういう歪みを与えるのか、またアメリカ帝国主義との関連の下でどのような奇型化・一面化をこうむっているのかを把える一つの観点になると思います。

産業構造論にはこの山田シューレの流れの他に、個別産業分析を重視するもう一つの流れがありますね。たとえば市川弘勝さんや北田芳治さんなどは、蓄積論や国独資論の観点から産業

分析をおこなっておられる。鉄鋼とか電力産業などですね。しかしその個別産業分析の成果が、産業構造論全体にまで十分生かされていない。たとえば国民生活をかなめとした諸産業の連関の総体的把握という点にまで展開されていないように思います。だから従来のマル経の産業構造論のなかには、このような二つの流れがあるわけですが、それぞの一定の成果と問題性を認識しながら、積極的な産業構造論を開拓してみたいというのが、本書の第7・8章の問題意識だったわけです。

川口 最初に提起があった経済民主主義の問題と関連して、本書の作成にあたっては高度成長期以降の日本経済の方向において産業構造のあり方が大きな鍵になるだろうという問題意識は皆強くもっていたのです。ただ「奇型的」とか「アンバランス」とかいうのは、何を基準にしているのか。また「つりあいのとれた」というのは、どのような状態を意味するのか、ということが一番の問題になるのですね。なかなかこの問題はまともに議論されない。食糧の自給率はこんなに低い、鉄鋼ばかり造っているではないかと言っても、それでは食糧自給率が何%になれば理想的な産業構造になるのかと聞かれたら、なかなか答えにくい。自然的・歴史的条件に規定され、他方では今後国際分業がますます進んでいくだろうという見透しのなかで、どのような産業構造をつくりあげていくのかということが非常に重要な問題となりつつある。この問題を考える一番の基本は、私は国民生活をどう健全に保障するか——消費生活だけでなく、環境問題・自然との循環も含めて——という観点以外にないだろうと思います。

野沢 アンバランスという場合、山田シェーレでは、I部門とII部門という極めて単純な不均衡関係なのですね。しかしそうではなくて、第I部門の諸産業の間にも非常な不均衡関係がある。投資の中でも、巨大企業の生産的投資もあれば、消費生活に密着した教育・福祉と関連する公共投資もある。また巨大企業の生産投資と言っても、たとえば鉄鋼の過剰な生産能力へ

の投資もあれば、国民生活に必要な資材を供給するための生産や投資もあるわけですね。今後、国民生活からの需要が大きくなれば、一定の生産能力の確保が必要になり、一定のペースの投資はやはり不可欠でしょう。そのような意味では単なる第I部門頭でっかちというだけの不均衡論では駄目なのであって、やはりもっと具体的な産業連関に注目し、国民生活に直結した投資、国民の福祉・教育・生活・営業などの切実な要求に応える投資をどう確保するかという具体的な分析が必要だらうと思います。

川口 その点では、今後国際分業の体制はどう進むのか、経済・政治の両面を含んだ今後の国際分業や国際競争力のあり方から日本の産業構造も規定されてくるという側面が、実際には非常に大きいのではないかと思います。

小野 確かに国内経済の不均等発展を国際分業体制と結びつけて把えるという視点は、戦後の自立一従属論争以来、たえず問題にされてきた。50年代末以降の日本の石炭産業をどうするか、エネルギー転換のなかで石炭産業の切り trebuieは不可避なのかどうかということも政策問題をからめて大いに論争されてきたわけです。今日の産業構造をみても、輸出関連の重化学工業は非常に強い、他面資源関連は非常に弱い、消費関連産業においては戦前とは異なり、一方では耐久消費財を中心に国内市場を大いに広げながら、輸出産業として肥大化している。他方では中小企業が広範に残存しており、中小企業が担っている諸産業に矛盾がおし寄せる。産業のバランスの問題は価値=価格の問題と素材的なフィジカルな問題として全体的にとらえつつ今日的な課題としてもっと光明していく必要がある。そしてこれらの問題がすべて地域の問題なり環境問題に直結して噴出しているのですね。今度の京都府知事選挙でも、京都の織維産業をどう守るかが重要な争点となつた。この問題をどうお考えですか。

川口 今度の選挙でも「西陣を守れ」ということが一定の政策提起も含めて言われましたけれど、実際問題としては、日本の織維産業全体

の将来をどうするかという問題を抜きにしては、「西陣を守れ」だけでは説得力に欠ける点があるのではないか。この点は政策問題としては深めるべき重要な論点だろうと思います。

小野 織維産業は、多数の中小企業や膨大な家族営業をかかえており、地域問題の観点からもその将来をどう展望するかという問題は、非常に切実ですね。

川口ええ。織維産業は就業者数から言っても、他産業を断然ひきはなして第一位ですから、大変難しい問題をはらんでいます。

小野 宮本憲一さんがニューヨークの場合、地域産業が市外に逃げだしてしまって、管理機能だけを担うところになっている。これが大都市財政の危機だけでなしに従来の地域の機能を解体して、都市犯罪などを激増させていると説いていますね。その意味で地域には産業が必要であって、京都府などが言っている地域を維持する独自の産業政策の必要を感じます。京都府のばあい、各種の協同組合や企業組合が育成されており、地域の産業政策をうけ入れる素地もできているのですが、このような地域の産業と労働を支える産業政策を、国際的な分業体制のなかでどう位置づけていくかということが非常に重要な課題でしょうね。

司会者 共産党が今提言している「日本経済の再建五カ年計画」についても、国際分業の契機への配慮がまだ十分ではないという批判がありますね。その意味でこの問題は日本の産業構造を地域と国民生活を支える方向でどう改革していくかという経済民主主義の課題から言って、今後大いに深めていって頂きたいと思います。次に、用意されている第三の論点に移っていただきましょうか。

貧困化と変革主体形成の統一的把握

小野 それでは本書の下巻に移ります。下巻では主に貧困化傾向が国民生活の諸相にどう現われているかという問題を非常にたん念に実証的・統計的に分析されております。その際、先進国革命とか経済民主主義を問題にするなら

ば、労働者の生活過程全体を視野に入れる必要がある。たとえば労働者が、社会変革の力量の形成と結びつけてどれだけ自らの生活時間を持つ意識的に管理しているか、という問題もその一つでしょう。もちろん本書のなかにも労働組合の組織率とか各種の社会団体への参加率なども含まれているのですが、もう一步踏みこんで、従来ならば社会学や教育学が問題にしていた領域——経済学からみれば周辺領域なのですが——これらの分野の統計を経済学としてどう位置づけていくのか。とくに階級構成分析と選挙統計を媒介する社会的指標の統計化です。つまり鷗川さんの言う「見えざる建設」の分野に属する労働者の状態をどう統計指標として表わすか、という論点があるのではないか、と思うんです。

川口 今の問題は、社会統計学のなかでも大変重要な問題となっています。社会指標 Social Indicator をもっと開発しなければ、ということですね。G.N.P. 批判のなかから、労働者の状態を所得水準や貨幣量によって測るだけでは駄目だということが、国際的にも共通した認識になってきている。日本でもこれからは社会指標でいかなければならないということが、国民生活審議会でも確認されており、総理府でもすでにそのような統計の整備に入っている。さらに国連でも、このような色々な社会指標のデータと先に述べた新 S.N.A. とを結びつけて S.S.D.S.（社会人口統計体系）の開発に着手しています。このように経済統計から社会統計へという位の勢いで、全体が動いている。しかし必ずしも、われわれの方は、これに十分対応しきれているとは言えない。もちろん一方でビル・ミニマムなどの提起はおこなわれていますが。本書でも、必ずしもこの点に十分対応しきれていないという弱点が残っているのは事実で、今後われわれがこの分野にどう積極的に踏みこんでいくか、ということが大きな課題です。

野沢 大体、総理府の社会生活指標というものは、かなり多数の指標が——たとえば下水道と

か社会活動への参加率とか公民館の設置率とかも含めてあげられていますが、諸指標が羅列的なのですね。それに非常に奇妙な手法で諸指標を総括するものですから、その結果わが国の社会生活の状態は着々と年に2・3%ずつ改善されつつあるという数字が発表されるのです。しかし私は、諸指標の羅列では駄目で、やはり地域住民の生活構造に密着して、これを位置づける必要があると思う。資本は住民の生活を色々な手段によって管理しようとしており、地方住民は資本と闘って自らの生活を管理しようとする。この現在の対決状況に即して、諸指標を位置づけるという作業が必要だと思う。そのことによって住民主体の人間発達と労働力の充実というか、いわば「見えざる建設」の水準を全面的に表わすような指標体系の開発が必要だと思います。ただこの本では、経済的・物的な貧困化とか、公共手段の不足という面が前面にでているので、この点は問題意識のなかにありながら、十分展開されているとは言い難いのですが。

司会者ええ。社会福祉や生活環境の整備が、大資本から独立した勤労者の自由な活動の条件をどうつくりだしているのか、いないのかは、民主主義と階級闘争という観点からは、決定的に重要なメルクマールですね。

川口確かに社会生活の面でも、データはかなり整備・充実されてきているのだけれども、それをどう階級的に把えるかという理論の面ではまだまだですね。この点は、社会学の人たちとも協力して深めていかなければと思います。

小野フランスの国独資論でも、先進的民主主義の中味として、政治的・経済的民主主義とともに社会的民主主義を位置づけていますから、この点の前進を大いに期待しています（笑い）。

川口この点は、基礎研でも労働力の再生産とか家族の問題を人間の全面発達を軸にして議論しているでしょう。これは大変重要な視点だろうと思うんです。

小野この前の基礎研の春の合宿でも、

「戦後日本資本主義と労働者階級発達の現段階——工場法と日本資本主義分析」という報告を湯浅さんがされたのですが、そこで大変重要な論点となつたのが、工場法などの普遍的な法的規制の問題です。イギリス工場法は一般的法律や権利を普遍化させる運動として、マルクスは『資本論』で大変評価したものですが、そういう観点で現代日本の問題点をもっと分析してみる必要があるのではないか。個々の分野では日本では、最賃制も普遍化されていないし、社会保障制度もそうだという風に、本来人間発達の条件たるべきものが、逆に生存競争を強め、団結を解体させる手段になっている。「憲法を暮らしに生かす」というのは、ある意味では権利を普遍化させる運動なのですね。不況下でも就業権を確保しながら、福祉を普遍化していくという風に。また支配階級の方は、生活時間をどう管理していくかをすでに問題にしているのですから、この生活時間を自由な営みの時間にどう解放していくかということも、大変重要な観点になるのではないかと思います。

統計研究の運動的課題

司会者最後に、統計指標研究会の活動の経験をふまえる形で、統計学分野の研究運動論について、お聞かせ下さい。

野沢確かに、理論的蓄積の貧困というか（笑い）、先に述べたように方法論争から出発していますから、これまでの日本の経済研究の成果の継承と問題点の討論が不十分になりがちだったわけです。ですから統計学から出発したという残滓をはやく払拭して、やはり先進国における経済民主主義実現のための諸論点にもっと肉迫しなければと思います。その場合さしあたり、剩余価値率測定の深化をはかるとか、新S.N.A.の総体的利用とか、産業構造の変革論を深めるなど、経済民主主義をみすえた作業をおこなっていきたい。そしてそのことによつて、統計学研究のいわば体质改善を試みたいと思います。とくに新S.N.A.の活用が大変重要な課題となっており、財政分野をやる人も個々

の企業分析の方も、その利用がどうしても必要となるでしょう。その意味で、私達統計グループには、その性格・仕組と利用方法を明らかにする責任があると思いますので、資本主義の研究者全体がそれを全面的に駆使できるような準備をしていきたいと思います。その他統計学の古典の再評価の作業や方法論争など、やらねばならない課題は山積しているのですが、何分統計研究者の層は余り厚くないものだから、特に切実な課題を中心に重点的にやっていきたいと思います。

司会者 研究者の数が多くないというお話をですが、現場の統計労働者の人達との交流を深めていくという展望については、どうですか。

川口 一時は、地域統計の点で、現場の統計職員の人たちと一緒にやっていこうという気運もあったのですが、なかなかいい組織者がいなくて、沙汰やみになっているのですね。

野沢 各府県の統計課の職員のなかには、地域住民の行政需要に統計の方から応えていこう、そのなかで統計の問題点などをもっと深く研究していこうという先進的な統計職員が若干ずつはあるが、おられるのです。基礎研の研究科で昨年修了論文をお書きになった榎さんなどもその一人ですね。個々にはそういう方との結びつきはあるのですが、全体的・組織的な研究者との結びつきはまだ十分ではないのです。この結びつきがもっと強まれば、政府の統計体系の批判的な改作とかその改革の方向なども出てくると思うのですが。

小野 最後に統計学教育のあり方についてお聞きします。たとえば有斐閣叢書から出されて

いる統計学の教科書などをみると、統計主体とか対象とか色々な手続き論だとかが、それ自体大切でしょうが、方法論主義に傾きがちで、なかなかとっつきにくい面がある。また統計の形式主義的な利用の悪弊でしょうが、数学が得意でないと統計学はやれないという固定観念もあって、近寄りがたいような圧迫感を感じるのである。

野沢 統計学は経済学の不可欠の一分野だということをもっと押しだす必要がありますね。つまり統計学は単に数量的な処理方法を教えるだけでなく、資本主義分析・現実把握を深めるきっかけとしての性格をもつことをもっと強調しなければならない。

川口 統計は、いつでも現象を把えているわけですから、その現象が本質からどう展開され、具体化されているかという過程を理解しなければ、統計分析は全く不可能なのです。その意味で、統計学は単に空疎な手づき論に終るものでは決してないと思います。

司会者 そうですね。統計がさし示す動かしがたい事実、本書はまさにその豊庫なのですが、この事実をしっかりとふまえ、その成果を学ばないと、経済理論研究も現状分析も一步も前進できないことは確かだと思います。その意味では統計研究は、今日の四分五裂した経済学の色々の流れや経済学の細分された諸分野を統一する一つの要石であり、結節点であると言っても過言ではないと思います。その点で今後の統計グループの皆さんの一層の御活躍を期待して、本日の座談会を終らせて頂きます。

野村秀和著『現代の企業分析』

田井修司

I

本書の著者である野村助教授は、いわゆる批判会計学の研究を深めるなかで、企業分析の研究に力を注いでこられた。なかでも、関西の独占分析研究会での研究成果はよく知られている。それとともに、十数年間にわたり、労働運動、消費者運動、生協運動の実践的要請に応えて、数多くのすぐれた企業分析を手がけておられる。

批判会計学は、公表会計や計数管理を経済学の視点から研究し、現代資本主義の全体像のなかで会計現象を分析することを課題としてきた。そして、個別企業次元の具体的現象として発生する会計現象の全体的で具体的な研究が深まれば深まるほど、広く国民的立場から企業の科学的真実を求めるさまざまな運動との結びつきを強めてきている。

ここでとりあげる書物、『現代の企業分析』は、こうした研究成果のうちで、科学的な会計学研究の水準を新たなる次元へ高めた画期的な労作といえよう。

のちにくわしくみるように、本書の分析は「経済学的現状認識と会計計数の解釈と利用の結合」にとくに力点がおかれている。こうした課題は、著者の論文「批判会計学の課題」(経済論叢、第103巻、第2号、昭和44年2月)にみられるように、一貫した問題意識として、真正面から取り組まれている。本書は著者の多年の実践によって鍛えぬかれた研究成果が、ここに結実したものといえよう。

著者のこれまでの企業分析に関する研究業績は、本書においていっそう整理、体系化され、豊かに発展させられている。そのために、ほぼ全面的な書下しとなっている。こうした著者の真摯な研究態度に身近に接し、教えを受ける一人として、本書から学ぶところは

すこぶる多いが、ここではとくに重要と思われるいくつかの論点を整理し、本書の紹介を試みることにしたい。

II

本書は「企業の実証的分析によって現代資本主義を科学的に認識すること」を主題としており、経済学的視点を基礎とした会計知識の全面的な活用による企業分析の研究に力点がおかれている。まず、章別構成からみておこう。

序 章 減速経済下での企業分析の課題

第一章 現代の企業・経営

第二章 分析方法論上の理論問題

第三章 分析指標の意味と限界

第四章 現代企業の分析視角

第五章 分析の実例と指標の利用法

補 論 生協運動における会計の意義

以上の構成をもつ内容は、3つの大きな視点に支えられていることに注目したい。

まずははじめは、寄生性、腐朽性分析とでもよぶべき分析視点である。独占の支配の強化と結びついた資本の寄生的、腐朽的性格の強まりのなかで、個別資本と個別企業の違いが資本蓄積上、意識的に活用されるようになってきたとする現状認識にたって、現代資本主義の資本蓄積の実態を企業次元の具体的現象を主たる対象として分析する場合、「個別資本と個別企業は、その本質的な資本蓄積上の役割や性格を概念上、明確に区別しなければならない」とされる。そして、経済学上の個別資本に対して「個別企業は、法的には、資本や利益の資本主義的私的所有性の基礎上での権利・義務を計算確定し、限定する単位である。」と規定される。

2つは、こうした企業という概念にもとづく会計数値の二面性把握の視点である。会計の計数資料は企業を計算単位として作成される。したがって、個別資本間取引だけでなく個別資本内部の取引も個別企業間取引として現象するため、簿記上、この2つの経済学的には異質の取引に形態上の差異を認めることはできない。ここに「企業間取引を内容とする企業活動を反映する会計数値の二面性—資本運動の一面を反映する側面と、計算単位の公表効果を意識した恣意的・政策的な側面—の基礎がある。」とされる。

第3は、経済民主主義の視点である。独占の支配構造に対する民主的規制は会計計数を利用した企業分析を不可欠とする。その会計計数の正確な分析、積極的な活用のためには「企業の寄生的、腐朽的活動の規制がまず第一に実現されねばならない」とされる。こうした規制の前進のなかで「会計計数は企業資本の活動の実態的反映としての性格を強めることになる。」として、経済民主主義の実現過程における計数分析の積極的位置づけが終章ともいべき補論において具体的な展開をみることになる。

本書のこうした問題意識は、相互に有機的な連関をもちつつ、本書の内容を全体として貫くものとなっている。ここには、企業主義を克服し、国民的な統一戦線を強化し、日本経済の民主的再建を展望するといった国民的運動上の課題と密着した、著者のすぐれて実践的な立場が示されている、と同時に、理論的には、個別資本と個別企業の次元上の差異を認識することによって、公表会計は制度的粉飾性によって公表効果を追求する虚構以外のなものでもないとする、いわゆる上部構造説と、会計は個別資本の価値増殖運動を資本家の意識において、会計的表現で把握するものとする個別資本説の、両者の方法論上の一面性を克服し、会計数値の二面性を総合的で、正確に理解する道が切り開かれている。

このような本書の視角にみる著者の実践的立場と理論的内容のみごとな統一は、本書が科学的会計学の研究を新しい次元に高めたとするにふさわしい内容をも

つ、一つの証明ともなっている。また、ここに著者の日頃からの研究姿勢がにじみでているものといえよう。

III

それでは、つぎに本書の構成内容にたち入ろう。序章において、現在、世界的規模で展開されつつある経済危機の矛盾の集中点の一つとして、もっともきびしい経営危機、倒産という形態での攻撃に直面する中小企業労働運動の当面する問題にこたえるべき企業分析の課題が設定される。企業内要求運動の充実、強化と、独占の支配構造全体に対する闘いの統一をすすめる企業分析に基づかれた企業主義克服の課題がそれである。それは、企業内部採算計算の正確な理解を前提として、「いうならば、現代資本主義の全体構造のなかで当該企業の正確な位置をマクロとミクロの両面から把握する」ことである。

こうした点から、まず「現代の企業・経営」のもつ基本的特徴と性格が第一章で解明される。独占が現代資本主義において決定的役割を担う、今日の歴史的規定性を土台として、巨大企業の決定的な位置をみたうえで、その寄生的構造が、剩余価値生産を担う産業資本を中心とした資本蓄積と、擬制資本市場の成立にともなう有価証券の発行と流通をめぐって展開される組織的収奪の区別と連関のもとで明らかにされる。1つは、わが国経済の二重構造にみる「現実資本の生産力としての一体化の極致と、他方における私的所有の法的で人為的な差異を形式的手段とする別会社形態による責任の転嫁と収奪の合法化」であり、他方は、独占の主要な利潤獲得手段たる金融的術策と投機を媒介とする財務的収奪と、そこにおける個別企業を公表単位とする会計の重要な役割である。さらに加えて、国家とのゆきの実態にもふれられている。

こうした独占を基軸にすえた、しかも、資本の寄生的性格に焦点をおいた経済学的現状認識をもとに、第二章は分析方法論の理論的基礎が検討される。まず、簿記の仕訳処理が企業の私的所有によって限定された

財産の増減変化しか記帳の対象としないという、資本主義会計処理のもっとも基本的な限界認識である。第2は、個別資本と個別企業の差異認識である。具体的にいえば、企業は有限責任という法的保護をもつ個別資本の人為的分割単位とでもいうべき性格をもち、それは会計計算の公表にもとづき、多様な公表効果を追求する法的、形式的公表単位となる。そのうえで会計計算が制度化されるとともに、それが会計理論によつて擁護されるとする認識である。第3は、以上にみたような会計公表単位としての個別企業の「運動」の会計的表示にみられる個別資本の運動の表示限界性と制度的粉飾性についての科学的認識の深まる度合いに応じて、財務諸表の利用可能性が増大するとする認識である。こうした点から、企業分析視点は、財務諸表分析から企業分析を解放し、個別資本としての個別独占体の現状分析の不可欠の一環として企業分析を位置づけることになる。

第三章は、以上の理論内容をふまえて、会計数値、分析指標のもつ意味と限界性が、きわめて厳密なかたちで、事例分析として展開されている。いわば、誰でも知っている初步的な簿記知識にひそむ重要な問題点の解明からはじまり、計算単位としての企業の役割を意識的に活用したりースの会計処理、さらには制度的粉飾の典型分析ともいえる損益算分析など、生きた会計数値のもつ複雑な諸要因が、著者の確かな実務認識と、すぐれた理論的方法のもとに、実にみごとに解きほぐされていく。ここでの結論ともいえる「会計計算の指標分析は全体から部分へであり、部分から全体へではない」とする指摘は、きわめて説得力のある教訓的内容として、企業分析を手がける場合、十分に吟味される必要があろう。

つづく第四章では、具体的な現代企業の分析視角がうちだされる。本章で、分析対象企業は現代日本資本主義の全体的特徴をふまえて、産業分析とコンツエルン分析のタテとヨコの線上に位置づけられる。さらにそのうえで、当該企業の属する企業集団の性格が、技術的、生産力的な意味での資本循環単位としての当

該産業関連企業集団と、産業部門ごとに配置した拠点企業間の金融的結合を軸とする、その一大複合体としてのコンツエルンの2つに明確に区分され、分析企業はより現実的な位置づけをえることになる。そして、この後者こそ著者のいう独占段階の個別資本の典型的な現象形態なのである。

IV

さて、つづいて本書の後半部分へすすもう。第五章は、これまで紹介してきた分析方法の応用が、企業分析の全体像ではなく、そのなかでの会計指標の利用という限定のもとに実例で示される。まず、有価証券報告書を資料上の事例として、分析指標の利用の仕方が全体的に検討される。つづいて営業報告書を中心とするK鉄工所と、料金値上げと関連して関西電力の決算政策の分析がとりあげられている。ここでは、序章の課題との関連で、K鉄工所の分析の意義を明らかにしておこう。K鉄工所の労働組合は、構造的不況下、三菱重工の当該業界への侵入という、中小経営の死活にかかわる事態のなかで、業務努力の手抜きや、決算操作による業績「悪化」を口実に、半数におよぶ従業員を首切り対象とした計画的「合理化」攻撃に直面する。ここでの分析は、京都の政治情勢判断と、背景資本たるK銀行の地位と役割をふまえて、企業単位計算を活用した販売会社への利益の計算上の移転、企業存続の具体的条件についてなされている。さらに、分析は、K銀行の社会的責任の追求といった戦術問題から、労働組合が今日経営を守る課題を自からの要求とする運動論上の展望にまでおよんでいる。

ここには労働者が団結を維持し、柔軟な戦術と対決の本質を認識する、いわば運動論上の材料として、分析結果が活用された生の事例が如実に示されているのである。この迫力ある実証分析は、いかに著者の分析方法論が、今日の実践的課題にこたえたすぐれた理論的武器であるかを鋭く証明するものとなっている。

本章の末尾には、分析指標の利用法が簡潔にまとめられている。個別企業の資本蓄積の現状は、成長性、

収益性、留保力という3つの指標化を内容とする「財務諸表の鳥瞰分析」によって示される。ここでの分析指標の利用法と、第三章の関係比率の批判的吟味が結合されて、会計数値の活用可能性は、具体的に明らかにされたことになる。ここにも本書のもつ実践的性格が強くでているといえよう。

いよいよ終章である。補論というひかえめな構成上の位置におかれた本章は、独占の支配構造に対する現状認識から、独占の支配構造を民主的に規制するための武器としての企業分析の発展が展望されるという今日的課題に対応した積極的内容をもっている。

こうした視点から、独占の支配構造のなかで、実践的に連帶と共同の新しい指導原理にもとづく事業を営む生協運動の会計計数の役割と利用法に着目して、その利用の新しい方向性が模索される。そこでの会計計数は、事業と組合員の暮らしと労働者の労働条件を守る生協運動の三位一体的活動を発展させるうえでの自覺的民主的な規律の基礎として位置づけられることになる。この点はすでにみた中小企業の労働運動の今日的課題とも結びつくものであり、著者はここで、国民的な運動の提起する統治能力の問題を真正面からうけとめ、それにこたえるべき企業分析の課題を具体的、実践的に提起されているのである。

以上、本書の内容を略述してきたのであるが、こうした内容から、はじめにみた分析視点が全体として本書を流れることが具体的に把握されるであろう。それとともに、分析視点に示されている著者の科学的立場、換言すれば、現実の運動が提起する課題に真正面からとりくみ、分析方法論を理論的に発展させてきた著者の研究姿勢が理解できよう。

本書のこうした問題意識の理論的基礎は、『資本論』、『帝国主義論』を中心とした著者の全体的で、かつ緻密な水準の高い古典研究に求めることができよう。本書にちりばめられた古典の引用と、その理解の鋭さがそのことをよく語っている。とりわけ本書では、寄生性、腐朽性分析は『帝国主義論』の視点でもあることが力説されている。この視点から、現代の企業分析方法論を創りあげてきたのが本書であり、まさに本書は企業経済学の書物なのである。本書の一読を働きつつ、経済学を学び、研究する本誌読者にぜひおすすめするゆえんである。

最後に、本書をめぐって座談会がもたれ、雑誌『経済』(1978年5月号)に掲載されていることを付記しておく。著者も参加され、本書について直接、語っておられる。本書をひととく際に、ぜひ参照されたい。

(青木書店、1977年12月刊、1,500円)

— 読者からのたより —

戸名氏の論文を読ませていただき、特に「技術産業の基本概念」のところはよく理解させていただきました。しかし、p. 21 でのべられている「技術論は産業論の方法論をしめすもの…」という内容は常々もっている、工業を視点にすえた、一方的な規定と思えてしかたがない。小生、漁業技術論をめざすものにとっては、中小零細企業（もちろん漁業の）が、基本的には各地の特殊な漁業技術を一つの存立条件としているものの單にそ

れだけではなく、地方の在来の労働力市場をも大変重要な存立条件としており、この意味で、社会学的アプローチも必要だと思っている。

中小企業論と技術論と、地域社会論との結合はなんとしてもやらねばならない課題である。もちろん、大すじでは近代の国独資段階の資本・技術・労働市場の分析は基礎として必要だが。

(奈良、谷村民生、30才)

政治経済研究所編『転換期の中小企業問題』

岩井 浩三

はじめに

本書は、政治経済研究所の『現代日本の中小企業』、『70年代の日本の中小企業』、『地方自治体と中小企業』につづく最新の成果である。その表題が示すように、74～75年不況後の危機的状況下のわが国中小企業を実証的に分析し、いかなる方向に「転換」しなければならないか、ここに最大の焦点がおかかれている。

この転換の方向について、市川弘勝氏はつぎの「2つの柱」を力説されており、この点が本書の核心部分であろう。

第1に、「『日米経済協力』のもとでのエネルギー食糧の対外依存型の経済を国内での開発の可能性を最大限に汲みつくし自給向上型に切りかえ、国内で調和のとれた産業構造を確立すること。」

第2に、「60年代以来の『高度成長』過程のなかで、財政、金融、税制をつうじ、また独占価格の形成維持を通じて、大企業の高い資本蓄積を助長させてきた仕組みを変え、独占資本に対して民主的規制を加えつつ、国民生活や農業、中小企業を発展させる方向に転換させること。」

すなわち、これまでの「政策と体制」を根本的に転換する展望にたって本書は編まれている。いいかえると、本書は、今日の中小企業の問題を経済的民主主義と国民生活の必要にそし、転換を提起することによって、中小企業の防衛、発展の可能性を示しているといえよう。中小企業の民主的育成の展望論とでも呼ぶべき本書のような書物が必ずしも多くないなかで、中小企業の経営動向にかかる仕事をもつ筆者がもっとも関心をもったのもこの点である。

I

経済的民主主義と国民生活防衛の観点から中小企業の存立条件をもっとも総括的に示したのは、第2章の中山論文である。

中山論文は、今日の中小企業の国民経済的意義と存在状態＝事業分野に言及し、中小企業の積極的役割に光をあてている。すなわち、今日わが国の中小企業は、1つは消費財、軽工業、卸・小売、サービス、建設など、個人生活に直接関連する分野に集中していること、また製造業の大半は大手の下請け企業としてか2、3次の下請けとなって存在していること。さらに流通部門では、商社などの支配系列に組みこまれていること、の存在条件にあって、高度成長期をつうじ、つぎのような役割分担を担ってきたとされる。

その第1点が「高度成長」期の重化学工業中心の産業育成政策のもとで、その部分的な補完部隊としての下請企業群としての役割。第2点が比較的労働集約的な軽工業消費財部門の担い手として。第3点は、消費者の多様なニーズに応えるべく発展した新しい産業分野の担い手として発展してきたということである。とくにサービス部門の中で大きな役割を占めてきている。

氏は、「中小企業が現に増大しつづけていること、その役割が大きなものであるということ、と中小企業のこれまでの存立条件が満足できるものである、ということとは別だ」として、中小企業の存立条件の歴史的性格、「近代化」政策、「適正規模」論などを批判し、今後の展望をつぎのように与えている。

「今後の課題は、中小企業とそこで働く労働者が、みずから熟練と社会的機能に自信をもって、経営を維持する方向に組織化することであろう。中小企業の

600万という大量存在は、遅れとか古さによって説明しきれるものではない。ただ、政策上の「差別」や上からの「支配」を排除しなければ、社会的・経済的な地位が向上しえない。組織化の方向も、上からの「集約化＝独立性の喪失」の方向ではなく、下からの「協業化＝独立の維持・強化」の方向によって進められねばならない。」

氏は、このような展望にあたって、中小企業の社会的機能・役割と国民生活の必要という視点を強調している。たとえば、「中小企業の商品とサービスが豊富にあればある程、消費者利益につながる。」という見解がその一つである。すなわち、中小企業がたんにそれ自体のセクト的欲求としてだけでなく、その社会的機能、国民生活の福祉向上と結びついたところで積極的意義を担っていくことの重要性である。中小企業の社会的ないし国民福祉的にもつ積極的意義については、中山氏はさきの『地方自治体と中小企業』でより積極的に展開されている。やや本書の「書評」からの逸脱になるかもしれないが、同書よりその基本点を示しておきたい。

① 国民生活を守る立場では、企業の付加価値生産性の高低、量産化は直接に問題ではない。消費生活にとって必要なものが、安定して供給されるべきなのである。そのいみで中小企業の商品とサービスは豊富にあればある程消費者利益につながる。中小企業の広範な存在こそが、所得拡大に伴う需要の拡大にこたえられる。② 大企業優先の経済政策は、分散的で個性的な消費需要を、大量生産の規格品、独占価格の商品によりおしつぶし、結果として消費生活を「操作」する。③ 小零細、職人層が淘汰されてしまうと、その熟練、社会的機能は再び回復されることなく、アメリカのような高度に発達した資本主義ほど、消費生活は単調になり、実質的には貧困になる。④ 現在のような都市化の進行のもとで、相互に連携のない精神的サバクの中で、真に市民の消費生活を向上させ安定させるには、都市や地域の独立勤労市民がその要めの役割を果たす以外にない。⑤ 中小企業は異質多様であるが、集約化したり、単純に合理化したりすれば、か

えって生命力をなくす。以上の5点は、今後の展望を見出す上で極めて積極的な提起である。

消費者利益＝国民生活防衛の立場からの中小企業の社会的役割の認識は、民主的中小企業育成を構想する重要な論点であるといえよう。

II

中小企業の社会的機能＝国民福祉の観点から積極的に位置づける議論は、地域自治、地域振興と中小企業を論じた二場邦彦論文でより積極的に展開されている。すなわち、中小企業が地域の産業として地域自治の担い手に発展しうる条件をもっていることを、氏は積極的に明らかにしている。

まず、巨大企業中心の産業振興政策の問題点として、「① 資源を多消費するわりに付加価値が小さく、地場企業への波及も期待される程大きくなく、加えて所得の県外流出度も高く、住民のくらじの向上と直結しない。② 資源の多消費は公害を激しくし、また環境破壊過密都市問題などもあり、くらしの諸条件の破壊をもたらす。③ 直接の競争或は地域の労働力の吸収を通じて地場産業や農業を破壊するが、それに替って作られる巨大企業及び下請群を中心とする単線型の経済構造では景気変動に伴う経済の不安定度が増大する。④ 巨大企業の支配は量産・量販による製品の画一化、くらしの内容の規格化をもたらし、中小零細企業が提供していたような個性のある多様で入念な商品の提供が行われなくなる。⑤ 工場誘致条例によった場合には、進出企業に一定期間の固定資産税免除などの特権が認められ、他方、工場周辺の環境整備、人口集中に伴う都市問題への対応など巨額の財政支出が必要となり、そのしわよせが住民に向けられ、自治体の財政構造が誘致された巨大企業本位のものになり、住民のくらしに奉仕するものでなくなる。」といったことを指摘する。要約すれば「独占的な資本に依拠して暮しを豊かに出来ない」ということである。

それに対し、中小零細企業の場合、「① 独占的な資本による取扱を受け、低収益と劣悪な労働条件を余儀なくされている企業であるので、その発展を指向する

には独占資本との関係を改善しなければならず、この点で地域住民の利害と基本的に一致しており、統一行動をとりうる基盤がある。②『自営業者の場合にもっとも明確なように、自らが地域の居住者であり、したがって他の住民と共に共通の基盤をもっている。』(『京都民主府政——その到達点と課題』島恭彦監修)、③『労働者や得意先、関連業者などが立地地域内に得ていることが多く、一般的に現地内を遠く離れて営業するには障害が多い。そこに何としてでも現在地での営業に、住民の支持を得ようという基本的態度をとりうる基盤がある。』(前掲書)。以上3点から、中小零細企業は地域破壊、住民の暮らしの圧迫を深くかつ大規模には行いえない性格を持っており、住民運動などとの対立関係を通じて、終極的には地域社会に対して責任をもった経営を行い、地域作りに参画しうることがわかる。さらに④『地方市場を対象とする製造業や商業・サービス業にみられるように、大部分の中小(零細一二場氏)企業は商品や各種のサービスを直接住民に提供しており』(前掲書)、その多様さ、新鮮さ、入念さなどを通じて、地域の暮らしを豊かにする上でかかしえない存在である。⑤『多種多様な中小零細企業の存在は、地域の所得水準を高めるとともに人口流出を抑制し、景気変動に対する抵抗力を強める機能を有しており、地域社会を維持する上での貢献度は大きい。』という特徴と役割をもっていることを述べる。したがって、地域産業振興政策は「巨大企業の生産力を統制して活用する」と、同時に、中小零細企業が地域住民の暮らしに貢献するという本来の役割を充分はたしうるように、かつまた蓄積の弱さから生じる生産性・技術力などの不利な点を克服し、住民の諸要望に一層よく応えうるよう』(傍点筆者)に系統的なものでなくてはならないとする。

このように、中小企業は消費者利益、地域自治の担い手という観点から正に認識され、民主的育成論への重要な契機があくままれていると考えることは重要であろう。「転換」期の経営不安と諸困難に呻吟する中小企業者たちが立ちもどるべき原点をてらしているという点でも、またこうした方向への中小企業の民主

的育成論、民主的経済政策の具体化という点でも重要なと思われる。

本書は、中小企業の社会的機能、国民福祉の立場からのこうした論点をさらに示している。列記すると、さきの中山論文では「大企業でも多種少量生産による製品多様化をとり入れるため、零細下請の利用を深める消費財分野」が存在していることを述べ、中小零細企業が、国民の需要の多様化に貢献していることを指摘している。また、第4章の池田論文では、「専属型」下請け企業パターンから「自立型」下請企業への新しい動きを述べる中で、間接的に下請企業が新しい技術開発の担い手として登場してきていることを示唆している。

また、第5章の近藤論文では、中小零細小売商業者の闘いが、単に業者だけの運動でなく、地域住民との団結のもとで発展してきていることを指摘する。そしてその要因として巨大ショッピングセンター等が、住民を無視した「商業公害」をひき起こしていること、企業本位、利益追求本位の大型店の進出は、決して消費者の利益につながらないばかりか、サービス低下をもたらしていることなどをあげている。また、消費財の物流末端である小売店舗は、メーカーの出先の出城でなく、市民生活の砦であるという自覚が市民の間に自覚されてきたことを上げている。

以上のような視点にたって、中小企業の社会的機能、役割をとらえるとき、民主的中小企業政策は、その積極的な展開を求められているといわねばならない。

とはいへ、経済的民主主義と国民福祉の観点からの中小企業の民主的育成の可能性は、現下の経済危機と国といわゆる「知識集約化」政策=「転換」政策にあって決して楽観できない。否、中小企業の競争淘汰と日本産業の「寄生産業」化の道を歩んでいるかにみえる(大林論文参照)。それだけに、国民生活の観点から中小企業の民主的育成の展望をもつ実在的な運動がこれを担うことが必要であろう。その一つが業者自らの経営権の防衛のための運動であり、いま一つが労働者の労働と生活の権利擁護を担う運動であることはいうまでもない。

III

今日、国民生活の観点からみた経営権、労働権、生活権擁護の反独占的なエネルギーは、充满しているといつてよい。問題は、これらが経済的民主主義の方向で組織化される体制と政策が浸透することであろう。

まず第1に問題になるのが、大企業の海外進出とそれに伴う逆輸入という形で、輸出関連中小企業ばかりでなく、国内中小企業の経営基盤がくずされていることである。その端的な例が「韓国」からの、和装品逆輸入の問題である。これを「国際分業論」の立場からは認するものもあるが、自国の中小企業を犠牲にしての「産業振興政策」は、国民の立場から決して肯定はできない。

第2に、中小企業分野への大企業大資本の進出の問題がある。流通の分野における大スーパー、百貨店の無暴な進出は、今、全国の中小小売商店につよい打撃を与えている。また、生産サービス分野においても、従来、中小企業分野に入っていたクリーニング業、豆腐業等への大企業の進出が急速に進展している。これらは、直接中小零細業者の死活の問題にも結びついているだけに深刻である。したがって、そうした大企業の進出には、直接被害を受ける中小零細業者の救済の道を明確にしないかぎり、進出は容認すべきでない。ことに先に述べたように消費者利益及び地域経済発展にとり、中小零細の育成こそ真にプラスになるという考え方からすれば、大企業の進出規制は当然現時点でも是認しうるものである。

第3に、大企業の限度を超えた下請中小企業への圧迫の問題である。親企業という立場を利用し、コストの引き下げ、支払現金率の極度な減額、手形サイトの延長等は、いたずらに中小企業に犠牲を強いており、「自由競争」の面からも決して公正とはいえない。

第4に、金融、税制における大企業優遇を改めることである。実質金利でみても、融資率をみても、中小零細業者は明らかに不利な立場におかれている。更に税制においても、大企業以上の負担を強いられている。こうした状況を容認する理由は何もない。少なくとも公正な条件に是正することは当然である。

中小企業の経営権を経済的民主主義と社会的公正にてらして防衛していくためのこうした措置を自主的な運動と普遍的権利として制度化していくことであろう。他方、労働者にとっては、つぎの2点が大切であろう。労働権、生活権のためには、

第1に、全国一律最低賃金制度の確立を軸とした労働条件の改善の問題である。既存の条件では、すぐにそれを実現することは、徒らに中小企業を犠牲にすることになるので、一定の段階を踏まえることは当然必要である。とくに既存の中小企業に対しては、それに向けて一定の補助政策及び保護政策が必要であり、社会的にも是認されよう。また新しく誕生する中小企業に対しても、一定の条件を付すことは止むをえないところである。

第2に、雇用問題、福祉政策等の関連を明確にしていくことである。雇用面においては、既存の中小企業が民営非一次産業中80%を担っているが、これが適切かどうかは、全産業的な規模で考えていく必要がある。大企業の「合理化」攻勢による「人員整理」は、大量の「労働予備軍」を発生させ、それが中小企業の著しい低賃金長時間労働のひとつとなる要因となっていることも事実である。更に福祉政策の遅れは、インフレの進行とあいまって中小企業に働く労働者、勤労者の生活不安をつのらすばかりである。したがって、こうした国民生活防衛の観点から広く中小企業問題を位置付けていくことも極めて重要であるといえる。

本書は、中小企業者と労働運動についても以上のような論点を提示し、いっぽん的に「政策と体制」の転換を論ずることなく、さまざまなレベルでこの転換=経済的民主主義のための契機を示しているといつてよい。

とくに、国民生活の観点から中小企業の積極的な存在意義を明らかにし、その積極的な展開を経済的民主主義のための主体的力量の形成と、民主的中小企業育成の可能性を「政策と体制」の転換の展望にむすびつけて提起していること。ここに本書の特色と意義があるといえよう。（新評論、1975年5月刊、1,500円）

（筆者 研究生・事務労働者）

岡山県の被服縫製業の調査を終えて

下野克己

I. はじめに

織維工業が各国の産業資本主義の確立過程における主導的工業であったことは、既に周知のことである。第2次世界大戦前の日本においては、織維工業は産業資本主義確立過程の主導的工業であるのみならず、独占資本主義確立過程たる大正後半以後においてさえ代

表的な輸出工業として、日本資本主義経済の拡大再生産の決定的な一つの環として成長していた。明治時代や大正時代の織維工業の中心的な部門は、製糸業・綿紡績業・綿織物業の3つの部門であった。

第2次世界大戦後においても織維工業は、昭和30年代前半迄の日本資本主義経済の重要な工業的基盤であった。その後の高度経済成長政策の進展により、織維

第1表 主要織維糸・織物生産高

織維種類別	年次別・糸・織物別			主要織維糸生産高(千t)		主要織物生産高(百万m ²)		
	1966	1971	1976	1966	1971	1976		
Ⓐ+Ⓑ 糸・織物総計	1,687	2,259	2,037	6,732	7,527	6,561		
Ⓐ 化学織維糸・織物合計	856	1,431	1,325	3,104	4,249	3,744		
①+② 合成織維糸・織物合計	460	1,051	1,095	1,443	2,818	2,808		
① 合成織維長繊維糸・織物	200	531	567	581	1,347	1,469		
うち ビニロン	6	9	6	18	21	16		
ナイロン	134	294	285	335	629	537		
アクリル	—	2	3	—	—	—		
ポリエステル	37	194	251	194	600	768		
② 合成織維紡績糸・織物	260	520	528	862	1,471	1,340		
うち ビニロン	57	71	26	167	180	69		
ナイロン	10	9	5	59	18	4		
アクリル	74	200	259	41	94	185		
ポリエステル	100	233	235	571	1,131	1,016		
(1)+(2) 再生織維・半合成織維糸・織物合計	397	380	229	1,671	1,439	928		
(1) うち 長繊維糸・織物	141	121	109	688	628	366		
(2) 紡績糸・織物	256	259	120	984	811	562		
Ⓑ 天然織維糸・織物合計	831	828	712	3,628	3,279	2,827		
うち 綿糸・綿織物	522	534	498	2,913	2,482	2,237		
毛糸・毛織物	164	179	159	345	424	374		
絹糸・絹織物	21	22	21	175	197	163		
麻糸・麻織物	105	82	33	152	133	33		

(注) ①の合成織維長繊維糸の項のうちわけはフィラメントとモノフィラメントの計である。

(出所) 日本化学織維協会編『化織ハンドブック1978』40~51ページより作成。

岡山県の被服縫製業の調査を終えて：下野

工業の占める比重は急速に低下させられていき、今日においてはかつての花形産業の面影はどこにもみられない斜陽産業といわれている。この過程で、繊維工業自体の生産過程の内容にも大きな変革がみられたのである。

その第1は、繊維素材（労働対象）の面での変革である。産業資本主義確立過程の日本においては、まゆの繊維と綿花の繊維という天然繊維が主要な繊維素材であった。その後、天然繊維である羊毛の繊維と化学繊維である木材パルプの繊維（再生繊維としてのレーヨンとスフ）が、主要な繊維素材として成長した。昭和30年代以後においては、石油精製製品を中心とする非繊維的原料から繊維を化学的に合成する合成繊維工業が急速に台頭した。今日、第1表にみられるように、ポリエステルを筆頭とする合成繊維製品は糸でも織物でも、綿繊維を中心とする天然繊維製品を凌いで大きな比重を占めるようになっている。その第2は、工業的領域の面での変革である。かつての繊維工業

は、木綿栽培業・牧羊業・養蚕業などで植物や動物の体内の物質代謝によって纖維化された纖維原料を、主に物理的に加工する工業であった。そして、綿花・まゆ・羊毛の繊維から糸を作ること（紡績業・製糸業）とその糸を縦横に組み合せて布を作ること（織物業）との2つの加工段階で、主に機械制工場生産化が進展したのであった。今日の繊維工業においては、まず繊維そのものを化学的に合成したり再生したりする加工段階が、機械制工場生産化されて重要な位置を占めている。これは『工業統計表』では、「化学工業」のなかの「化学繊維製造業」として表示されている。そして物理的加工を主体とする加工段階においても、糸を作ることや布を作ることに加えて衣服を作ること（縫製業）が、機械制工場生産化された加工段階として、日本の繊維工業に含まれるようになった。これは第2表にみられるように、洋装化の進展により既製服化率が高まったことに基盤を持っており、『工場統計表』では「衣服・その他の繊維製品製造業」として表示さ

第2表 既製服化率の推移

(単位 %)

紳士服

	合 冬 用 コート(1)	礼 服	背 広	替 上 着	替 ズボン	ジーンズ	セーター, カーディガ ン類 (2)
昭 46	92.5	37.5	45.2	88.5	89.6	—	97.6
47	92.9	49.4	50.1	94.8	93.8	98.9	99.5
48	92.7	56.5	50.7	93.6	95.0	99.0	97.4
49	94.6	60.8	60.1	91.4	94.5	98.8	98.2
50	95.3	70.0	61.9	94.1	96.1	99.2	98.5

婦人服

(単位 %)

	合 冬 用 コート(1)	ブレザ ー ジャケッ ト	スー ツ	ワンピー ス	スカート (ジャンバ ー・スカー トを含む)	スラック ス, パンタ ロン, ジー ンズ	セーター, カーディガ ン類 (2)
昭 46	72.4	82.5	45.5	63.0	79.8	91.8	95.2
47	81.8	87.5	62.4	64.6	88.5	92.7	96.3
48	84.1	87.5	66.8	64.8	81.1	92.7	95.4
49	89.6	88.3	66.7	71.8	85.5	94.5	97.2
50	89.0	94.6	71.4	78.7	88.9	96.4	97.8

(注) 1. 合冬用コート：スプリングコート、丈の短いコートを含む。

2. セーター、カーディガン類：サマーセーター、ボロシャツ、Tシャツを含む。

(出所) 国際羊毛事務局（50年の調査方法は、年間固定サンプルに対して日記式調査方法である）

通商産業省生活産業局編『明日のアパレル産業』（1977年）53ページの表2-6。

れている。

この2つの面での変革を現実化していった生産設備や労働内容・労働力構成などについてふれる紙数はないが、本稿で問題としている被服縫製業とは、この「衣服・その他の繊維製品製造業」で、主要な部分を占める「外衣製造業」と「中衣・下着製造業」のことであり、その岡山県での実態調査に関係したものとして簡単な感想を、これから報告しようというわけである。

II. 調査課題の考え方と調査活動の内容

今回の被服縫製業の実態調査は、私が自主的に研究情勢分析を行って独自に取りかかった調査活動ではなかった。それは岡山県中小企業団体中央会と岡山県被服工業組合とから、私を含んだ3人が委託をうけたも

のである。この調査の課題については、昨年11月に調査資料作成のために岡山県被服工業組合の組合員企業に対して行ったアンケート（実態調査表）に、次のように書かれている。

この調査は、昭和52年度政府指定事業として予算化された「組合等が直面する問題に関する調査研究事業」で、岡山県被服工業組合として組合員が現在直面している流通システムの改善と取引近代化についての実態を明らかにして、専門委員によりこれを研究し、近代化・合理化の道を探るものであります。

これを被服縫製企業の側からいかえると、その製品である外衣・中衣・下着などがどのように卸問屋や小売店を経て消費者に購入されるのが合理的か、被服縫製企業から川下の流通経路のあるべき状態の研究をせよというわけである。確かに、最近の成長製品であ

第3表 岡山県の被服縫製関連繊維工業の統計

産業別	事業所数(カ所)			従業者数(人)			製品出荷額(百万円)		
	昭和45年	48年	50年	45	48	50	45	48	50
合計	13,594	13,486	13,182	227,833	230,765	221,556	1,469,679	2,290,539	3,274,818
21 衣服、その他の繊維製品製造業	2,679	2,385	2,319	32,711	35,359	33,857	89,546	153,997	182,986
[211] 外衣製造業	2,366	2,019	1,927	28,224	30,755	28,977	81,665	140,139	167,943
2111 男子服製造業	294	277	239	5,301	6,551	5,474	15,132	29,329	29,085
2112 婦人・子供服製造業	181	296	423	3,475	5,044	6,546	5,710	13,853	22,389
2113 作業服製造業	1,493	1,138	966	12,080	13,411	11,791	30,402	61,622	73,030
2114 学校服製造業	398	308	299	7,368	5,749	5,666	34,042	35,335	43,439
[212] 中衣・下着製造業	103	118	112	2,282	2,330	2,394	3,309	6,305	5,232
2121 中衣製造業	37	36	42	677	762	1,030	1,051	2,520	2,415
2122 下着製造業	53	66	56	1,302	1,283	1,006	1,790	2,808	1,835
2123 補整着製造業	13	16	14	303	285	358	468	978	982
20 繊維工業	1,840	1,934	1,786	27,447	25,034	20,533	77,307	123,348	117,777
202 紡績業	26	33	20	6,382	4,039	4,162	24,037	26,486	28,078
203 ねん糸製造業	784	838	753	2,861	2,747	2,259	7,237	8,539	8,439
204 織物業	494	528	518	7,978	8,385	5,547	21,467	42,699	34,570
205 メリヤス製造業	128	132	121	3,941	3,998	3,469	6,381	14,452	17,754
206 染色整理業	47	44	46	1,285	1,188	1,206	4,532	6,965	9,824
26 化学工業	115	107	114	14,910	14,529	14,999	239,472	369,744	569,449
264 化合繊製造業	7	7	9	6,373	6,197	5,897	87,224	86,796	65,347

(出所) 『岡山県の繊維産業調査表』(昭和53年3月)より作成。

ったジーンズについても「オーバーストア現象」がいわれており、この問題は重要なことにはちがいない。とりわけ岡山県の場合には、第3表で明らかのように、被服縫製関連織維工業の中では被服縫製業が最大の比重を占めているだけに、そのことは余計に重要であるといえそうである。

しかし、私達は今回の調査活動をこの部分だけに限定はしなかった。それは3人のうちに私のようなマーケティング関係については全くの素人がいたということにもよるが、そもそも今日の被服縫製業は化学織維製造業・紡績業・織物業などの他の被服縫製関連織維工業と切り離しては論じられないと思われたからである。例えば、去る4月6日に大手被服縫製企業のヴァンチャケット(VAN)が会社更生法の適用を申請したというニュースに関連した記事をみても、化学織維製造業から織維製品小売業に至るまでの織維産業全体にわたって進展している大きな構造的变化と無関係には論じられないといえるのではないかろうか。全国的な被服縫製業(第4表の出所である『明日のアパレル産

第4表 アパレル製造業の概要

	事業所数	従業員数(千人)	出荷額(10億円)			附加価値額(10億円)		
			昭38	昭48	昭38	昭48	昭38	昭48
製造業 (48/38)	563,206 100	708,447 (1.26)	% % %	% 100 (1.23)	% 100 (1.23)	% 100 (4.34)	% 100 (4.34)	% 100 (4.70)
化 学 織 繊 製 造 (48/38)	440,01	68 0.01 (1.35)	75.8 0.8 (0.88)	66.5 0.6 (0.88)	316.3 1.3 (2.69)	852.1 0.8 (2.69)	135.2 1.7 (2.69)	399.0 1.1 (2.35)
織 繊 工 業 (メリヤスを除く) (48/38)	83,408 14.8	98,758 13.9 (1.19)	1,164,412.0 940.1 (0.81)	7.9 2,069.9 (0.81)	5,378.7 5.2 (2.60)	617.8 7.7 (2.60)	2,067.8 5.5 (3.35)	
ア メ リ ヤ ス 製 造 業 (48/38)	11,934 2.1	17,934 2.5 (1.50)	160.9 1.7 (1.41)	227.1 1.9 (1.41)	271.6 1.1 (1.41)	1,175.4 1.1 (4.33)	88.9 1.1 (4.33)	407.8 1.1 (4.53)
ア パ レ ル 衣 服 製 造 業 (48/38)	22,326 4.0	30,660 4.3 (1.37)	266.9 2.7 (1.62)	432.3 3.6 (1.62)	312.8 1.3 (1.62)	1,377.3 1.3 (4.40)	111.5 1.4 (4.40)	609.0 1.6 (5.46)
ア パ レ ル 小 計 (48/38)	34,260 6.1	48,594 6.9 (1.42)	427.8 4.4 (1.54)	659.4 5.5 (1.54)	584.4 2.5 (1.54)	2,552.7 2.5 (4.37)	200.4 2.5 (4.37)	1,011.8 2.7 (5.05)
そ の 他 の 織 繊 製 品 製 造 業 (48/38)	4,271 0.8	7,772 1.1 (1.82)	43.0 0.4 (1.50)	64.5 0.5 (1.50)	72.3 0.3 (1.50)	330.6 0.3 (4.57)	23.5 0.3 (4.57)	115.3 0.3 (4.91)
織 繊 製 造 業 計 (48/38)	121,983 21.7	155,192 21.9 (1.27)	1,711,017.6 1,730.5 (1.01)	3,042,912.8 9,114.1 (3.00)	976,912.1 8.8 (3.00)	3,593,9 9.5 (3.68)		

(注) 1. %数字は製造業に占めるウエート。カッコ内は48/38年比。

2. 「メリヤス製造業」は、日本標準産業分類205を指し、「衣服製造業」は、日本標準産業分類21から219(その他織維製品製造業)を除いたものと指す。

(出所) 通商産業省生活産業局編『明日のアパレル産業』(1977年) 77ページの表3-1-1。

業』では、メリヤス製造業に含まれているメリヤス縫製業と衣服製造業とをあわせたものをアパレル製造業といっているが)の状態を第4表でみると、岡山県の場合のように被服縫製関連織維工業の中で中心的位置を占めているとはいえないが、まだ川中の織維工業の比重が高い。川下の被服縫製業の重要性が近年論じられているが、特に企業構成などにみられるように、川上の合織製造業や川中の紡績業などの再編成の進行と密接に絡み合って、被服縫製業の成長策がとられていることに注意したい。私達の調査活動も、アンケートは被服縫製企業自身の生産・仕入・販売・今後の対策に関する約30項目であったが、聞き取りや見学は川上の合織製造企業から川下の織維製品小売店までの織維製品の流通経路の全段階に対して行うこととしたのである。

他の2人はほかにも多くのところに聞き取りや見学に出かけており、3人では50数カ所となろうが、私が直接に出かけたところは次の30数カ所であった。

まず川上・川中の合織・紡績・染色・織物などの加工段階では、東レ大阪事務所、帝人岡山出張所、倉敷紡績本社、東洋紡テキスタイル、岡山紡績、三英商事、岡山工場(織物)、貝原織布(染色・織物)、吉河織物、備中織物構造改善工業組合、岡山県工業技術センターなどの8社1組合1研究施設で、聞き取りと見学を行い、この加工段階と被服縫製加工段階との結合を媒介している商社として、伊藤忠商事岡山支店と丸紅岡山支店とで聞き取りを行った。

被服縫製加工段階そのものでは、三啓被服(ジーンズ)、タカヤ商事(ジーンズ・作業服)、有岡被服(作業服)、尾崎商事(学生服・体育衣料・男子服・シャツ)、ビッグベル(ジーンズ)、ボブソン(ジーンズ)、ジョンブル(ジーンズ)、大川被服(作業服・学生服)、丸万被服(子供服・学生服・体育衣料)、協同組合児島縫製センターおよび奥村被服(男子服)など10社1組合で聞き取りと工場見学を行った。被服縫製企業の全県的乃至全国的組合としては、岡山県被服工業組合、広島県被服工業協同組合、日本衣料縫製品協会の3カ所で聞き取りを行い、そのほか協同組合岡山県被服配

送センター(共同配送)、協同組合富山県ニット工業センター東京デザイン開発配送センター(製品企画・共同配送)、東京重機工業ソーイングセンター(縫製技術)、日本ユニホームセンター(製品企画)の4カ所で聞き取りと見学を行った。

被服縫製製品を中心とする織維製品の卸・小売段階では、大阪船場織維卸商団地協同組合、丸紅織維流通センター、協同組合新大阪センシティ、協同組合岡山県卸センターおよび中国布帛・新田商事などで聞き取りと見学を行い、そのほか被服縫製業に密接な関係をもっている行政機関では、岡山県の商工部工業振興課と中小企業総合指導センターと井原市役所の商工労政課で聞き取りを行った。

かなり多数のところで聞き取りと見学を行ったが、何しろ6カ月という短い期間内に実態調査表の整理・分析も行って、調査報告書(約100ページの予定)にまとめるという強行軍なので、作業の遅い私などについてはこれらの聞き取りや見学を行った成果に関してはまだ未消化のままであり、これからぼつぼつそれらを総合的に把握していくこうとしているのが正直なところである。

III. 調査対象としての岡山県の被服縫製業

まず岡山県の被服縫製業全体の概様を、岡山県商工部工業振興課編の『岡山県の織維産業調査表』(昭和53年3月)、通商産業大臣官房調査統計部編の『昭和50年工業統計表産業編』・『同品目編』(昭和52年10月)を用いてまとめてみよう。

昭和51年の岡山県の被服縫製業の生産点数は、服類(外衣類)が75,341千点で全国生産点数の20.3%を占め、中衣・下着類が19,702千点で同じく8.7%を占めている。出荷金額でみると、作業服ズボン、スカート、スラックスの41,594百万円(全国合計の48.4%)・作業服上衣の18,812百万円(同17.7%)・少年用学校服上衣、オーバー、コート類の15,017百万円(同73.7%)・男子、少年用学校服ズボンの13,725百万円(同87.8%)・男子、少年用背広服ズボンの9,188百万円(同15.9%)・

第5表 回答企業の所在地(業種別)

記号	業種 所在地	④ 男子服	⑤ 婦人服	⑥ 子供,児童服	⑦ 学生服	⑧ 制服	⑨ 作業服	⑩ 事務服	⑪ (スポーツジーンズ)	⑫ (スポーツジーンズ)	⑬ (スポーツジーンズ)	⑭ 中衣類	⑮ その他	⑯ 35%以上 の業種の ないもの	⑰ 35%以下 の業種の ないもの	⑱ 回答企 業の 合計	組合員 企業数	回答率 (%)	
														11	12	91.7			
業種別合計		20	6	9	26	3	29	17	7	1	3	8	129	171	75.4				
井原市		2				1	8								11	12	91.7		
笠岡市		1			1		1								3	5	60.0		
倉敷市(児島以外)		1	1	3	2	1	2	1	2			1	1	15	17	88.2			
倉敷市児島地区		16	3	3	20	2	20	6	5	1	1	1	4	81	117	69.2			
玉野市								4							4	5	80.0		
児島郡								1							1	2	2	100.0	
岡山市		1			2	3			2				1	2	11	11	100.0		
邑久郡		1			1										2	2	2	100.0	
田の口・唐琴		2	2			6		6	1	4	1			1	23	29	79.3		
下の町		4				5	1	5	1					1	17	26	65.4		
上の町		1	1					1	1						4	5	80.0		
小川				1				1		1					4	9	44.4		
柳田町					1			1							1	3	3	100.0	
稗田町		2				2		1	1						6	12	50.0		
味野・(上城)		3				1	1	2							7	9	77.8		
赤崎・通生		3			2	3		1	2						1	12	16	75.0	
塩生・林		1				2		2							5	8	62.5		

→倉敷市児島地区の町名

スポーツ用ズボン、スカート、スラックスの6,511百万円（同33.4%）・スポーツ用上衣の5,007百万円（同21.4%）などが主要製品である。つまり、岡山県の被服縫製業の製品では、作業服類・学校服類（男子用）・スポーツ服類などが目立っており、これらはどちらかといえばファッショニ性が薄く定型的な製品類である。そのことは昭和50年の被服縫製関連繊維工業の統計をみても、全国的な外衣製造業の製品出荷額は婦人、子供服・男子服・作業服・学校服の順であり、学校服製造業は中衣製造業や下着製造業よりも小さくなっているのに対し、岡山県の外衣製造業の製品出荷額は作業服・学校服・男子服・婦人、子供服の順であり、中衣製造業や下着製造業は婦人、子供服製造業の4分の1以下という小さい比率しか占めていない状態として現われている。

また、全国的な被服縫製業の製品出荷額（外衣製造業が85%、中衣・下着製造業が15%を占める）は、川中の繊維工業（紡績業・ねん糸製造業・織物業・メリヤス製造業・染色整理業の合計）と比較すると29%であるのに対して、岡山県のそれは176%と著しく川下の被服縫製業（外衣製造業が97%を占める）が肥大化していることがわかる。

このような岡山県の被服縫製業における主要製造企業の殆どが結集しているとみられる岡山県被服工業組合の、組合員企業の概要をいくつかの表を用いてまとめてみよう。

第5表は、組合員企業171社の所在地と実態調査表の回答企業129社（回答率75%）の業種別の分類である。所在地としては、倉敷市児島地区（68%）を中心とする倉敷市・井原市・岡山市3市に92%という圧倒的な部分が集中している。業種別では、作業服、事務服の29社・学校服の26社・男子服の20社・ジーンズ、トレーパン類のスポーツ服の24社などが多く、これらの4業種に回答企業の77%が集中している。

第6表は、回答企業129社（以下の表は全部これである）の従業者規模別・年商規模別・創業年次別の分類である。創業年次別では、昭和21～30年が47社（36.4%）と比較的多くなっており、大正以前は7社（5.4%）で少ない。従業者規模別では、299人以下が122社（94.6%）で殆どが中小企業の範疇に含まれることとなるが、昭和48年で従業者50人以上の企業が約5.7%しかなく、極めて小規模零細性を示している全国的な衣服製造業の実状（『明日のアパレル産業』の9ページを参照）と比較してみると、従業者50人以上の企業

第6表 従業者規模別・年商規模別・創業年次別企業数（社）

規 模 別		創業年次	大正以前	昭和 1～20年	21～30年	31～40年	41年以後	合 計
△従業者規模別▽	(I) 300人以上	1	5	1	0	0	0	7
	(II) 299～100人	1	9	17	4	3	34	
	(III) 99～50人	1	8	10	8	2	29	
	(IV) 49～20人	1	5	12	9	6	33	
	(V) 19人以下	3	5	7	6	5	26	
	合 計	7	32	47	27	16	129	
△年商規模別▽	① 30億円以上	1	6	4	1	0	0	12
	② 30未満～10以上	1	8	9	2	2	2	22
	③ 10未満～5以上	1	2	16	6	6	31	
	④ 5未満～1以上	1	13	17	12	6	49	
	⑤ 1億円未満	3	3	1	6	2	15	

岡山県の被服縫製業の調査を終えて：下野

が70社（54.3%）もある岡山県被服工業組合の組合員企業は、かなり大規模な層を中心に結集したものであるといえよう。年商規模別では、5億円未満～1億円以上に49社（38.0%）と比較的多数の企業が集まっているが、10億円未満の企業が95社（73.6%）と約4分の3に達しているが、30億円以上も12社（9.3%）あり、このうち半数の6社は60億円以上というかなり大規模な企業である。

そして、この従業者規模別と年商規模別とは第7表にみられるようにほぼ相関関係があり、被服縫製企業の労働集約的性格がかなり明確に現われている。この両者と創業年次別との対応をみると、古い企業は概し

て規模が大きいという状態ではないが、昭和31年以後の企業の中では、それほど急速に成長した企業は多くはないということがわかる。

回答企業129社を生産形態別に分類すると、製造卸商が96社（74.4%）、販売メーカーが15社（11.6%）、製造卸商兼販売加工メーカー（兼営と略称）が18社（14.0%）となっており、製造卸商が約4分の3を占めている。この生産形態別と従業者規模別・年商規模別との対応は、第8表・第9表にみられる。従業者規模別では販売加工がやや大きく、年商規模別では兼営がやや大きいが、いずれにしても最大規模層には1社もなく製造卸の独占となっている。年商額20億円以上の企業17

第7表 従業者規模別・年商規模別企業数（社）

従業者規模 年商規模	(I) 300人以上	(II) 299～100人	(III) 99～50人	(IV) 49～20人	(V) 19人以下	合計
① 30億円以上	6	6	•	•	•	12
② 30未満～10以上	1	17	4	•	•	22
③ 10未満～5以上	•	7	13	9	2	31
④ 5未満～1以上	•	4	12	20	13	49
⑤ 1億円以上	•	•	•	4	11	15
合計	7	34	29	33	26	129

第8表 従業者規模別生産形態別企業数（社）

従業者規模別 生産形態	(I) 300人以上	(II) 299～100人	(III) 99～50人	(IV) 49～20人	(V) 19人以下	合計
(1) 製造卸	7	24	23	23	19	96
(2) 販売加工	0	6	3	4	2	15
(3) 兼営	0	4	3	6	5	18
合計	7	34	29	33	26	129

第9表 年商規模別生産形態別企業数（社）

年商規模別 生産形態	(1) 30億円以上	(2) 30未満～10以上	(3) 10未満～5以上	(4) 5未満～1以上	(5) 1億円未満	合計
製造卸	12	16	25	36	7	96
販売加工	0	1	4	5	5	15
兼営	0	5	2	8	3	18
合計	12	22	31	49	15	129

岡山県の被服縫製業の調査を終えて：下野

第10表 親企業別生産形態別企業数（社）

親企業 生産形態	製造卸商	商社・問屋	量販店	機屋	紡績メーカー	その他	合計
賃加工	11	2	1	0	0	1	15
兼営	7	9	0	0	1	1	18
合計	18	11	1	0	1	2	33

社は全部製造卸であり、20億円未満～10億円以上の企業17社は製造卸が11社・賃加工が1社・兼営が5社となつておる、年商額10億円以上の大規模層の82.4%まで製造卸が占めている。賃加工や兼営の場合の親企業は第10表のようになつておるが、賃加工では製造卸商を親企業とするものが主で、兼営では商社、問屋と製造卸商とを親企業とするものが殆どなつておる。賃加工や兼営の企業が比較的多い業種は、男子服($\frac{9}{20}$)と婦人服($\frac{4}{6}$)で、ファッション性の濃厚なものに多いといえよう。

このほか企業形態では、株式会社が112社(86.8%)・有限会社が7社(5.4%)・個人企業が10社(7.8%)で、株式会社が殆どであり、専業と兼業で分けると、専業が125社(96.9%)で兼業が4社(3.1%)であった。こうした岡山県被服工業組合の組合員企業の生産、仕入、販売、今後の対策におけるいろいろの項目での回答を、生産形態別・業種別・従業者規模別・年商規模別の4つの基準で分析していったのである。

IV. むすびにかえて

実態調査表に対する回答の詳細な整理・分析については、ここでこれ以上ふれる紙数はないようであるし、正直なところを書くならば、今回の実態調査についての明確な結論を私としてはまだまだ出しうる状態にはない。また今回の実態調査では、被服縫製企業の生産設備、生産技術や生産方法の改良、資金繰り、縫製労働者の構成や労働内容、被服縫製製品の価格変化や返品の処理などの多くの重要な問題点について殆ど調査できなかつた。このような点からみると、ここで結論めいたことを述べられないことや産業分析における実態調査の意義などについて述べられないことは、いうまでもないことであろう。岡山県の被服縫製業を中心に現代日本の被服縫製業について、今後いっそうの実態調査や理論的研究をしたうえで、後日結論については述べるということにして、むすびの言葉にかえておきたい。
(筆者 所友・岡山大学教員)

訂 正 一 覧 (21号)

- P. 3. 産業分析の→産業分析への
- P. 10. R. 現場での日々その産業→現場で日々その企業
- P. 78. 読書案内 R. 実行できないといディレンマ→実行できないといディレンマ
- P. 81. 14行 R. しかし井尻正二さんは古典を→しかし井尻さんが古典を
- P. 83. 保田芳昭『現代マーケティング論』→保田芳昭『マーケティング論研究序説』
- P. 83. ドイツ民主共和国聞きかじり→ドイツ民主共和国聞きかじり
- P. 18. 10行 L. (この点岩淵誠一氏の御教示による)→
(この部分は岩淵誠一氏の草稿「マルクスが分析した機械発展の過程」第6表をもとにし
て、筆者が作成したものである)

夜間通信研究科78年春期合宿の報告

去る3月18・19日の両日、大津市にある共済会館において1978年度夜間通信研究科春期合宿が行われました。春闘や京都府知事選など多忙な中を多数の労働者研究生が参加しました（総参加者90数名のうち過半が労働者研究生でした）。今回の合宿は天候にも恵まれ、琵琶湖にはヨットも浮かび環境という点では最高であり、また会場では研究科2年間の集大成ともいえる研究科修了論文集「労働と研究」が配布され、大いに雰囲気を盛りあげました。

合宿は第1日目の午後1時から全体研究集会がおこなわれ、開会のあいさつ後、労農論研究生の菊地組子さんから化学同盟の経験を素材にして、「構造的危機下の中小企業労働組合運動の視点」というテーマで報告がなされました。菊地さんは労組書記の経験から、①中小企業労働組合運動の到達点と弱点、②経営危機に対する闇い方と展望、等を中心に報告をおこない、大阪の中小企業の経営と労働者を守る大運動など具体的な経験をもとに中小企業労働組合運動で経理公開、企業分析にもとづいて背景資本を明確にすること、営業の権利と労働権を結びつけて背景にある金融資本と官僚行政をうかびあがらせ、行財政の民主化、法的規制の必要を強調しました。菊池さんの報告は具体的でわかりやすく、参加者に好評でした。

次に労農論指導担当の湯浅良雄氏から「戦後日本資本主義と労働者階級の発達の現段階」というテーマで報告が行われました。

そして、この両報告にもとづいて若干の討論をおこない、その後休憩に入り、グリルで楽しい夕食会をしました。

夜は午後8時から教員層、指導補佐層、事務局員層、研究生層の各層に別れて階層別分散会をし、研究科発足以来、2年半の総括を議論しました。その後、適当

にアルコールも入れ深夜まで雑談も交え議論しました。

第2日目は朝9時から各学科別分科会を5学科に別れて行い、各学科の大蔵と京都の研究生の交流を含め、各学科の今後の運営の進め方、今年度に修了論文を書く予定の研究生への具体的ツメがおこなわれました。

午後からは全体総括集会で「労働と生活に根ざした経済科学の創造」というテーマでシンポジウムがおこなわれました。最初に本多研究教育委副委員長から、①研究科発足以来、2年半の大きな前進と成果、②今後の課題、にわけて基調報告がおこなわれました。そして、その基調報告をもとに昨年、研究科の修了論文を作成した自治体労働者の武元熟氏と印刷業に従事しておられる長瀬晴彦氏から経験報告がなされました。

武元氏は研究テーマの設定は、自己の労働を研究対象としたので大きな困難はなかったが、その問題意識を日常的にいかに持続させ、発展させていくのかという点で、いろいろな工夫の必要が話されました。長瀬氏の場合は武元氏とは逆に、研究テーマ設定それ自体が最大の困難な問題であったことが言われ、氏の場合あまり自己の労働にとらわれず、自分の関心事から出発した経験が話されました。そして、両氏とも問題意識を発展させ論文にまで結実させるには、旧来の自己の生活態度の変革抜きにはなしえないことが強調されました。

次に各階層からこの2年半の経験をふまえて、今後の方向について問題提起がおこなわれ、その中で特に事務局員層から現在の事務局員の地位・役割の不明確さや発達の保障などについて強い要望が出されました。

最後に、鶴田夏期合宿実行委員長から夏期研究集会においての報告を行い散会しました。

最近号内容目次一覧

●第19号 (1977年7月) 650円

- 生存競争・階級闘争・全面発達
歴史的唯物論における労働と家族
産業電化の意義と役割
消費者信用と貧困化
資金決定の「国家的独占」と国民春闘
労働力流動化政策と教育・訓練・生活手段（上）
『帝国主義論』研究入門(8)
〔書評〕戸田慎太郎『現代資本主義論』
〔読書案内〕中国新聞社編『ルボ地方公務員』
V. グルシコフ・V. モーエイエフ『コンピュータと社会主義』
『資本論・帝国主義論年表』の編集を終えて
『現代福祉経済論』の刊行によせて
〔基礎研だより〕夜間通信研究科春期合宿の報告ほか2編

二宮	厚美
本多	三郎
田中	勇蔵
山西	万三
横山	寿一
松田	和男
森岡	孝二
独占理論研究会	
本田	洋一
田中	宏
鶴田	広己
成瀬	龍夫

●第20号 (1977年10月) 650円

- 20号記念特集：働く者の経済学研究と資本論
本特集によせて—「経済科学通信」20号の軌跡
〔インタビュー〕林直道先生に聞く—今日の経済学研究と「資本論」
〔座談会〕経済学を働く者の発達のために
研究体制論と基礎研運動
ヒルファディングと経済民主主義
『帝国主義論』研究入門(9)
〔書評〕林直道著『恐慌の基礎理論』
飯盛信男著『生産的労働の理論』
〔誌上討論〕大工業理論の理解をめぐって
〔隨想〕経済学教育の一つの現場から
ドイツ民主共和国聞きかじり
〔基礎研だより〕夜間通信研究科夏期合宿の報告ほか3篇

重森	暁
池上	惇 (他)
中島	哲郎
小淵	港
森岡	孝二
角田	修一
山西	万三
戸名	直樹
加藤	房雄
村田	武

●第21号 (1978年2月) 650円

- 特集 * 技術・産業論研究入門
技術論研究と産業分析の関連
〔インタビュー〕市川弘勝先生に聞く
現代技術論の成果と課題
技術・産業論の現代的課題と理論的諸問題
〔職場からの研究報告〕恐慌下の地域の変貌と変革への契機
〔研究動向分析〕最近の「新中間階層」論の理論的諸特徴
〔書評〕「法人資本主義」論についての覚え書き
〔読書案内〕島恭彦「インフレーション—その政治と経済」
〔隨想〕夜間通信研究科の2年間に想う
基礎研運動の現況と研究者管理うらばなし

中村	静治
吉田	文和
戸名	直樹
太田	絃志
林	弥富
坂井	昭夫
池島	正興
中橋	幸二郎
西田	達昭

郵送希望の方は、郵送料（2冊まで120円、4冊まで160円、8冊まで200円）を加算のうえ、
編集局宛お申し込み下さい。尚、郵便振替で入金される場合は、振替京都1972を御利用下さい。

読 者 の 声

● 21号楽しく読ませていただきました。本号が、私にとっての初めての「通信」となりました。全体を読んでみて、一人大学の研究者ばかりではなく、様々な分野で働いておられる方々の論文が、人それぞれの置かれている具体的な状況から出発したすぐれた論文であるのを見、基礎研運動のすばらしさを感じるとともに、一経済学徒としての自分の責務を考えるきっかけにもなったように思います。今後ともすばらしい活動を展開されるよう応援致します。
(福島、森下宏美 22才)

● 20号・21号を初めて拝見した次第です。最近青木書店から刊行されました『講座現代経済学一入門』を読

読 者 の 声

み、貴研究所のことを知りました。小生は現在立命Ⅱ部（経済）に通う傍ら、新聞販売店で働いています。全商業京都府支部新聞分会で組合活動に参加するようになって、新たな意欲をもって、経済の勉強をしているのですが、貴研究所を知り、ぜひ入って勉強を深めたいと思っています。（平田憲二、22才、夜間学生）

● 現代企業における管理労働について研究している者ですが……企業で課長係長など管理職についている人のナマの発言（理論的に整理されていなくてもよいと思う）を、掲さいされたい。（作業労働者、事務労働者のみならず、管理的労働者も、所員あるいは読者として獲得されたい。）（京都、渡辺峻）

● 号を追って充実する感がします。市川先生へのインタビュー、坂井論文、興味深く、一気に読みました。とくに坂井氏の整理・分析見事です。いつもながら、感心して読みませて頂きました。諸説の弱点、問題点の剔出の部分は、同感又同感です。質問したいのは整理の基本的立場（◎）からの、諸説の止揚・体系化が果たして可能か？という一点です。『無理だ』というのが素人の私の悪い予感なので、是非積極的論旨の展開をお願いしたい。独占資本主義の経済の法則などには全く賛成するのですが、基本的立場との整合性をどうつけるのか、筋道が見当つかないのです。教えて下さい。（京都、井手啓二、35才）

● 大学院（修士）を修了し、現在大学の生活協同組合の活動に従事しております。すでに、学窓を立って5年以上の歳月が流れてしまい、真剣に「働きながら学ぶ権利」の行使のためには、自らが努力して、挑戦しなければならないと痛感しています。

幸いにも、「日本の科学者」（1978.4）の坂井昭夫氏の論文と、「講座現代経済学」の発刊を機に、協同組合に関する学習研究を、思い切って深く進めようと決定しました。

基礎研運動に、私たちのような立場の者は、大いに励まされ、かつ、大いに敬服する次第です。

（岐阜、渡辺俊、29才）

● №18から読んでいます。私の専門は工業化学ですが、教える科目は、化学工場というのです。いわゆるプラント、装置、電気工学です。高校生に、公害問題についてきちんと教えないとなりませんので、色々考えています。それらの基礎は、科学技術をどう人類の発展のために使うか、ということと、経済の問題をどうあつかうか＝社会のしきみということになります。貴誌の「全面発達」の問題は、現在の高校教育の中心課題でありますので、私は、私なりに、自分のむすめ、むすこの成長のことと合せて、私の（親の）全面発達をめざしてあれこれ学びたいと思っております。貴誌は、私には必要です。お礼申し上げます。

（沢田義男、49才、高校教諭）

【編集後記】春闘敗北、冬の時代の労働運動などといわれる現状にどう経済学の光をあてて、打開の糸口を探りあてるか、を求めて本特集を組みました。次号では4年目を迎える夜間通信研究科を多面的に紹介する特集を組む予定です。はさみこみ葉書を活用され、ぜひ本号の感想などお知らせ下さい。

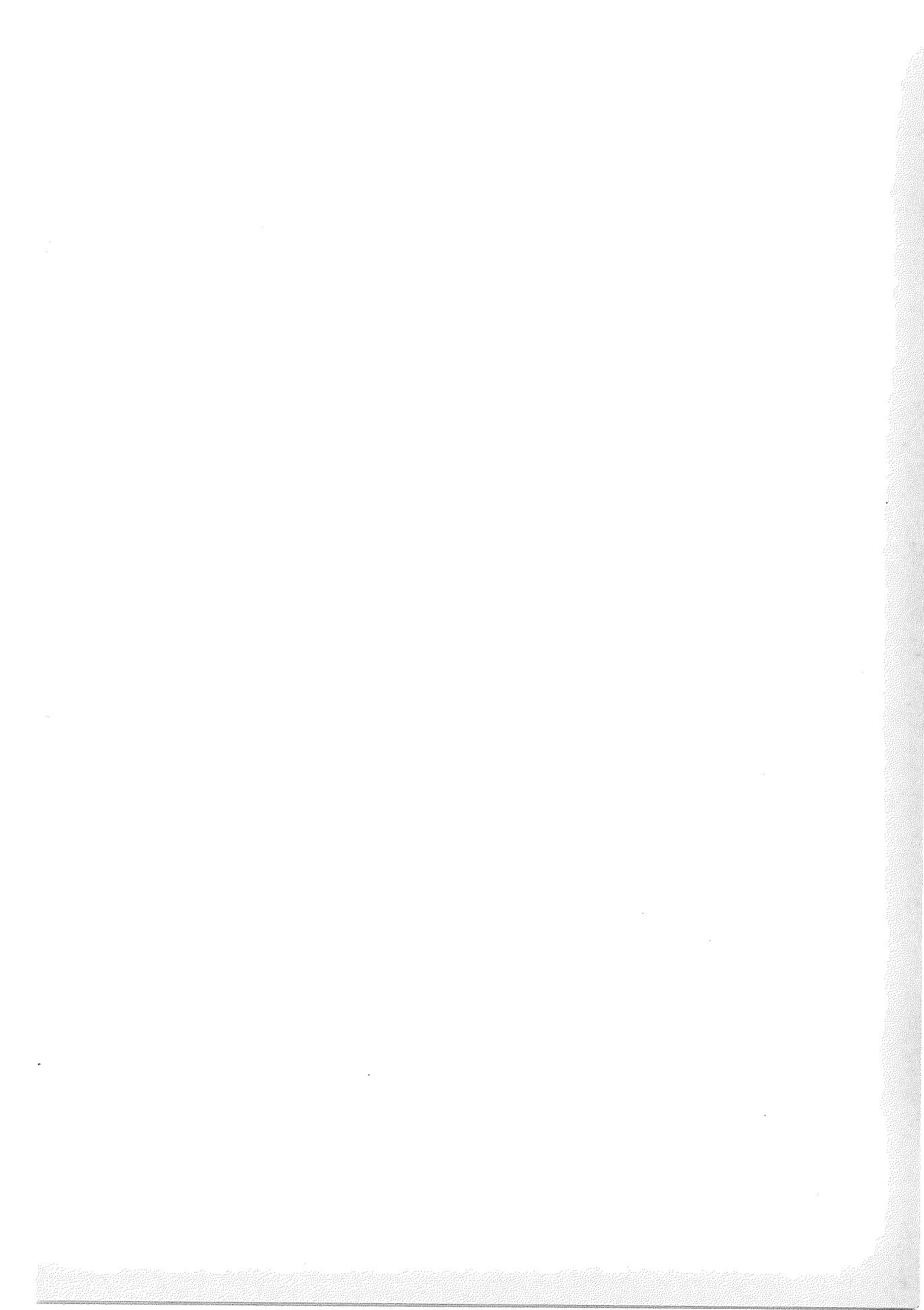
経済科学通信 (季刊) 第22号 1978年6月10日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所
(〒602 京都市上京区河原町通今出川下ル 芝山ビル)
TEL (075) 255-2450

振替 京都1972 基礎経済科学研究所 編集局

編集委員	青水 司	池上 悅	江尻 彰
	尾崎 芳治	木原 正雄	坂井 昭夫
	佐々木秀太	島 恒彦	重森 晃
	中谷 武雄	中村 雅秀	長島 修
	林 弥富	広瀬 幹好	田井 修司
	藤岡 悅	光岡 博美	森岡 孝二

印刷所 博文堂印刷所
価格 1部 650円(実費)
定期購読費(年間4冊分) 2,500円(郵送料別300円)



島 恵彦著 インフレーション ¥1100	芦田文夫著 社会主義的所有と価値論 ¥3000
池上 悄著 国家独占資本主義論争 ¥1300	加藤睦夫著 日本経済の財政理論 ¥1600
池上 悄著 財政危機と住民自治 ¥1400	坂本和一著 現代資本主義の生産様式 ¥2600
池上 悄編著 現代世界恐慌と資本輸出 ¥2200	山口正之著 経済の科学 ¥1500
向井喜典他著 現代福祉経済論 ¥2000	上島 武著 ソビエト経済史序説 ¥3300
中村 哲著 世界資本主義と明治維新 ¥1500	林 直道著 現代日本の経済 ¥1200
野村秀和著 現代の企業分析 ¥1400	川上正道著 戦後日本経済論 ¥1400
真田 是著 現代社会問題の理論 ¥1400	関 恒義著 近代経済学の破産 ¥1300
真田 是他著 社会体制と社会問題 ¥1800	関 恒義編 現代の経済学(上) ¥1600
中村静治著 現代日本の技術と技術論 ¥1400	鶴田満彦著 現代政治経済学の理論 ¥1200
中村静治著 現代技術論の課題 ¥1200	鶴田満彦著 現代日本経済論 ¥1200

青木書店

東京神田神保町1-60 TEL (292)0481
〒101 振替・東京8-36582